

参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第三号

平成十一年五月十日(月曜日)

午前九時開会

委員の異動

五月十日

辞任

宮本 岳志君

補欠選任

筆坂 秀世君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

井上 吉夫君

鈴木 正孝君

竹山 裕君

山本 一太君

若林 正俊君

齋藤 勲君

柳田 稔君

日笠 勝之君

笠井 亮君

山本 正和君

市川 一朗君

加納 時男君

亀井 郁夫君

木村 仁君

吉村剛太郎君

伊藤 基隆君

石田 美栄君

久保 亘君

佐藤 泰介君

千葉 景子君

寺崎 昭久君

前川 忠夫君

本岡 昭次君

荒木 清寛君

高野 博師君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

小泉 親司君

筆坂 秀世君

宮本 岳志君

日下部博代子君

田 英夫君

田村 秀昭君

月原 茂昭君

椎名 素夫君

山崎 力君

高袋 宗康君

赤城 徳彦君

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

科学技術庁長

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

国務大臣

建設大臣

労働大臣

郵政大臣

自治大臣

国土庁長官

国務大臣

自衛隊大臣

国務大臣

内閣官房長官

国務大臣

金融再生委員

国務大臣

総務庁長官

国務大臣

防衛庁長官

国務大臣

経済企画庁長

国務大臣

環境庁長官

国務大臣

環境庁長官

国務大臣

政府委員

内閣官房内閣安

全保障・危機管

理室長

兼内閣総理大臣

官房安全保障

危機管理室長

内閣法制局長官

内閣法制局第一

部長

内閣法制局第二

部長

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育

局長

法務省人国管理

局長

外務省総合外交

政策局長

外務省アジア局

外務省北米局長

外務省欧亜局長

外務省経済局長

外務省条約局長

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

通商産業省通商

政策局長

通商産業省貿易

局長

運輸省港湾局長

海上保安庁長官

伊藤 康成君

大森 政輔君

秋山 收君

宮崎 礼登君

守屋 武昌君

佐藤 謙君

柳澤 協二君

坂野 興君

竹中 繁雄君

加藤 良三君

阿南 惟茂君

竹内 行夫君

西村 六善君

大島正太郎君

東郷 和彦君

小野 元之君

辻村 哲夫君

今野 秀洋君

佐野 忠克君

川嶋 康宏君

楠木 行雄君

野寺 康幸君

香山 充弘君

事務局側

常任委員会専門 櫻川 明巧君

本日の会議に付した案件

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから日米防衛協力のための指針に関する特別委員会を開会いたします。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の三案件を一括して議題といたします。

三案件の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林正俊君 おはようございます。自由民主党の若林正俊でございます。

質疑に入る前に、ユーゴスラビアのコンボ紛争によりまして犠牲を受けた多くの方々に心からお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げます。ユーゴスラビアにおきます民族浄化による犠牲

が拡大しないためにということでNATO軍の空爆が開始されたわけでありまして、これによりまして関係のない人々にも大きな犠牲を起しているという矛盾が発生しております。このようにことが一日も早く解決されることを願っております。私は、結局は国連を軸とした政治的な解決を図る道しかないと考えております。

このことにつきまして、総理の基本的な認識をお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(小淵恵三君) このたびのコンボにおける難民が大量に発生しております。関係しまして、NATOといたしましてそうした民族浄化というような不幸な事態に対処するために空爆が行われ、ユーゴ側がこれに対して、ミロシエビッチ大統領がいわゆる平和のための五つの条件を一日も早く引き受けるということが望ましい、こう考えておったところでございます。

そうした中で、今、若林委員御指摘のように、空爆によりまして軍事施設以外の施設も破壊等が行われることによりまして多くの犠牲者がまた出てくるという不幸な事態はまことに残念であります。ユーゴ側におかれましてはコンボにおける事態を十分注視しながら、一日も早い安定した状況になるように強く日本政府としては期待をいたしておるところでございます。

また、今般、NATOによる在ユーゴ中国大使館の誤爆につきましては、我が国といたしましては、極めて遺憾であると考え、犠牲となられた方々に対し深い哀悼の意を表しておるところでございます。

その後、G8外相会議におきまして、コンボ問題の解決に向けてG8としての共通の立場が合意され、ようやく政治解決に向けて動き出したやさきの事件でありまして、この事件が政治解決へ向けての機運に悪影響を与えることのないように強く希望いたしております。また、この会議には高村外相も出席をいたしまして、G8として対処するという合意がなされておるわけでありまして、このことに関連いたしまして、当然世界の平

【参議院】

和と安定に大きな役割を果たす国連といたしましても、その事態を十分注視しながら、十分その機能が発揮されるように望んでおるところであります。また、日本政府といたしまして、国連を通じてこの事態解決のために努力いたしていかなきやならない、このように決意いたしておるところでございます。

○若林正俊君 きょうから本委員会におきましていわゆるガイドライン関連三法案の審議が始まります。きょうの審議はテレビを通じて全国の国民の皆さんが注視いたしております。

この三法案は、昨年四月に衆議院に提出され、以来継続審議となっておりまして、この四月二十七日に、一部修正の上、参議院に送付されてきたのであります。

国民の中から、どうもこの周辺事態法案がわかりにくいという声が私たちのところにも伝わってきております。限られた時間でありましてけれども、このガイドライン関連三法案が日本の平和と安全を確保するためにどのような役割を果たすことになるのか、時間を有効に活用して国民の皆さんに正しく理解していただけるように心がけて質疑を行いたいと思っておりますので、総理を初め関係大臣には率直にわかりやすい御答弁をお願い申し上げます。

戦争のない平和な社会でありたいという願いは世界人類の共通の願いであります。しかし、第二次世界大戦の後、米ソの対立による緊張した冷戦状態が長く続き、その間にベトナム戦争などのような悲惨な戦争が幾つもありました。

その冷戦がソ連の崩壊により終結をして、いよいよこれから世界は協調と共生の時代、平和の時代が来るものと期待されましたが、冷戦の終結から十年、世界の各地で地域紛争やテロ事件が数多く発生し、また核兵器の保有国もふえ、さらに核兵器が広がる危険が出てきております。特に、アジア地域におきましては、朝鮮半島情勢を初め、平和と安全を脅かすような不安定な要因を抱えていますし、現にユーゴのコンボ地域をめぐる民族紛争

で、NATO軍がユーゴスラビア連邦にミサイルによる空爆を始め攻撃を行っております。情勢は泥沼化しつつあります。

日本は、敗戦から今日まで幸いにして平和が続き、経済も成長発展を遂げましたが、反面、平和はけと言われるように、国を守るといふ防衛問題への国民の意識は余り高くありませんでした。

しかし、昨年八月に北朝鮮のミサイルが何の予告もなしに日本列島を飛び越えて太平洋に撃ち込まれたり、また、北朝鮮の工作船と見られる不審な船が領海を侵入し、海上保安庁と防衛庁の船がこれを追跡しましたけれども、結局拿捕できなかつたこと、また、かねて北朝鮮が地下で核開発をしているという疑惑がありますことなどにより、このままでは日本は大丈夫だろうかという疑問や不安が国民の間に高まってきています。国を守るといふことは、国民一人一人、愛する家族やふるさとを守るということだという理解も次第に深まってきているように思われるのであります。

そこで、ガイドライン関連三法案の審議の開始に当たり、まず、日本の安全保障、国防の基本的なあり方、その中での日米安全保障条約の位置づけにつきまして再確認をしておく必要がある、このように思うのでございます。

総理、このたびの訪米、御苦労までございました。このたびの訪米は、中曽根総理の訪米から十二年ぶりの公式訪問であり、自由と民主主義という基本的な価値観を共有する日米両国のトップが不安定な国際情勢の中で世界の平和と安全、経済、とりわけ景気の回復問題について率直に話し合い、日米の友好と信頼を深められたのであります。

帰国早々に、五月七日には衆参両院本会議で総理から御報告がありましたけれども、本委員会の審議と深い関係がありますので、改めて総理御自身からこのたびの公式訪米の意義とその成果について簡潔に御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(小淵恵三君) さきの日米首脳会議におきまして、私は、クリントン大統領との間で自

由と民主主義、そして基本的人権という基本的な価値を共有する同盟国である日米両国が二十世紀に向け、平和で豊かな世界の構築という共通の目標を目指して一層協力していくことを確認いたしました。そして、より多くの国の人々がより強固な安全と一層の繁栄を享受できるよう率先して協力していくことが日米両国にともに課せられた使命であることについて決意と展望を示すことができたことは、最大の成果であったと考えております。

時あたかも一九九九年でございまして、この日米の間におきましては、まさに黒船到来以来百余年、その間には日米間にも大変厳しいあらしのときもございましたが、戦後一貫して日米の協力関係は極めて強固になっておるわけでございまして、二十一世紀を前にいたしまして改めてこの同盟関係をさらに信頼の高い強固なものにいたしたいということで訪問させていただきまして。

公式訪問というのは必ずしも時期を選んでおるわけではございませんが、特に一昨々年、橋本総理とクリントン大統領との間に日米安保共同宣言も発せられておりまして、やはりこうした機会に日本とアメリカとの間の協力関係もさらに強固なものにしていかなくやならぬという時期でもございましたので、まことに今回の首脳会談は、そうした意味からもより一層理解が深まったということでございます。改めて日米相協力して世界のために力を尽くしていかなければならないというための会談として意義があつたものと考えておる次第でございます。

○若林正俊君 ありがとうございます。

総理が各地で米国の市民や学生、また経済人などとの交流、対話を通じて日米の相互理解を深め、クリントン大統領との会談、その後の共同記者会見などによりまして、日米両国が自由と民主主義という基本的な価値を共有する国として、当面する安全保障や経済の問題だけでなく、二十一世紀における世界の平和と人類の繁栄、幸せのために共通の目標に向けて一層の協力をしていく

ことを世界に発信いたしましたして強く印象づけられましたことを高く評価し、重ねて御苦労さまでありましたと申し上げる次第でございます。

そこで、日米関係の基本的な枠組みであります日米安全保障条約の役割と評価につきまして確認をしておきたいと思ひます。

私は、戦後の日本の復興、発展は、いろいろな好条件がありましたけれども、基本的には国民の大変な努力によるものだと思います。その国民の努力の結果が今日のような姿で報われましたのは、何といつても日米安全保障条約に負うところが大きいと思ひます。

ところが、日米安全保障条約につきましては、日本がアメリカの支配のもとで戦争をさせられるおそれがある、そういう条約だなどと主張し、いまだにこの条約を認めないグループがいるのでございます。大変残念なことだと思っております。そこで、国民の皆さんにこの日米安全保障条約の果たしてきた役割、現に果たしている役割をわかってもらえようように、経済問題から外交、防衛について御説明をいたしたいと思ひます。

まず、宮澤大蔵大臣から、この日米安全保障条約の果たしてきた役割につきまして財政、金融、経済の面から国民にわかるようにお話しただき、続きまして与謝野通産大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官の順でひとつ御説明をいただきますと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 戦後、対日講和条約が結ばれましたのは一九五一年九月にサンフランシスコにおいてでございますが、私はそのときに随員として参加をいたしました。講和条約が結ばれた日の午後、別の場所まで吉田首相が一人で日米安保条約に調印をせられました。これは、いわば戦後における我が国の重大な選択であつたわけでございまして、その選択の結果は今日まで続いておりまして、私は、恐らく若林委員がそうでいらつしやいますように、その選択を大変に賢明であつた、正しい選択であつたと考えておりますけれども、全体として申しますならばこれ

については若干の異論も世の中にあるように思ひます。

ただ、今御指摘の経済面に限って申し上げますならば、その結果、我が国の国民がいわゆる重い軍備負担を免れた、それは戦後の我々がようやく立ち上がる時とすると今までのその累積的な効果ははかり知れないものがあると存じます。他方でまた、兵器生産に最小限のエネルギーを割くことで免れておつたということも同様に累積的には大きな効果がございまして、経済面に関する限り、この条約が我が国の戦後の発展にあるいは国民生活の向上に大きく貢献したということは、恐らくこれはどなたも異論のないことではないかと存じます。

○若林正俊君 与謝野通産大臣、貿易・産業政策の面からどうですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私は、安全保障条約というのは、いわゆる直接的な安全保障という側面もございまして、やはり日米友好関係の基本を構築している基本的な条約だというふうに認識をしております。

こういう条約のもとで日米関係が強力な基盤で結ばれていくということによってアジア太平洋地域の安定が保たれ、現に平和が維持されているということ、そういう中で日本がアジア太平洋地域の諸国との友好的な通商関係、貿易関係、そういうものが結ばれてきたというのが歴史でございまして、私は、安保条約に対する評価は軍事的な側面、安全保障の側面のほかに、恐らく日米安全保障条約が調印されたときの関係者の気持ちの中には、アジア太平洋地域の安定ということも当然考えられていたと思うわけでございまして、その効果というものは最初の日米安全保障条約が調印されて以来ずっと続いているんだらう、大変重要な条約だと。経済的な側面の条約としてもやはり間接的に大きな貢献をした、そのように考えております。

○国務大臣(高村正彦君) 日米安保条約でありまして、過去四十年間、我が国及び極東の平和と安

全をもたらし、それだけではなくて、アジア太平洋における安定と発展のための基本的な枠組みとしても有効に機能してきた、こういうふうに評価しているわけでございまして。

我が国は、米国の間で自由と民主主義という価値、理念を共有し、政治、経済、文化等あらゆる分野において緊密な関係を有しているわけでございまして、かかる緊密な日米関係は日米安保条約がその基盤となつておるということでありまして、換言すれば、もし日米安保条約がなかったならば今日のような平和と繁栄を我が国は享受することができなかった、こういうふうに考えております。

このように、日米安保条約の役割というものは国民の大多数から支持されていると考えておりまして、政府といたしまして、今後とも日米安保体制の堅持を安全保障条約の重要な柱の一つとして堅持していく方針でございまして。

○国務大臣(野呂田芳成君) 日米安保条約とこれに基づく日米安保体制は、過去四十年間、我が国みずからの防衛能力と相まって、我が国に対する侵略を未然に防止することに大きく寄与してきたものと認識しております。日米安保体制が我が国の安全の確保にとって必要不可欠であるとの認識は防衛計画の大綱においても明記されており、また自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づく日米の緊密な防衛協力が日本防衛のための最も効果的な枠組みであると認識しております。

また、日米安保条約に基づく米国の抑止力が引き続き我が国の安全保障のよりどころであることは、九六年の日米安保共同宣言においても日米両国政府が確認したところであります。

こうした日米安保条約の役割は国民の大多数により支持されているものと考えており、政府としては今後とも日米安保体制の実効性確保に努力してまいります。

○若林正俊君 今、総理初め各関係大臣から、日米安全保障条約というものが戦後日本の社会の安

定、発展と日本の平和の基盤として大変大きな役割を果たし続けてきているというお話がございました。日本の国民の大多数もこのことをしっかりと認識していただいていると思います。

先ごろ、これは毎年行っております、外務省がギャラップに委託してのアメリカの国民に対する世論調査でありますけれども、日本が信頼できるかということを一般的に尋ねた質問に対しては信頼できるという答えが六一％、また日本に対する印象について好意的であるというふうなものが四三％、信頼感、好意的、いずれもこれまでで最高になっているというふうな報じられております。

日米関係のいろいろな質問の中で、何が最も有効かというこの問いに対しては、経済・貿易問題の改善を挙げた人が一般で五三％、有識者で七五％いるというところでございます。また、日米安全保障体制につきましては、米国にとって極めて重要としたのが一般の人で五三％、有識者で五二％ありまして、こういう質問を設けた九七年以降初めてともに半数を超えております。安保条約を維持すべきだという回答は一般が八四％、有識者は八九％に及んでいるというところでございます。

この日米安全保障条約に基づきます日米関係というものが経済、防衛、外交にとつて欠くことのできないものでありますけれども、同時に、日米両国民の間に深い信頼関係が形成されているというそのことも高く我々は認め、評価しなければならぬ、このように思うのでございます。

総理、このたびのガイドライン関連法案は、先ほど総理がお話しになりました、クリントン大統領と橋本前総理が日米安全保障共同宣言の中で日米防衛協力のための指針の見直しで合意し、開始することから始まって成案を得たものでござい

ます。そういう意味で、先ほどのクリントン大統領との会談の中で、この三法案が衆議院で可決をしたということにクリントン大統領はどういう評価をされたのか。また、重大な修正でございします船舶

検査活動が削除されていることについて何か言及されたのでありましかうか、お伺いいたします。○国務大臣(小淵恵三君) 今般の私の訪米の際、首脳会談におきまして、私からクリントン大統領に對しまして日米防衛協力のための指針関連法案等が先日、衆議院を通過した旨を説明し、これに對してクリントン大統領からはこのことを評価したい旨の表明がございました。

先ほどお尋ねがございましたが、これは日米安保条約四十年の歴史の中でますますその評価は高まり、この条約の意味は深まっておりますと思ひますが、ただ世界的な政治情勢の変化というものは大きいものがありまして、いわゆる冷戦構造が崩壊をいたしまして以降、米國あるいは旧ソ連、こういう対決でない形で世界は推移しておりますが、しかし同時に、北東アジアも含めましていろいろこの状況というもののについての問題というものは全く皆無になつたわけではありませぬ。そういう意味でも、日米の協力によりまして、地域の安定も大切でありますし、同時に最も我が國の平和と安全に寄与しなければならぬというところでありまして、そういう意味でこの条約に基づきまして改めて、ある意味でボルトを締め直すといひますか、そういう形の中で今般のガイドラインが提起され、衆議院を通過したということについての評価はいただきました。

ただ、お尋ねのように、今詳細にわたりましてどの項目がどうだったというようなことを逐一お話しする時間帯はございませんでしたが、全般的には日本の国会の一つの衆議院の意思が明らかにしたというところについては評価されたということとでございます。

○若林正俊君 北朝鮮の問題について、お互いにその認識、対応を話し合われたようでございますが、どのようなこととございしますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今申し上げましたが、北東アジアの状況というものは双方とも深い関心を寄せておるところでございします。日本としては、昨年の北朝鮮のミサイルが我が

國土を通過したというふうな事実もございしますし、また同時に秘密核施設の容疑がございまして、これに對して現下米朝間でいろいろな話し合いが進展をいたしておるところでありまして、このうしたことに對しまして我が國としても看過することのできないこととございしますので、こうした点も含めまして種々お話し合いをさせていただいたところでございします。

○若林正俊君 北朝鮮は日本にとつて隣國でありますと同時に、不幸なことでありますけれども、兩國間におきます對話のチャネルがないわけでございます。現在、朝鮮半島の問題につきましては北朝鮮、韓國、中國、アメリカの四方國の協議の場がございまして、このような場で對話を通じた外交が進められていくわけでありましかうけれども、我が國はなかなかこの對話の中にも参加できないのであります。

総理は、クリントン大統領に對しまして、この四國の協議の場があるいは別の場をしつらえて、いずれにしても大変關係の深い隣國でありまして日本とロシアも加えた場をひとつ骨を折つてもええなにかという趣旨で對話しなれたように聞いておりますが、そのことについてはどのようなこととありましてしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 北朝鮮に對してのチャネルといふものは、言うまでもありませんが國連にも加盟をされておるわけとございしますので、そういう意味で、國連の場であるいは北朝鮮に對する關係といふものは各國とも話し合つておられるわけとございします。

ただ、我が國に對しましては、残念ながらただ一つの國交の正常化しておらないところでございしますので、一日も早い正常化のための交渉を続けておりますが、残念ながら現下中断をいたしております。もちろん、議員外交と申しますか、いろいろ衆参兩院の諸先生方を中心にしたしまして、隣國でございしますから、かつては韓國は近くて遠い國と言われましたが昨今は非常に近くに近しい國になつておりますが、まさに近くに全く遠い

國になつておる北朝鮮に對するパイプを何とかつなげていかなきゃならぬ、こういうことでございします。現在は、米朝間、米國と北朝鮮との關係、あるいはジュネーブにおける四方國の會合等がございしますが、いずれも我が國は直接的に参加をいたしておりません。KEDOにつきましては、これは我が國として参加をし、かつ十億ドルに上るところの協力をコミットメントいたしておりますが、いずれにしても、そういうことであればあるほどに、何とか話し合いに参加できないかということとございまして、今、若林委員御指摘のように、できれば四方國に對してロシアと我が國も参加した形で話し合いの場というものが持ち得ないかということとございします。

率直に申し上げまして、北朝鮮として直ちにこれを受け入れるという状況ではありませぬけれども、他の國々、關係の國々に對しましては私も事あるごとにそうした會合が持ち得ないかということに對して申し上げておるわけでありまして、ロシアのエリツィン大統領にも、また先般我が國を公式訪問されました江沢民國家主席に對しまして申し上げておるところでございまして、韓國の金大中大統領は賛意を表していただいておりますので、改めて米國のクリントン大統領にもそうした會合が持ち得ないかということにつきまして、米朝間の關係がございしますので、そうした六カ國の話し合いの場が持ち得ないかどうかということに對しての協力といひますか、お考えもお伺いし、賛同を得ておるところでございします。

○若林正俊君 小淵総理が北朝鮮との國交正常化の前提として種々の懸案事項を對話で解決できるような条件整備のために大変御努力をいたしておりますことに敬意を表し、また期待をしておりますところでございします。

政界レベルあるいはまた民間經濟人のレベル、さらにスポーツや文化の交流などを通じて、多角的にいろいろな機会をとらえまして、北朝鮮との對話のきっかけがつかめますような、そういう努

と同時に、私は、やはり後方地域は戦闘が予想されるような危険地域から一線を画した地域であることは御説明を受けて承知いたしておりますけれども、それにしても、後方地域におきます支援の諸活動は、その関係国からしますと、交戦をしているような状態になってきますとその後方地域におきます支援が交戦力を高める、こういう効果を持つわけでありますから、やはりこれに対して重大な関心を持つということは考えられることで

ありますし、場合によっては、そのことによって後方支援をしています我が国に對します種々の軍事的な行動も行われるかもしれない。そういうリスクといいますが、そういうような事態というのは全くゼロではないと私は思うんです。

しかし、そういうようなことをあえて承知しながらもこのような周辺事態に對します法制、制度を整備し、日米間の強力な信頼関係をより上げていくということにより、抑止によります平和確保といった効果の方がずっと大きいという、そういう判断が根底にあるのではないかと、うに私は思うのでございます。

その意味で、国民の皆さん方に率直にこれからの法案の各条項を通ずる論議によりまして、そういう不安を取り除いていただけるような努力、審議を通じましてそういうことが必要なのではないか、こういうふうに思います。

日本の平和と安全を確保するということにつきましては、これは申すに及ばず、何といつても日ごろの外交努力が前提でございます。日本有事とならないようなそういう予防外交というのが前提でありますけれども、先ほどもお話ししましたように、一方で紛争になったときには相手方にとつてもこれは大変な犠牲を伴うものだというような意味で、我が国が持ちます抑止力、こういうことが背景になれば、友好、平和の外交を、予防外交を進める場合にも十分な効果が期待できない。この両者は大変微妙なバランスの上に成り立っているように思うのでございます。このことについては大変努力が必要であらうかと思うのでございます。このことは私の気持ちを指摘するにとどめたいと思います。

先ほどの何がしかのリスクを伴うというように、ことにつきまして、外務大臣、何かお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(高村正彦) 例えばこの法案では後方地域というのを設けて、そういうリスクができるだけ少なくなるような努力はしております。リスクが起るようなことになれば、またそれ

を中断するとか、そういった努力もしてできるだけ少なくなるようにしておりますけれども、委員が御指摘のように、ではリスクがゼロかと言われるれば、私もリスクがゼロだと断言する自信はないわけでありまして、そういうリスクを少なくするような配慮をできるだけしながらも、何らかのリスクは残るかもしれない。だけれども、まさに委員が御指摘になったように、そういう周辺事態が起つて、それが本場に日本に對する有事に発展するようにならないように、行動する米軍に對して日本が何らかの支援をする、そしてそれで食いとめる、あるいはそういったことによつて一般的に日米安保関係の信頼性が向上する、そういったことによる抑止力、そういったことの効果の方が何がしか残るかもしれないリスクよりもはるかに大きい。こういう政治的判断をしてこの法案を提案させていただいているわけでございます。

○若林正俊君 外務大臣から率直な御見解が述べられました。私も外務大臣が今お述べになりましたようなそういう観点でありますが、そのことはやはりこれから率直にこの審議を通じて明らかにしながら理解を求めなければならぬと思ひます。

総理の訪米の成果と意義につきましていろいろとお尋ねをさせていただきましたが、この訪米関係の最後に、総理は訪米の直前に来年の九州・沖縄サミット的首脳会合を沖縄で開催するということを決断されたのでございます。総理の沖縄に對します並々ならぬお気持ちと、そしてこのことを決定いたしました勇断に改めて敬意を表するものでございます。

在日米軍の基地の七割以上が集中しているという沖縄にクリントン大統領を初めとして世界の首脳が集まることになるわけでございます。このことにつきまして、大変警備上その他不安もあるわけでございますが、クリントン大統領はこのことによつてどのようなコメントといひますか、言及しておられましたでしょうか、お伺いしたいと思ひま

す。

○国務大臣(小淵恵三君) 二〇〇〇年に行われましサミットにつきましては、我が国がその主催国ということ決定をいたしております。

その開催地につきましては、しばしば本院でも御答弁申し上げておりますが、今般第四回目に当たりまして、過去三回首都東京で行われておりますので、この機会に地方開催ということも考えてよろしいのではないかと申し上げてまいりました。そこで、国内に八カ所それぞれ立候補されるところがあつたが、結論的に政府といたしましては、沖縄県で九州サミットという名のもとに開催することと決定いたしました。

主催国が決まればこれは各国とも御出席を願うことではありますけれども、たまたま日米首脳会談がございまして、私としてクリントン大統領によい考えである旨述べられたわけでありまして、また国務省も、我が国の決定を歓迎するといふことを申し上げておられるわけでございます。

今、若林委員も申されましたように、沖縄県、我が国の最も南に位置する地域であります。歴史的ないろいろな経過もございまして、また現在のこの地域はアジアの安定のために、また我が国の防衛のために必要な米軍の基地も多く有しておるところでございます。そういった意味で、ぜひこの沖縄県における開催が広く、沖縄県が我が国の

亜熱帯地域における特殊な地理的地位もさることながら、アジアに向けての大変発信をできる地域であるということでありまして、また、沖縄県民をひとつぜひ挙げてここでサミットが行われることと對して御理解を得つつ、成功を願っていることができれば大変ありがたいと思ひます。また、世界各國の首脳も、こうした沖縄県は歴史的に戦後考えてみましても、世界の中でいわゆる戦争によつて、領土を平和のうちに返還されたという、世界の歴史の中でも希有な形の中で沖縄の祖国復帰が成立したとしております。

たしましては二〇〇〇年サミット沖縄開催を決定し、その成功のためにぜひ全力を挙げてまいりたいと思つております。御協力もよろしく願ひたいと思ひます。

○若林正俊君 今、総理からお話ございました。もう今さら申し上げるまでもありません。第二次世界大戦の末期におきまして沖縄は我が日本の最前線の地域として戦場になり、大変痛ましい犠牲を強いわけでありまして、その後今日まで日本防衛のための米軍基地を多数擁してまいりました。しかも経済的には、最南端でありましてことから、経済の状態も大変苦しい状況に長らくあつたわけでありまして、今日も失業率がずば抜けて高いといつたような状況であります。

この沖縄の人たちがふるさとを愛して、そして沖縄の軍事基地に大きく依存しないでもやっていけるようなすばらしい地域にしたいという願いを持つておられるわけでございます。こういう沖縄県民の歴史的な経過なり現状というものをクリントン大統領を初め世界の首脳に御理解をいただくことが、沖縄が今後発展していきましようなそういうきっかけになればということで、大きな期待を持つて一人でございます。安全面を初めといたしまして受け入れ体制につきましては、沖縄県民と一体となり、沖縄県と政府が一体となつて全力を挙げて成功するようにしていただきたいと願うものでございます。

さて、法案の内容に入つて質疑をさせていただきます。

ガイドライン関連三法案のうち、自衛隊法の改正案、また後方支援、物品または役務の相互提供に關します改定協定の承認案件につきましては政府原案どおり衆議院で可決されたのであります。が、周辺事態法案につきましては大きな修正が行われました。自由民主党、自由党、公明党・改革クラブの三党によりまして、周辺事態の定義などに重要な修正があり、修正法案が参議院に送付されてきたところであります。

そこできょうは、この修正法案を提案いただき

ました衆議院の提案議員が御出席でございますので、この修正法案につきましてはいろいろ御質問をさせていただきますが、総括として、政府案がこのような修正を受けて衆議院で可決、参議院に送られておりますことについて、総理の基本的な認識といえますか受とめ方というのをまず伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 政府といたしましては、政府原案をもって国会の御了承をいただきたというところで、あらゆる機会に、衆参両院予算委員会を初めそのことを申し上げてまいりました。自主的な特別委員会が衆議院にまた参議院にも設置されましたが、その過程におきまして各党間の話し合いが行われた結果、修正をされたわけでありす。

もとより、国会におきます修正でございますので、政府といたしましては、それが参議院におきまして成立をいたしましたれば、そのことをもって政府としては誠実にその実施のために万端漏なきを期していくというのが政府の立場でございます。

○若林正俊君 周辺事態法案の最も重要な部分というのは、この法案が適用されるその場を決めております周辺事態とはいかなる事態であるかということでございます。

日本に対して直接の武力攻撃がありますと、これはもう日本有事の場合ですから、日本は自衛権に基づいて自衛隊が出動し、この武力攻撃に対抗をいたします。米国は、日米安全保障条約に基づきまして、日本に対して協力の行動をするということになるわけでございます。

このときの自衛隊の行動は、まさに自衛隊法に定められているわけですが、問題は、このように日本有事に至る前の段階におきまして、自衛隊が直接的な部隊行動をすることができない、こんな現状にあるわけでありす。日本の周辺地域で、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態が発生したとしても、日本の防衛のために自衛隊が出動できる法的な根拠規定というのがない

のが今の現状であると思ひます。

このような事態が発生した場合、またそれ以前に危機を予感している場合、そして平常な状態で推移している場合に、日本の防衛体制というのは、外国に対しては専ら米軍がこれに当たる、自衛隊は後方地域支援も、後方地域の捜索活動も、船舶検査活動も今の段階ではできない、こういう状況にあると理解いたしてあります。

周辺事態法案は、まさにこのような周辺事態におきまして政府が実施する措置、その実施の手続などをしっかりと定めていこうとするものだと思ひます。ご理解しておりますが、そのような理解でよろしくございましょうか、防衛庁長官。

○国務大臣(野呂田芳成君) そのとおりと考えております。

○若林正俊君 仮に、まことに仮にのことではありますが、朝鮮半島有事の事態があり、日本に對します直接の武力攻撃に至るおそれがあるような状況が起つてきた場合、朝鮮半島で米軍は、これに米韓の防衛協力によりまして、そこで戦闘状態になつていくことが予想されるわけでありすが、そのようなときに米軍が、日本にこれが累及ばさないうたことと、血を流すようなそういう戦闘状態になつたとしても、日本の自衛隊は現状では後方地域で物品や役務の提供、また遭難した米兵等の捜索救助活動もできない、そういう現状にあるんだということ、そのような理解でよろしくございましょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 仮定の御質問にお答えするのは問題があるかもしれませんが、朝鮮半島でそういう事態が起つた場合に自衛隊が出動することは許されないうと思ひます。

○若林正俊君 このような法制上の現状を踏まえますと、やはり日本の防衛に当たる米軍との間で本當の信頼関係による協力をより強固にしてい

く、共同行動というものを、日本のために行います共同行動というものを効果的に実施するという観点に立ちますと、今の状態というのはいろいろ問題があるというふうに思ひます。

そこで、この周辺事態と言われます状況がどういう状況であり、どういふときには自衛隊の部隊が出動できるのかなどというようにこの法律で定める場合、この周辺事態というものをしっかりと定義しなければならぬわけでございます。しかし、事柄の性質上、周辺事態というのはどんな事態なのかという定義が大変抽象的でありまして、地理的概念ではないといふようなことから、国民の間ではこれが拡大解釈をされるのではないかとといふような不安があるのも事実でございます。

そこで、衆議院におきます論議を通じてであると思ひますが、周辺事態法の「目的」で定めておりますその「周辺事態」につきまして、この定義について表現に修正が加えられました。

修正案提案者にお聞きいたしますけれども、この修正部分というのは、政府がかねて説明しておりました周辺事態というのとは、例えばこういうような類型でありまして、六つの類型を挙げておられるわけでありすが、そういう政府が今まで挙げてこられませんでした六つの類型ではなくて、そのすべての類型に当たつております後段部分の「我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」で締めくくるわけですが、その例示なんだと。その例示なんだといふふうに聞いておられるのであります。

○若林正俊君 なかなかわかりにくいのでございすが、例えば六つの場合の中の一、二を申し上げますと、「我が国周辺の地域において武力紛争の発生が差し迫つてい

る場合であつて、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」といふのがございす。また、「ある国において「内乱」「内戦」等の事態が発生し、それが純然たる国内問題にとどまらず国際的に拡大している場合であつて、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」また、「ある国において大量の避難民が発生し我が国への流入の可能性が高まつてい

る場合」など、六つの場合が書かれており

で修正に合意いたしました。

したがいまして、修正であるそのまま放置しておけば我が国に対して直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等、こういう点は全く第一には定義を変えるものではありません。第二には例示的なものであります。したがいまして、実質的に何の変更もない、このことをまず御理解いただきたいと思ひます。

しかば、第二の質問でございます、一体、衆議院の委員会が防衛庁長官からお示しいただきました六つの例示といふ関係があるか、こういう点でございすけれども、六つの例示というのは事態が起つてくる原因の方から見ておられるわけでございます。したがいまして、切り口が若干違ひまして、こちらのそのまま放置しておけば云々の方は、どちらかといふと影響という観点から見ておられるわけでございます。影響という観点から結果生まれてくるというか、そういう観点から見ておられるわけでございます。

したがいまして、六つの例示のいずれからしても、そのまま放置しておけば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態といふのは出てくる可能性もあるわけでございます。六つの例示と今回の修正部分とは切り口が違ひうということでございます。

○若林正俊君 なかなかわかりにくいのでございすが、例えば六つの場合の中の一、二を申し上げますと、「我が国周辺の地域において武力紛争の発生が差し迫つてい

る場合であつて、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」といふのがございす。また、「ある国において「内乱」「内戦」等の事態が発生し、それが純然たる国内問題にとどまらず国際的に拡大している場合であつて、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」また、「ある国において大量の避難民が発生し我が国への流入の可能性が高まつてい

る場合」など、六つの場合が書かれており

今度の修正は、今のお話ですと、こういう原因に着目して想定された場合は別に、切り口が違ふんだと、こういうお話でございませう。

見てみますと、それぞれ政府の示された例示の六つの類型は、いずれも、こういう場合であつて、「我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」、いずれにもそれがかかっているわけですね。このように後段部分で、「我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合」という部分について、これが一つの例示の意味を持つ、切り口が違ふということですから、後段部分について、例示の意味を持つということであるとすれば、そのほか、ここで例示で挙げられた場合以外には、例えばどんなことがあり得るのでしょうか。

○衆議院議員(大野功統君) まず、切り口が違ふということについては御理解をちょうだいできたと思います。

それから、今の、安全と平和に重要な影響を及ぼすということとございませうけれども、修正部分というのは、典型的、代表的なわかりやすい例じゃないかと思ひます。そのほかの例として、いろいろあると思ひますけれども、例えば、避難民が大勢押し寄せて国内で国民の気持が非常に不安になつて擾乱的要因が出てくる、こういうケースも考えられると思ひます。

○若林正俊君 これはあくまでも異常な事態の想定でありますから、何が起つてくるかあらかじめ決めるということは大変難しいことだと思ひますけれども、この修正というのは私は大変大きな意味があるというふうに思ひます。

この修正は定義そのものを変更するものではないというふうに御説明されております。しかし、今のよう原因たる種々の場合と別の、我が国の平和と安全という問題に重要な影響を与える場合とすることを規定していく一つの例示として挙げられていくわけでありませうから、この例示の持つ意味は、運用解釈をいけば厳しく縛っていくというふうな意味合いを持つのではないかなというふう

うに私は思つております。

政府としてこの修正の持つ意味というのをどのように受けとめておられますか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今、提案者から申し上げたとおりであります。この法案の一条に示された文言は重要な影響を与える事態の意味するところを例示的に丁寧に説明したものである、こういう御答弁がございました。それに對し、これまで私どもが説明してきました六つの具体例は、周辺事態が生起する原因に着目して説明したものであり、おの他の別の角度から説明したものであります。したがつて、法案第一条における「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」は、ここで言う六つの具体例に追加されるものではないと考えております。これは提案者からの御説明のとおりであります。

法案第一条に示された状況につきまして、それがいかに生起するかという原因について着目して申し上げますと、例えば六つの類型のうちの二番目に書いてあります「我が国周辺の地域において武力紛争が生起している場合」が考えられます。また、一番目に書いてあります「我が国周辺の地域において武力紛争の発生が差し迫っている場合」、こういうものがあつたとしても、それ以外の場合の中で生起する可能性も排除されないわけ

で、一概にどの場合と決められるものではない、こういうふうにも私は理解しております。

○国務大臣(高村正彦君) 「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」と、こういう言葉を入れたことによつて何か狭まるのではないかとこの御質問の趣旨だと思ひますが、「等」という言葉が入ることによつて狭まるということとは文理上ないんだらうと私は理解しております。その上で、衆議院の質疑の中で、提案者からも、この文言はより丁寧に説明するために入れたのであつて定義を広げたり狭めたりするものではないとはつきりした

説明がありましたので、政府としても安心をして

いるところでございます。

○若林正俊君 それでは次に、同じ第一条の「目的」の部分であります。日米安保条約の効果的な運用に寄与しようとする旨をいれて修正いたしました。このように修正をいたしましたその理由について提案者に御質問をいたします。

○衆議院議員(大野功統君) 審議の過程におきまして、日米安保条約との関係をどう考えていくか、こういう疑問も出てまいりました。その関係を明確にしておくために、日米安保条約の効果的な運用に寄与しようとする旨を修正に合意した次第でございます。この文言につきましては、日米安保条約の枠内あるいは日米安保条約の目的の枠内ということと全く同義でございます。

したがつて、修正の効果といたしましては、日米安保条約との関係を明確にする、これが第一点でございます。第二点は、個人的見解かもしれませんが、日米安保条約というものが我が国の安全と平和にとって基盤的な重要なものである、このことを再認識したものである、このように考えます。

○若林正俊君 法案に即して言いますと、次の修正部分は船舶検査活動の部分でございまして、これをすべて削除しているわけでございます。

この船舶検査活動は、私なりに思ひますと、この周辺事態法案の三つの柱の一つとも言える重要な事項であります。このことにつきましては後ほど同僚議員が御質問を予定いたしておりますが、私は一点だけ、どういふ事情があつてこの規定が削除されたのか、そのことについてのみお伺ひしておきたいと思ひますが、提案者、いかがでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) お答えいたします。

法案の審議は衆議院の予算委員会中心で行つてきたわけでございますが、これ以外にも与党間の協議また多党間の協議もその審議と並行して行つておりまして、各党からの主張また意見の調整を図つておりましたけれども残念ながら合意し得な

かつたわけでございます。その部分におきましては、今国会においてできるだけ三党間の協議を続けることによつて成立を図りたいということ

で別建てで審議をするということになつたわけでございます。

○若林正俊君 このことにつきましては後ほどまた論議があろうかと思ひますが、大変重要な規定でございます。できるだけ早い機会に鋭意努力をされまして、各政党間の合意が得られ、船舶検査活動につきましても周辺事態に對する有力な措置として規定されることになることを願つております。

次に、国会承認の件でございます。

第五条で国会承認の規定が新設されました。この条文が設けられることになりました理由、国民の代表である国会の理解のもとに、同意のもとに自衛隊の現地部隊の出動というようなことがなされなければならないという趣旨で入つたんだと思ひますけれども、もう少しこの国会承認の規定を新たに設けました理由ということを御説明いただきたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城徳彦君) お答えいたします。

今般、周辺事態安全確保法案の修正案におきまして、自衛隊の部隊等が行う後方地域支援及び後方地域搜索救助活動の二つの活動につきまして、原則国会の事前承認を、緊急時には事後承認を要する、こういう修正をいたしたところでござい

ます。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

私も自由民主党といたしましては、この法案が国民の権利義務に係るもの、制約するものでもございませうし、また自衛隊の行使、武力の行使を伴うものでもない、そういう点からいいますと、この事前承認、事後承認は不要ではないか、原案でいいのではないか、こういうふうにご感ぜられておりましたが、その後の各党間の協議を踏まえ、また先生の御指摘にもありますように、国民の十分な理解を得る必要がある、こういうことである協議をいたしました結果、新たに認められる先は

と申し上げました二つの活動、これにつきまして  
は、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える  
事態である周辺事態に際して、実力組織たる自衛  
隊の部隊等が実施するものであるということ、ま  
た自衛隊の部隊が新たに実施できるようにする、  
そういう活動である、こういうことを踏まえまし  
てこの二つの新たな活動、これにつきましては国  
民の十分な理解を得ることが望ましい、こういう  
判断に立ちまして、原則国会の事前承認、緊急時  
には事後承認の対象とするという、こういう枠組  
みとして修正をいたした次第でございます。

○若林正俊君　こういう周辺事態が発生をしてま  
いります。この周辺事態法に基づく措置を講ずる  
に当たりまして、内閣は、基本計画を定めてそれ  
に基づいて政府一体になって対応措置を講ずる、  
こういう仕組みになっているわけでありまして、  
その中で今お話のあります自衛隊の実力部隊で  
あります現地部隊が実施する場合、その場合に  
限っての事前承認というふうになっております。

この事前承認の問題は、それこそ緊急の事態に  
緊急に自衛隊の部隊が行動する、こういうこと  
その役割を果たすことになることが多いと思うん  
ですけれども、このような事前承認をかけること  
によりまして緊急に対応することにおくれをと  
る、こういう心配があるわけでありまして、この  
ことについてはたし書きで事後の承認でもよい  
ようにされております。

そこで、まずこの運用といえますか解釈につ  
いて確認しておきたいんですけれども、承認を得  
るべき対象であります自衛隊の部隊等の実施につ  
きましてですが、これは自衛隊の現地部隊が実施  
してもいいかどうかという、単なる言い方ですが  
その可否を国会にかける、その部隊がどこどの  
ような、どの地域でどういう展開をするか、どう  
いう行動をするかといったようなことまではこの  
承認にかかっていない、この理解をしてよろし  
うございますか、お伺いします。

○衆議院議員(赤城徳彦君)　お答えいたします。  
先生の御質問、御指摘は、基本計画のうち実力

部隊たる自衛隊の活動の可否、そこに限って承認  
にかからしめているのか、こういうことでござい  
ます。

この二つの活動の承認にかかるとは、その実施に  
限って、こういうことでございまして、これは  
現行法上、防衛出動等を含めまして緊急事態に際  
して国会承認が求められるのはいずれもその実施  
の可否であつて、具体的な措置の内容について立  
法府の承認にかからしめている立法例はほかにな  
いことを踏まえたものでございます。

もとより、国会での議論を踏まえて行うわけ  
でございますので、国会に對しましては基本計画も  
報告されますし、さまざまな議論を踏まえてつづ  
つ実施していく、こういうことになろうかと思いま  
す。

○若林正俊君　この承認は、自衛隊実施部隊の実  
施の可否についてののみ問うという形と承りまし  
た。

そこで、一般的な場合でありますけれども、こ  
の可否を国会に問う、承認を求めるときには、既  
に基本計画というものは定められていて想定をし  
ていいんでしようか、どうなんでしょう。重ね  
て答弁をお願いします。

○衆議院議員(赤城徳彦君)　お答えいたします。  
これは実際の具体的な場合によつてどういふ  
うなことが起こるかというところにかかわって  
くるかと思ひますけれども、基本的には、周辺事態  
が起つて、その認定行為、政府がこれを認定  
し基本計画を閣議決定する、そういうことが当然  
あることと存じております。その上で、この二  
つの活動について、自衛隊の部隊が出動すること  
の可否について国会に承認をお願いする、という  
ことでございます。

○若林正俊君　そういたしますと、通常のパター  
ンとしては、国会に可否を求める、承認を求め  
るときには基本計画が大体定められている。した  
がいは、基本計画は内閣の責任において決  
めるわけでありまして、その承認を求める際  
には、基本計画の部分について当然、事柄を明ら

かにするために、これも含めまして検討の前提  
としての論議が行われるような気がするわけで  
ございます。

そういうようなことを念頭に置きますと、なか  
な国会で論議が煮詰まらない、そのために時期  
を失うおそれがある、こういった場合もこのた  
だし書きの「緊急の必要がある場合」というよう  
なものに含まれるんでしようか、どうでしょう  
か。運用上の問題ですが、お伺いいたします。

○衆議院議員(赤城徳彦君)　お答えいたします。  
これまた国会での実際の審議のことでございます  
すし、この法案の趣旨からしますと、我が国の平  
和と安全に重要な影響が及ぶ、そういう場面で、  
私も国会議員の責務としては、可及的速やかに  
これを審議し承認の可否を決するというのが大  
事かと思ひます。

なお、御指摘の点で緊急時には事後、このこと  
の趣旨でございすけれども、今申し上げました  
ように、その対応については迅速な実施が重要で  
あるわけでございすけれども、国会承認の手続  
を経ては我が国の平和と安全を確保するに十分  
な時間的余裕がない、こういうふうな判断される  
場合には事後承認になるということでございます  
て、原則はいくまでも事前承認、また政府として  
これを判断することとなりますけれども、そうい  
う趣旨から可能な限り国会の事前承認を得る。そ  
うの上で、我々の責務として可及的速やかに審議  
そしてその可否を決すると、こういうことではな  
いかと思ひます。

○若林正俊君　現実には、どういう事態になつて  
いるのか、なかなか想定することが難しいわけ  
でありますけれども、国会が休会中でありまして  
そういうような場面ですと、召集をかけるかある  
いはその他のいろいろな時間的な余裕がないとい  
うたようなことも考えられないわけじゃあ  
りませんけれども、国会開会中においても時間的な  
余裕がない、こういうことでこのただし書きで部隊  
の実施が行われることも想定されるのでし  
ょうか、政府の方はどう受けとめており

ますか、防衛庁長官。  
○国務大臣(野呂田芳成君)　御指摘の国会が閉会  
中または衆議院が解散された状態にある場合が想  
定されるわけでありまして、内閣は国会の  
決定を、憲法五十三條で内閣が召集を決定する  
か、あるいは憲法五十四條によりまして参議院の  
緊急集会を求めた上で事前の国会承認を得ること  
になると思ひます。

ただし、これらの手続を経ては我が国の平  
和と安全の確保を十分に図ることができないと判  
断されるような時間的な余裕がない場合には、緊  
急の必要がある場合に該当し、次の国会が召集さ  
れた後、速やかに国会の承認を求めることになる  
ものと理解しております。

○若林正俊君　そうすると、このただし書きが適  
用される場合というのは、今お話がありました国  
会休会中でありまして、衆議院が解散されてお  
りまして参議院を緊急に召集しなければならな  
いような場合、そういうことに限られるんでし  
ょうか、改めてもう一度確認をさせていただきます  
か、どうですか、改めまして一度確認をさせてい  
たきたいと思います。提案者側はどうですか。

○衆議院議員(赤城徳彦君)　お答えいたします。  
国会の事前承認を得ることができないような緊  
急の必要がある場合といひますのは、その時点に  
おける諸般の状況を総合的に勘案した上で判断す  
べきものであろうかと思ひます。

ただいま防衛庁長官から答弁申し上げました国  
会が閉会中あるいは衆議院が解散された状態、そ  
うした場合も一つの例であらうと思ひますが、い  
ずれにしても、周辺事態への対応措置を実施  
する必要があると政府が判断したにもかかわらず、  
国会承認の手続を経ては我が国の平和と  
安全の確保を十分に図ることができないという  
ふうな判断されるような時間的な余裕がない場合がこ  
れに該当するということで、その時々諸般の状  
況によつて判断されるものと考えております。

○若林正俊君　この問題については今後さらにい  
ろいろと論議があるかと思ひます。きょうは、  
提案者側の考え、そしてまた、現時点におきま

政府責任者の考えをお聞きいたしましたということにとどめておきたいと思ひます。

少し細かなことで恐縮ですが、このことに関連いたしまして後方地域捜索救助活動を例にとりましますと、事前にその実施をいたしますと、ところが事後これが承認されなかった、不承認になった、こういった場合を想定いたしますと、不承認になったわけですから速やかにその活動を停止しなければならぬわけでありまして、「終了させなければならぬ」と規定されております。

わかりやすく言えば、既に着手しております人命救助といったような問題につきましては、これを終了させて手を引くというようなことになりましますと、人道上的問題なんかも出てきてもなかなか難しいケースになり得るのではないかとこのようにも思ひわけでありまします。

この速やかに終了させなければならぬ場合の終了というこの意味合いですが、こういうような点についての配慮はどういうことになっていくのでありますか、まずは提案者の方にお伺ひいたします。

○衆議院議員(赤城徳彦君) お答えいたします。修正案では、国会が不承認の議決をした場合、速やかに活動を終了しなければならぬということにされております。

この早さといいますが、時間的な切迫性をあらわす言葉にさまざまございまして。「直ちに」とか「速やかに」は、いずれも時間的な即時性が強く求められる場合を示す言葉でございまして、「直ちに」というふうにごさした場合には、より時間的な即時性が強い、文字どおり直ちに終了しなければならぬということにございまして、「直ちに」という語を用いているのは自衛隊法七十六条の防衛出動のみでございまして、他の用例、治安出動の場合には「すみやかに」という文言、またPKFの本体業務活動実施の場合には「遅滞なく」と、こういうふうにごさした文言を使い分けてございまして、いずれにしても、「速やかに」ということ

は、時間的な即時性が強く求められてはおりますが、直ちに終了しなければならぬというほど即時性が強いわけではない。そのことも踏まえまして、その時々状況で文字どおり速やかに活動を中断する、こういうことにならうかと思ひます。

○若林正俊君 なかなかきめ細かな使い分けをしておられることがわかりました。

この速やかにということでの関連ですが、例えば機雷の除去などというのでもそうですね。終了させる、こういうことでありましても、現に機雷が浮遊して危険状態がさらに拡散をいつていくというふうなこともあるわけでありまして、どのような形で不承認の場合にこれを終了させていくか、現実の問題としますとなかなか難しいこともあるように思ひます。

○衆議院議員(西村眞悟君) 国会の承認を強く要求した党の側から申し上げます。

今、先生が例示を挙げられた問題が端的に承認という問題の本質を示していると思ひます。つまり、国会が事後に人道上の問題を起こすような不承認の決定をするのか否かという国会の責任の問題になってくるわけですね。この承認ということでは、国会がこれに閣議することによって、例示でおわかりのように、この事態の収拾に閣議して政府と国会がともに国民に対して責任を負うという体制をここでつくるといふこととございまして。

○若林正俊君 大変気を使つた中でこの国会の事前承認の規定が設けられ、そしてまた、例外的な緊急事態におきまして事後承認の規定が入っているというところがわかつたわけにございまして、これも、国民の理解と、そして国民の代表である国会の承認を得て部隊の出動が行わなければならないという趣旨はよくわかるんですけれども、事柄の状況が予想もつかない緊急の事態発生ということもあるわけにございまして。この辺につきましましては、今後の問題といたしまして、やはり目的がそのことによって達せられないことがないような運用を我々も考えていかなきゃならない、こんなふうにも思ひます。

そこで、次に移りますけれども、今度は後方地域支援の場合に武器の使用を認める規定を新設いたしております。政府案ではなかったことでありますが、このような武器使用の規定を一項に入れたことになりましたその理由と、どういう場合を想定しているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(中谷元君) この項目は衆議院の審議段階で民主党の方からも要求があつて追加した項目でございまして、後方地域支援においても万が一の不測の事態が生ずる可能性をすべて否定することはできません。そういう事態に際して慎重の上にも慎重を期すという意味で武器使用に係る規定を追加したわけにございまして。

具体的にはどういう事態かと申しますと、国内において米軍の物品の輸送を行う際に、武装集団の妨害を受けるという事態も考えられます。また、公海上において米軍艦艇に対して後方地域支援としての輸送を行う際に、付近の偽装漁船等に潜んでいた者から妨害を受けるといった事態も予測されるわけにございまして、本法案に基づく自衛隊の活動は、それ自体は武力の行使に該当せず、米軍の武力行使と一体化するものではなく、そもそも自衛隊の行使には当たらない自然権的な行為としてこれを追加したわけにございまして。

○若林正俊君 よくわかりました。確かにテロ行為といいますが、あるいはこういう形で妨害行為といふことも想定されるわけでありまして、それへの備えであるということをお聞きして納得をした次第でございまして。

その他、この周辺事態法案では、今大きな問題でございまして地方公共団体など国以外の者に対する協力の要請、協力をお願い、こういうことがあるわけにございまして、このことにつきましましては同僚議員の関連の質問に譲ることにしたいと思ひます。

そして次に、自衛隊法の改正でございまして、自衛隊法を改正して、邦人、日本人などの生命を

防護するために武器の使用の規定を新設いたしました。今までこういう規定が、航空機による救助の場合ですが、入っていないというのがちよつと奇異なのでありますが、今回こういう武器使用の規定を新設しておりますその理由をお伺ひしたいと思ひます。防衛庁長官。

○国務大臣(野呂田芳成君) 隊法の百条の八に基づく在外邦人等の輸送は、輸送の安全が確保され外部からの攻撃を受ける蓋然性を極力排除した条件のもとで行われるわけでありまして。しかしながら、当該輸送を行う自衛隊艦船も、自衛隊法九十五条、これは武器等防護のための武器使用でございまして、の警護対象物件である以上、任務中において不測の事態が発生した場合、これが同条の要件を満たす限りにおいて同条の規定に基づく武器の使用は可能である、こういうふうにごさしております。

○若林正俊君 現実の運用の問題でありますけれども、こういう邦人救助等、航空機なり船舶なり、外務大臣からの要請があつて防衛庁長官が決定をし指示を出す、こういうふうにごさしたわけにございまして。地域によっては、前にも例がございまして、事前の準備行為として近くまで行動を起こすというようなことをしている場合があるわけにございまして。そういう準備段階として行動を起こしている過程というのは、これはこの武器使用の規定が働かない、働くのはやはり防衛庁長官から正式に命令が出て命令に基づく行動の場合のみ、場合のみといいますが、場合に適用されるんだ、こう理解してよろしゅうございまして。

○政府委員(柳澤協二君) 法案の内容でございまして、この御説明をさせていただきますが、自衛隊法百条の八で今回改正をお願いしております中で武器使用の規定をつけ加えておりますのは、今、大臣申し上げたとおり、外部からの攻撃等を受ける可能性を極力排除して輸送の安全が確保されているという前提でございまして、状況といたしましては、行つて現地における緊急事態ということもあ

りまして、さらにその保護、輸送対象となった邦人の安全等について万全を期するという意味で百条の八の第三項で武器使用の規定を追加させていただいておるわけでございます。

したがって、この規定が働きますのは、今、先生がお触れになりましたように、実際に邦人輸送の業務に当たつてのことということでございますので、準備段階ではこの規定は働かないだろうと思いますが、また、大臣が申し上げたように、途中経路といましようか、自衛隊の装備品等の防護の規定というのは働いているというふうに考えております。

○若林正俊君 わかりました。

最後に、私は、日本有事の場合におきます米軍との協力関係などにつきまして、一体これは本場にワークするようにちゃんとできているのだらうかどうか、こういうことにかねて不安を持っていたのでございます。

今回、この周辺事態に当たりまして国内法制の整備をきつとされようとしているわけでございますが、まさに日本有事の場合は自衛隊法の規定に基づきまして自衛隊に基づき自衛隊の行動が行われ得るようになっておりますし、安保条約あるいは日米協力の諸協定によりまして米軍も行動可能なようになっております。しかし、だからといって地方公共団体あるいは民間との協力関係、あるいはまた自衛隊自身につきましても、土地の使用収益権の取得、その他緊急を要するときに今のこの法制で的確に対応できるのかなど、日本有事の場合、そんなことを危惧しているわけでございます。

現行法制下におきまして、日本有事の場合は、このたび、周辺事態法に基づく国内の関係あるいは米軍との関係について法的整備をしたわけでありまして、有事の場合にはこの周辺事態法の中で措置しようとしているようなことはすべて賄い、かつそれ以上のことができるような状況になっているのかどうかという点をまずお伺いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 我が国の有事における法制といましては、自衛隊の行動に関する法制、あるいは米軍の行動に関する法制、それから自衛隊及び米軍の行動に直接にかかわらないが国民の生命、財産保護などのための法制の三つが考えられるわけでございます。

(理事竹山裕君退席、委員長着席)

防衛出動が命ぜられるという事態における自衛隊の行動にかかわる法制については、今、委員からも御指摘がありましたとおり、現行の自衛隊法等において防衛出動の規定、あるいは必要な武器の行使、あるいは防衛出動時における物資の収用といった防衛出動時における権限に関する規定がございまして、あるいは航空法や電波法等の法律についての適用除外の規定や特例が定められておるわけであります。

したがって、自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は、現行自衛隊法等によつて整備されていると認識しておりますけれども、他方、これまで行った有事法制の研究を踏まえると、現行法上なお不備な事項が残されていることは御指摘のとおりであります。

自衛隊の行動にかかわる有事法制の問題につきましては、現在の研究が問題点の整理を目的としておりまして、立法化を考へないという前提でやつてきました。しかし、これも二十数年たちまして、私も防衛庁としては、これが単なる研究にとどまらず、その結果に基づき法制が整備されることを望ましいと考へていることは従来から歴代の防衛庁長官が答弁してきたところであります。

また、御指摘の米軍の行動にかかわる法制、自衛隊及び米軍の行動に直接にかかわらないが国民の生命、財産保護などの法制については、安全保障上の重大な課題であると認識しておりますので、その取り扱いについては今後検討してまいりたい、こういうふうに考へております。

○若林正俊君 大事な問題だと思います。いろいろな政治的背景、情勢によりまして、

日本有事の場合におきますそれぞれの行動あるいは措置が円滑に効果的にきつとできるのかどうか、国民の権利義務との関係はどうなのかといったような問題は、やはり法制上の問題としてちゃんと詰めておくということが大事だと私は思ふのでございまして、そのような有事におきます国内法制上の整備につきまして検討そして準備に入るべきだ、私はそう思います。

次から次と問題がある中で大変恐縮でございしますが、総理、この有事法制の問題についてはどのように考へてございしますか。お伺いをいたしまして、あとは私の関連質疑の同僚議員にバトンタッチしたいと思ひます。総理、お願いします。

○国務大臣(小淵恵三君) 有事法制につきましては防衛庁長官からまた御答弁がありましたけれども、この有事における法制につきましては、先ほど御説明いたしましたように、自衛隊の行動に関する法制、米軍の行動にかかわる法制、自衛隊及び米軍の行動に直接にかかわらないが国民の生命、財産保護などのための法制が考えられるわけでございます。

本件につきましては、昭和五十二年の八月に福田内閣総理大臣の了承のもとで三原防衛庁長官の指示によつて開始をされたわけでございしますが、このときには、法制化を考へない、がしかし、検討はいたすべきだということだったのだらうと思ひます。

正直申し上げて、有事法制というと、何となくおどろおどろしいといひますが、そういう印象がございまして、こういう法制をつくること自体が何か有事を惹起するのじやないかという考へ方も当時あつたことは事実でございまして、さればこそ、当時のこうした問題の論議を振り返れば、この論議をすること自体が大変国会の紛争を招いたというふうな事態もございします。

しかし、今御指摘にありましたように、第二の米軍の行動に關しまして、日本国が有事のときに米軍がどう行動するかということについての法制がなされないというふうなことにございまして

は、ではいかなる形で米軍は協力をを行うのか、自衛隊だけですべて我が国の安全を確保するということがあればこれは望ましいことでありますが、そういった点も含めまして研究をされておることにつきましては、最終的には国会の審議、また国民世論の動向を踏まえて適切に対処しなければならぬことではございします。

第二の米軍の行動に關する法制、あるいは第三の自衛隊及び米軍の行動に直接にかかわらないが国民の生命、財産保護などのための法制につきましては、安全保障上の課題であると認識をいたしておりますので、その取り扱いにつきましては、もとより国会の御審議等を十分承らなかなければならないと思ひますが、真剣に検討してまいらなければならぬと考へております。

○若林正俊君 これにて私の質疑を終わりたいと思ひますけれども、最後に、今のことに関連しまして、日米の間にございましては先ほど来るお話がありました。日米安全保障条約というしつかりとした基本的な枠組み、基盤の上で展開されているわけでありまして、例えば朝鮮事案のときに設けられました韓国国連軍、国連軍の韓国駐在があり、実務的な事務を処理してありますが、日本にその事務機構があるわけですか。

日本有事の検討をしておいた方がよい、いろいろやつておいた方がよいというふうなことのうちの一つに、米国外の国のかかわり、関与というふうなものを法的にどう考へるのか、日本国としてそれにどういうふうに対応するのかといったようなこともあらかじめやりちゃんと検討して方針を決めておく必要があるのではないかと、そのようなことも含んでおりますことを申し添えまして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) 関連質疑を許します。鈴木正孝君。

○鈴木正孝君 自由民主党の鈴木正孝でございます。総理、先般は久しぶりに公式のアメリカ訪問と

いうことで、また引き続きこうして、参議院のガイドラインの特別委員会がスタートをし、閣僚の皆様方にも大変長時間まいらるりと審議に御協力いただくというところでございますし、また衆議院の皆様からは修正案提案者ということでいろいろとお話をお伺いするということで、よろしくお願いしたいというふうに思います。

まず最初に、この数日来、ユーゴ、コソボの問題で、特に一昨日は中国大使館が誤爆をされたというように事態になり、大変憂慮するような事態ということでもございますが、外務大臣、先般ボンにG8の外相会議ということで行かれて、マケドニアも含めてこちらになつていくということと、その辺を踏まえまして現在の対応状況等御説明いただければ大変ありがたいと思います。

○国務大臣(高村正彦君) 今コソボにおきましては、ユーゴ軍あるいは治安部隊によってかなり激しい民族浄化、コソボは人口が二百万ぐらいで、そのうち八十八万人がアルバニア系の人であります。そのうちもう六、七十万人が国外に脱出せざるを得ない難民、国内の避難民が四十万人ぐらいいる、こういうような状況になつていくわけがあります。

そういう非人道的立場を阻止するために、何とかやめさせたい。ユーゴが国際社会の要求を聞き入れることによって、そして、そういう悲劇的な、非人道的な状況もやむし、当然空爆もそれによつてやむと。そういう事態を何とかつくりたいと思つてG8で、国際社会としても意見が細かいつと、少なくともG8で基本的な、一般的な考え方をまず一致させようということ、何とかロシアまで含めての合意点ができた。そういうことをもつて、議長国であるドイツが、国連安保理で拒否権を持つところの中国にも理解を求めたいと、そういうことを言い、そして、G8のいわゆる事務方において細かい、国連安保理決議をつくるための重要な要素をみんなで協議しようじゃないか、その上で国連安保理に舞台を移し

て、国連安保理でしかるべく決議をしてもらつて解決に資するようにしようではないか、こういう話であつたわけでありまして。

その一つのキーであるところの中国大使館が誤爆される、これはもう非常に悲劇的なことでもあるわけでありまして、不幸中の幸いといえますか、きのう、この問題解決のために動いておられるロシアのチェルノムイルジン特使が、そういう何か突発的な事態のために、事態を解決する政治的努力を放棄してはならない、正確な言葉はちよつと忘れましたが、そういう意味を言つておられて、まだロシアもそういう国際社会の力をまとめてそしてミロシェビッチ大統領を何とか説得しよう、そういう形で動いてくれる、こういう方向を示していただくことは非常にありがたい、こう思つております。

日本としても国際社会の一員として何とか国際社会で、大きなところでまとつた一般原則のもとにこの問題全体を政治的に解決していかねばいけない、そのために日本としても努力をしていきたい、こう思つておられると同時に、根本的な解決をすることがもちろん一番大切なことになつていくわけ、そういうこと、支那、それから難民も悲惨ですけれども、難民がたくさん出てきて、アルバニアにしてもマケドニアにしても決して豊かな国ではない、そういう中で大変経済的にも困窮している、そういうところでお手伝いしなければいけないだろう、そして当然のことながら平和解決ができた後のコソボ自体の復興支援もしなければいけないだろう、そういうこともあつて、小淵総理の御指示のもとに検討した結果、一応日本は全体として二億ドルの支援をしようということを発表して、G8の会議でもこれは高い評価を得た、こういうことでございます。

○鈴木正孝君 今、外務大臣からいろいろとお話ございました。

先般の日米首脳会議におかれまして、恐らくこのコソボの問題、あるいは先般お話し

たけれども、この日米のガイドラインに絡む法案での衆議院の審議の状況等、クリントン大統領と総理もいろいろと親しく話し合いをされたように承つていくわけでございますけれども、その辺の内容をかいまみんで御説明いただければありがたいと思います。総理、お願いします。

○国務大臣(小淵恵三君) 先ほど御答弁申し上げましたが、今般の私の訪米の際、大統領との首脳会議におきまして種々の問題につきまして真剣な話し合いをさせていただきました。その中で大統領からは、日米防衛協力のための指針関連法案が衆議院で通過をした旨説明いたしたところ、大変これを評価したい旨の表明がなされたというところでございます。もとより、これは日米安保共同宣言に基づき新ガイドラインというものによりまして日米安保条約のさらなる強化あるいは前進のために極めて必要だという認識のもとでございます。現在、過程ではございますけれども、こうしたガイドラインの法案については国会の一つの意思が示されたということについては高い評価をいただいたところでございます。

○鈴木正孝君 今世間でも大勢の国民の方が大変関心を持つておられることは、一つは景気の話であらうかと思つております。これは先般も株価が一万七千円台を回復するというようなことがあり、かなり手がたく進んでいるのかなというように思つておられます。またもう一つ、北朝鮮の動向というのについて国民の関心は非常に大きなものがあるように私も見ておられるわけでございます。

一昨日ですか、報道によりますと、アメリカも核実験に絡む地下施設の検証といましようか視察といましようか、金倉里の方にチームを派遣するといましようか出ておられるわけでございますが、いずれにいたしましても、北朝鮮に対して再三日本政府からいろいろと呼びかけをされているというようにございまして、日本人の拉致問題から明かれない。そしてまた、日本人の拉致問題という問題もこれありというところで、日米首脳会議でもそれなりのクリントン大統領の理

解が得られたというような、そういうことでもあらうかというふうに思います。

そこで総理、実はきょうはNHKテレビが入り、BSで放送されているわけでございますので、ひよつとしてビョンヤンで北朝鮮の当局者もこのテレビを実況生中継で見ている可能性も全くゼロではない、そういうような状況で審議がスタートしているわけでございますので、どうぞ今後の北朝鮮政策をひとつわかりやすくビョンヤンの皆さんにも語りかけていただきたいと思います。そういう気持ちでぜひ込めていただきまして御説明、今後の対応等につきまして、日本は本当にこういうような気持ちでやっていると、日本は本当にこういう気持ちで語つていただくことが非常にいいんではないかと思つたので、よろしくお願ひをいたしたいと思つたので、

○国務大臣(小淵恵三君) 結論から申し上げれば、常々申し上げておりますように、対話と抑止ということだろつと思つております。抑止ということ、言うまでもありませんが、常に我が国の安全保障も含めまして、しっかりとした体制を整えておくべきものだ、したがつて、昨年のミサイル発射によりまして我が国上空をこれが通過していくような事態がさらに招来するようなことがありますれば、ますますもつて北朝鮮に対する不信感と増長していくわけでありまして、そういうこととに對しましては万全の体制を試みていかなければならない。

また、先般はいわゆる不審船、工作船の問題もございました。その帰属するところについて申し上げることはありませんが、その船が北朝鮮の港に帰港しておるやの情報もあるわけでありまして、そういう活動に對しましては我が国の地域においていくことは当然だろつと思つたので、

が一方、申し上げますように、北朝鮮は残念ながら百八十五の国連加盟国の中で唯一我が国と国交を有しておらないという状況でありまして、これが正常な姿であるということとは全く言えないわ

たけれども、この日米のガイドラインに絡む法案での衆議院の審議の状況等、クリントン大統領と総理もいろいろと親しく話し合いをされたように承つていくわけでございますけれども、その辺の内容をかいまみんで御説明いただければありがたいと思います。総理、お願いします。

○国務大臣(小淵恵三君) 先ほど御答弁申し上げましたが、今般の私の訪米の際、大統領との首脳会議におきまして種々の問題につきまして真剣な話し合いをさせていただきました。その中で大統領からは、日米防衛協力のための指針関連法案が衆議院で通過をした旨説明いたしたところ、大変これを評価したい旨の表明がなされたというところでございます。もとより、これは日米安保共同宣言に基づき新ガイドラインというものによりまして日米安保条約のさらなる強化あるいは前進のために極めて必要だという認識のもとでございます。現在、過程ではございますけれども、こうしたガイドラインの法案については国会の一つの意思が示されたということについては高い評価をいただいたところでございます。

○鈴木正孝君 今世間でも大勢の国民の方が大変関心を持つておられることは、一つは景気の話であらうかと思つております。これは先般も株価が一万七千円台を回復するというようなことがあり、かなり手がたく進んでいるのかなというように思つておられます。またもう一つ、北朝鮮の動向というのについて国民の関心は非常に大きなものがあるように私も見ておられるわけでございます。

一昨日ですか、報道によりますと、アメリカも核実験に絡む地下施設の検証といましようか視察といましようか、金倉里の方にチームを派遣するといましようか出ておられるわけでございますが、いずれにいたしましても、北朝鮮に対して再三日本政府からいろいろと呼びかけをされているというようにございまして、日本人の拉致問題から明かれない。そしてまた、日本人の拉致問題という問題もこれありというところで、日米首脳会議でもそれなりのクリントン大統領の理

けでありまして、常々申し上げておりますように、我が政府また国民の御意思もそうだろうと思ひますけれども、できる限り早期に正常化を行い、新しい国交を正常化していく必要があるという認識のもとに種々メッセージを出させていたいただいております。私も本会議等におきまして話し合ひができるものなればいつでもお受けをしたいと思います。強いメッセージを申し上げておりますが、現時点まで残念ながら応答がないことはまことに残念のきわみであります。

しかし、あらゆるパイプ、あらゆる方法を通じてましてその正常化に相努めておりまして、政府も正式な交渉は北京で行つておりますが、これは中断のままに相なっておりますが、同時に村山元総理を中心にしたしまして訪朝団も企画されておられるというようなことをお願いいたしております。そういうことも心から期待いたしております。

そういう一環として、私は日米首脳会談におきまして、いわゆる拉致問題も含めまして日朝間の問題について、特に米朝は北朝鮮と正式な会談を有しておるわけでございますので、そういう機会に、既に実は拉致問題等につきましてはそうした問題について米朝側から北朝鮮側にお話をしていたらいておるところではあります。重ねて我が国としては人権にかかわるこの問題について極めて重要であるという観点から、交渉がございませう米朝の力添えもいただきたいということを申し上げ、そのことについて協力を約束いただいておりますところでございます。

○鈴木正孝君 いろいろな機会にいろんなパイプで力強く、また根気強く接触していただくことを切にお願いいたしたいというふうに思ひます。

実は、私、この連休の間に同僚の山本一太議員、そしてまた民主党の浅尾慶一郎議員と韓国に行つてまいりました。そして、韓国の釜山のちよつと西の方にございます鎮海という韓国海軍の基地を訪問いたしました。実は昨年の十二月十八日に韓国海軍が対馬海峡で撃沈をいたしました

半潜水艇の特殊工作艇といひましようか、潜水用の舟艇、現物はまだ非公開ということではあつたのですが何とか実物を見せていただき、そしてまたいろいろとお話を聞きたいということで調整をいたしまして、了解を得て行つてまいつたわけでございます。その際に非常に驚くべきことがわかりました。日本の国会議員としてこれを初めて見せていただいたわけでありまして、看過できないような事柄がございました。

ちよつとかいつまんで、向こうから若干の資料もいただいたというふうなこともございまして、その辺を含めまして関係大臣あるいは総理にいろいろとお伺ひをしたいというふうに思ひます。

半潜水艇、これは昨年の十二月十八日に対馬海峡で撃沈されたということでございまして、水上速力四十ノット程度、潜水潜航する能力の向上した改良型ということで、全長十二メートルちよつと、幅が二メートル強くらい、乗員は浸透工作員を含めまして八名程度の乗り組みかなというふうなことでございまして、母船から切り離して行動するというようなものでございまして。

また、実物を見なかつたのでございましてけれども、昨年の六月二十二日に、これは東海岸の方で漁網によつて捕獲されましたユーゴ級の潜水艇、同じくこれもいろいろとお話を聞くことができた。

問題は、この船とともども、この半潜水艇を見てもみますと、現況は日本品の、非常に大きなものがございまして、例えば残留物、捕獲装置といたしまして、総数では八十五種の約八百点、そのうち日本製が十八種の七十点、パーセントにいたしますと種類だけで約二〇%強、二二%にも及ぶというふうな状態でございます。

式、あるいはその用途というものの、かなり正確に話を開きましたけれども、こういうような事柄、あるいはその浸透装置の十八種、七十点と云われるもの、これそのものを見ましても、短刀であるとか潜水服、水中時計、あるいは通信装置、被服、あるいは非常用薬品に至るまで、相当日本品で占められてゐる、こういうようなことでもございまして。

また、説明によりますと、ユーゴ級の潜水艇にありましては、旅客装備約二百五十種のうち、約二千点あるわけでございますが、四十一種、二百八十七点、割合にして一七%、これも相当なものだということの思ひがいたします。

同じように、この搭載電子機器に至りましては、アクティブソナー、レーダーあるいはHFの通信機、GPSのナビゲーター、ドップラーログ、GPSのプロッター、あるいは潜望鏡カメラまで、これは日本品だということで、製作会社もはつきりしているんです。モデル一連番号、用途というものもこれらはつきりしているというふうな実態でございまして、また浸透装置そのものに至つては兵器類、水中短刀とか船舶用の羅針儀だとか偵察用のいろんなフラッシュライトとか、その種のものが相当に含まれているという、そういうことでございまして。

私も、初めて韓国側から資料も御協力いただきましたところもございまして。実際に、例えばFというようなインシアルの会社あたりがこの潜水艇も半潜水艇もともども航法、航海用の装置、装備につきましましては共通してその会社が絡んでいて、う、そういうことでもございまして、こういうことがなぜ起こるのかということ、大変奇異に思ひますし、やはり何らかの格好ではつきりさせる必要はあるだろうというふうな思ひがいたします。

また、こういうふうな状態を考へてみますと、将来こういうものが日本向けに、先般も不審船といたうようなことがあつたわけでございますので、この種のものが日本に向かつて工作用に使われる

という、そういうおそれ、懸念というものもまたないわけではないという、そんなことを考へてみますと、まず通産大臣、細かいことはまだ御存じではないのかもしれませんが、恐らく韓国側からは、韓国側も今調査中ということでもございまして、若干の情報の通報なり資料の提供なりということとは多分あるだろうと、こう思ひますけれども、その辺の真偽それから対応、今の状況、その辺もちよつと御説明いただけませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生がただいま御紹介くださいました資料、調査結果は通産省にも来ておりますので、それは韓国政府から私も入手している資料と同一でございます。

そこで、我々もこの件を重大視していろいろ調査をしております。一つは、我々が持つてゐる輸出に関する規制というものは二種類ございまして、外為法による規制それから貿易管理令というのがございまして、この二種類が我々が持つてゐる輸出規制の手段でございます。

それから、政策の問題としては、武器輸出はしないという三原則がございまして、それから一つは、国際的な枠組みとしては、通常兵器それから大量破壊兵器、この両方に関しましては、通常兵器に関しましてはワッセナー条約というのがございまして、大量破壊兵器に関しましては核兵器に関するNPTの核拡散防止条約もありまして、化学兵器に関しましては二つの取り決めが世界で行われております。

これは、各国ともそのような兵器に転用されるものに関しましては非常に気をつけておりますが、実はその中で兵器に直接結びつく技術とか物とかということのはかに汎用品がございまして、例えばゴルフのシャフトに使います炭素繊維というのはいずれの重要な部品に転用される可能性もありますし、シャンプーなどは化学兵器にも転用できるというところもございまして。それから、先生が指摘されましたような、例えば漁船が航行に使う場合のレーダーあるいは魚群探知機それから位置の測定器、ビデオプロッター、こういうものの

も実は日本の国内では普通に売っているものではないです。

今回の件は、私どもとしては、当該のメーカーに對しまして、直接輸出したかどうか、あるいはその会社が商社等を使って輸出したのかどうかというところは随分聞き取り調査をいたしました。が、その会社あるいは商社を通じて輸出した形跡はございません。

現在もどのようなルートでそういうものが相手国に渡ったかということについては調査をしておりますが、我々としては、今後は、先ほど申し上げました外為法、貿易令等の運用を、今までも厳しくしておりますが、さらに関係省庁と連携をとり合せて、汎用品であろうともこういうものに転用される可能性のあるものについては厳重な輸出管理を行う必要があるということで、ただいま警察庁を含めまして懸命な努力をしている最中でございます。

○鈴木正孝君 通産省を中心にいろいろと、おむね事実といたことで間違いがないというふうに理解をいたします。

防衛庁長官、こういうようなことが起こりますと、せっかく今、日韓の間で新しい流れをつくり、安全保障上の対話も促進し、いろいろとやっていますというところであるわけでございますけれども、そういう意味での信頼関係を根底から揺るがすような、あるいはひびが入るような、そういうことにもつながってくるのではないかとこのように思います。

この点は防衛庁長官あるいは外務大臣ともども大変憂慮されていることだろうと思っておりますけれども、その辺の見解を防衛庁長官、そして外務大臣からいただきたいと思います。

○国務大臣(野田芳成君) 先ほど委員から御指摘ございましたような事態は、日本と韓国の安全保障における信頼関係を損なう大変憂慮すべき問題であると思っております。防衛庁としては、韓国との関係において決して望ましいことではないと考え、先ほど通産大臣から御答弁がござい

したが、通産省、警察庁等関係当局とよく連絡をとりながら、このような事態が進展しないように対処してまいりたい、こう思っております。

いずれにしましても、防衛庁としては韓国との間において安保対話や防衛交流を着実に進めてきており、例えば、本年一月私が韓国を訪問したことを契機として、五月六日に緊急時の連絡体制の運用を開始したところであります。このような韓国側との対話や交流を一層強化することにより、両国間の信頼関係をより強固なものにしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○国務大臣(高村正彦君) 基本的に、防衛庁長官がおっしゃられたとおり、また委員もおっしゃられたとおり、こういうことは韓国との信頼関係を醸成する上で決していいことではないわけであり、現実にはこういうことができるだけなくなるように国内で努力をするともに、安保対話等、日韓の対話をより重ねて信頼関係を構築してまいりたい、こういうふうに思っております。

○鈴木正孝君 全体的に見てまいりますと、まさに日本の科学技術の進展で大変民需品の性能がアップして、軍需用品との差異がほとんど性能上なくなりつつあるということで、そういうことが根底にあるということはよくわかりますし、今お話ししましたように、日本製品が使われることによって日本周辺地域の緊張というものが結果的には増大する、そういうようなことになる。そのことによつて国民の皆さんの不安、不満というものもはそれなりに高くなるだろうというようなことがあろうかと思えます。

また、民需品につきましては追跡が大変難しいというところはよくわかります。それはよくわかるんですが、国際社会全体での信頼あるいはそれなりの日本の努力が評価されるということについて、やはりもう一工夫、努力と工夫というものが関係当局には求められるのではないかと、それをきちんとやるということが非常に大事だということにも思えます。

ただ、あるいはそれができなければ議員立法というふうな措置という対応というものもあるだろうというふうに思いますけれども、また考えようによつては、当面、関係業界、団体にこの種のものの輸出に絡んではいささかの自衛的な取り扱いはしてもらおうという指導なり宣言なりというものをやってみることも必要ではないかなというふうにも思います。

総理、今こういうやりとりをいたしましたけれども、この点につきまして総理の評価あるいは毅然として対応するという御決心をちよつとお聞かせいただければ大変ありがたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 三大臣からの確に御答弁申し上げたところでありますが、韓国の問題として考えれば、金大中大統領も私と同じように、太陽政策を私は支持しましたが、その中で対話と抑止という二つを言っておられるわけです。その中で、いわゆる北朝鮮の潜水艇等に我が国の製品が使用されている事態は韓国との関係においても望ましいことではないことは事実であります。

いずれにしても、韓国との間において平素から北朝鮮政策に関連してあらゆる面で緊密に意見交換を行うことを定め、安保対話や防衛交流を着実に進めてきておりますが、こうした問題を含めまして韓国側との対話、協力を一層強化することによりまして両国間の信頼関係をより確固たるものにしていきたいと思っております。

日本は、今こうした汎用製品についてのさかのほつての点検がなかなか難しい点がありますが、先ほど通産大臣がお話のように、貿易令あるいは外為法、こういうことで対処しておるといふこととあります。

委員御指摘のように、何らかの法的な措置が講ぜられるかどうかについては、ぜひこれは院でもお考えいただければと思ひますが、日本は、はっきり武器であるということになりますと、武器輸出三原則によるというふうになります。武器輸出と厳格に対処している国はないだろうと思ひます。私自身も経験したことは、例の地雷禁止条

約に伴いまして地雷を撤去するための器具を日本の中で発明、発見、いろいろ工夫しまして輸出することにつきまして、武器の能力を低減させることから武器輸出三原則に違反するということ、従来はこれを禁止しておつたということでございます。これほどまでに日本は厳格に対処しておることでございます。

そういう意味で、武器としてはつきりわかっておればよろしいわけですが、先ほどのように汎用品ということになりますし、その流通経路等につきましてもなかなか十分これを遡及できないというふうなところがあるかと思ひますが、先ほど三大臣がお話のように、こうした点について、韓国との信頼関係をかりそめにも失うということがあつてはいけないことでございますので、政府といたしまして十分研究し検討させていただきますと思ひます。

○鈴木正孝君 修正案の方の船舶検査活動につきまして若干お尋ねしたいと思ひます。

この修正で三党合意に基づきまして削除されたわけでございますけれども、そのこと自身は周辺事態法案の成立へ向かつての過程での出来事というところがございます。私はもう特段問題にする必要はない、一つでも前進があればそれはそれでまたよしというふうな判断をしているわけでございます。

別途今国会で成立を目指すということですが、この三党の合意を見ますと、「関する条項は削除し、今国会中にも別途立法措置をとる」ということになっているわけです。この言葉を見ますと、その「にも」というところがちよつとひつかかるわけでございますが、これはひよつとするとトーンが弱いところに「も」という表現が使われているのかもしれない。多分、真意はそんなことはないだろうと思ひます。協議が調い次第出されるだろうというふうに思ひますけれども、その辺の今後の状況、見通し、それを簡単にちよつと御説明いただけますか。

○衆議院議員(大野統雄君) 船舶検査につきまし

ては、残念ながら、最後の最後のぎりぎりの段階で自由民主党、自由党並びに公明党、改革クラブ三党間の合意が調わずに削除されることになりましたことは委員御存じのとおりでございます。

今、三党合意の言葉の中で、「今国会中にも」の「にも」というのがいかにも弱いじゃないかと御指摘でございます。我々は、できる限り早く三党間で協議をいたしまして大きな方向をつくって今国会中にぜひとも成案を得たい、このように考えておりますので、よろしく願います。

○鈴木正孝君 これはぜひよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

時間も大分迫りました。自治大臣、この関連で、関係行政機関の長による要請というのが法案にあるわけでございますけれども、正当な理由がある場合には地方公共団体は協力の求めを断ることができるといふようなことがあるわけでございます。その辺、具体的にどんなような場合が想定されるでしょうか。いろいろと陳情あるいは要望書が公共団体からたくさん出ております。皆さん大変関心を持っているわけでございますので、かいつまんで、また要領よくお話ししていただきたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 国から協力の求めがあった場合に、地方公共団体は正当な理由がある場合には協力を拒むことができるということになっております。

その正当な理由があるかどうかというところは、まず本法の第九条の第一項に基づく協力の求めを受けたというところを前提としつつ、その権限について定められた個別の法令に照らし、また個別具体の事例に則して客観的に判断されるものであるということとをずっと申し上げてきておるわけでございます。

要は、正当な理由があるかどうか。これはあくまでも個別具体の事例に則して判断をされるべきものでありまして、あらかじめ確定的に申し上げるということとはなかなか難しいのでありますが、一般論として申し上げるならば、港灣施設の使用

の場合、例えば施設の能力を超えるようなケース、これは正当な理由に当たるといふふうに考えておるわけでございます。

○鈴木正孝君 この周辺事態法案そのものは、日本政府の主体的な判断を入れて、いろいろと政策調整をアメリカ側とも事態が生じたときにはやるということとを言われているわけでございます。

外務大臣、私も、事前協議という安全保障条約上の問題も含めましてこの周辺事態の大きなシステムがで上がるということは、言ってみますと大きな、壮大な事前協議が事実上行われつつあるというふうな感じも持たないわけでは決してないわけでございます。そういう中で、国民の皆さんもそれなりに日本の主体性、自主性というものは評価もし理解もしている。そういったしますと、事態が起ったときに日本政府は、その事態、様相の規模、内容から判断して、政策調整をしても、アメリカに対してこれは事態ではない、ノーと言ふことはあり得ると私は思うんです。国民の多くの方もそうだと、こう思っていると思うんです。

その辺を端的に、いろいろとほかの説明は結構でございますので、ノーと言ふことがあり得るのかどうか、その点に絞って、外務大臣、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(高村正彦君) 周辺事態におきましては、密接に協議、連絡するわけですから、ノーと言ふことがあることが好ましいとかそういうことではなくて、現実には日本と同じ意見にアメリカが達してくれる方がいいわけでありまして、あくまでも日本は日本の利益に従って主体的に決める、こういうこととでございます。

○鈴木正孝君 ノーと言ふことはあるということとでございますね。

総理、その点もう一言確認をさせていただきますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 日米間で十分な話し合いをしますからノーと言われるようなことが起こらないということが前提でございますけれども、

外務大臣の答弁と同様に、主体的に日本が結論を下し、その決定によって行動するというところで、御指摘のとおりと考へます。

○鈴木正孝君 時間も参りまして、幾つか質問をし残したわけでございますけれども、これで私の関連質問を終わります。

○本岡昭次君 民主党・新緑風会の本岡昭次でございます。

時間が非常に限られておりまして、十一時五十分までということでございますから、若干質問の順番を変更させていただきますので御了解いただきたいと思ひます。

総理が訪米されていた期間、同じ時期、私は、菅直人民主党代表を団長とする民主党の訪中団の一員として中国を八日間訪問してまいりました。平和と発展のための友好協力パートナーシップとしての日本と中国の長期的な友好を願ひ、江沢民国家主席、唐家璇外相を始め、各界の要人と連日日中問題について話し合ってきました。

すべての話し合いの中で、新ガイドラインによる周辺事態法、今私たちが審議しているこの法律に対する中国側の懸念が具体的に示されたのであります。

その懸念を要約しますと、まず一つは、この新ガイドライン、周辺事態法によって日本がより軍事力を強化して新しく中国を仮想敵国としようとしているのではないかと、懸念であります。よ、懸念が強く出ました。二つ目、周辺事態に台湾が含まれるのか含まれないのか政府からいろいろと、この政府は日本政府であります、これについての釈明、説明は聞かれども、はっきりしないということに対する心配でございます。

江沢民国家主席は、中国と日本が平和、発展のために真の友好協力パートナーシップを構築することにより全人類の平和と発展に貢献できると述べました。これは私も異存のないところであります。この周辺事態法が、日本と中国が昨年共同宣言をいたしました、そして新しい時代に向け

て友好協力パートナーシップを構築するということの障害になったのでは、これは何にもならないのであります。友好協力パートナーシップの構築を目指す日本と中国の信頼関係を樹立していくための法案でなければならぬ。

総理の明快な答弁によって中国の皆さんが持つておられる懸念を解消していただきたい。お願いいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) 民主党の訪中団の御報告は、菅党首からも衆議院の本会議におきまして御報告をちょうだいいたし、拝聴いたしました。

その中で、委員が今御指摘のように、日中間におきまして新しい二十一世紀を目指してよりよいパートナーシップを構築するという意味におきまして、両国間にいささかのわだかまりもあつてはならぬということは当然のことでありまして、特にこのガイドラインの問題等につきましてそうしたことが存在することは、長きにわたる両国の友好を阻害することになりかねないということでありまして、実は、私自身も外務大臣時代から当時の銭其琛外相に対しまして我が国の立場を十分説明してきたつもりでございます。

また、言うまでもありませんが、このガイドラインそのものが、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならぬという基本理念に従ひまして、日米安保条約に基づく日米安保体制を堅持し、節度ある防衛力の整備に努めるとともに、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力を行うことを安全保障政策の基本にして今日まで来ておるところでございます。いささかも変わりません。

その中で、周辺事態安全確保法案は、このような安全保障政策の柱の一つである日米安保体制により効果的な運用を確保することに資するものでありまして、このような趣旨で累次にわたりました首脳レベル、大臣レベル及び事務当局からも中国を初めとする本件に関心を有する諸国に繰り返し説明をいたしてきておることとあります。

第二十七部 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第三号 平成十一年五月十日

先ほども御答弁いたしました、特に中国の江沢民国家主席が訪日された折には、この法案が少なくとも特定の国に向けられたものでないとの日本政府のこれまでの指導者の説明を守ってほしい旨の発言がありましたことに對しまして、私からも日米安保体制は全く防衛的なもので特定の脅威、国を想定したものでないことを十分説明いたしておるところでございます。このような説明によりまして中国側の一定の理解は得たと考えており、またその他アジア諸国からは一般的な肯定的な評価を得ているものと承知いたしております。先ほども御答弁しましたが、韓国におかれましては最近特にこのことを述べられておるところであります。

いずれにいたしましても、政府としては、今後とも本件に関心を有する諸国に対し透明性を確保することが重要であると考え、必要に応じてしかるべき説明を行っていく考え方であります。今、本閣委員、中国に参られましていろいろとお考えをお聞きされてこられたとお聞きしておりますし、またある意味では、ぜひ本閣議員におかれましては政府のこうした真意を御説明いただければ大変ありがたいと思っております。

いずれにいたしましても、中国につきましても、長い歴史の中で、特に日中が戦ったというような歴史的経過もございますので、全くガイドライン法案そのものが特定の国を企図したものであるというところにつきましては、長くなりましたが、政府の基本的な考え方でございますので、できる限り説明をし、理解を求め、そのようなことでないことにつきましてはこの法案の本旨をぜひ御理解願いたいと思っております次第でございます。○本岡昭次君 今のような御説明をなさるからわからないんですよ。今もこれ恐らくテレビで見ていると思います、中国の方が。

私ははつきり二つ言ったんですよ。心配なさっていることに的確に答えられないから疑念が深まってくるんです。中国を仮想敵国としているのか。していないと

おっしゃればいいんです。そうでしょう。台湾は周辺事態に含まれるのか。含まれない、含むことができないとか、いや含むんだとか、そういう問題。それで区別が言えないのなら、日本の外交はそういうあいまいさを持つてこれからやっていくんだとか、やっぱり何が基盤になっているかわからないから疑念がだんだんわくんですよ。だから、まずそこを、まず中国を仮想敵国とするものでないということをはつきりおっしゃってください。それから、台湾問題についてははつきりと、含むのではないかと心配なさっていることに對して明確にお答えをいただきたい。○國務大臣(小淵恵三君) しばしば申し上げておりますが、周辺事態というものは我が国の周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態でありまして、ある事態が周辺事態に該当するかどうかは、あくまでもその事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断することでございます。

したがって、周辺事態の生起する地域をあらかじめ地理的に特定できず、ある特定の地域における事態につき、あらかじめこれが周辺事態に当たるかどうかの質問に答えることは不可能でございます。

我が国は、日中共同声明において表明された基本的な立場を堅持した上で、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望いたしております。また、平和と安全を守ることにつきまして、いわゆる仮想敵国などというものを想定してこの法律というものは存在するということではないわけでございます。

○本岡昭次君 いや、今の問題は昼からの質問で明らかにします。仮想敵国をつくったことはない。しかし、かつてはソ連を潜在的脅威として我々はいろんなことを考えてきた。冷戦が崩壊した後、一体どうするかというところで新ガイドラインができた。その新ガイドラインの中で何を想定したか。これは昼

から質問しますが、そんな、総理の言うようにはいまいないことじゃないんです。やっぱりはっきりしているんですよ、この問題。はっきりさせないからだめなんです。だから、仮想敵国として想定していませんとおっしゃればいいんです。そうでしょう。なぜこれが言えないのか。だから疑念を持たれるんです。

私は、このことをはつきりできないようなことだったから、後、質問続けられへんですよ。あり得ないんだからあり得ないと言ってくれたらいいんですよ。全体的なことを言っているんじゃない。

○國務大臣(高村正彦君) 今、総理は、中国は仮想敵国ではないということ、私はそういう意味のことをはつきりおっしゃられたと思つて聞いておりました。○本岡昭次君 ちよつと休憩時間中に会議録を見てください。ちよつと私も、長い答弁だったから聞き漏らしたかもしれません。それでまた、そのところは改めて質問を続けさせていたいただきたいと思つています。

それで、続いて質問に入りますと時間が切れますから、この辺で休憩させていただきますか。いや、続いて質問に入りますと質問をしている途中に五十五分が来ますから。○委員長(井上吉夫君) いや、もう一遍再答弁を求めると、ここで午前の部を切るというのか、どっちなのか。○本岡昭次君 私はその会議録を一遍見させていただきます。○委員長(井上吉夫君) 午前中の質疑はこれまでとし、残余の質疑は午後に譲ることといたします。午後一時まで休憩いたします。午前十一時五十四分休憩

力のための指針に関する特別委員会を再開いたします。委員の異動について御報告いたします。本日、宮本岳志君が委員を辞任され、その補欠として筆坂秀世君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 休憩前に引き続き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求める件外二案を一括して議題とし、質疑を行います。○本岡昭次君 午前中、私が政府の態度としてた

だしましたこの法案あるいはガイドラインが中国を仮想敵国としているのではないかと中国の懸念についてであります。私は、総理の発言の会議録を見まして、後半部分で、いわゆる仮想敵国などというものを想定してこの法律というものは存在するというところではないわけでございますと、ちよつと聞いています。回りくどい話ですけれども、まあわかります。その後外務大臣が裏打ちをして、だから中国を仮想敵国というふうには日本は思っていない、ちよつと聞いたので、合わせて一本で私は了解いたしました。よろしゅうございますか。

○國務大臣(小淵恵三君) 結構でございますが、正確に申し上げますと、我が国はあらゆる諸国との平和友好関係を維持発展していくことを外交の基本的考え方といたしております。したがって、中国をいわゆる仮想敵国として想定しているということはありません。○本岡昭次君 もう一点の台湾の問題なんです。実は中国に参りまして、中国の台湾に對する一国二制度、平和統一の考え方というのを私は聞いてまいりました。ここでお話し申してみます。三点あります。まず一点は、台湾の財政と法律の保障をする。二点目、中国から政府要員は派遣しない。高度な台湾の自治権を認める。中国への政治参加を認め

午後一時開会  
○委員長(井上吉夫君) ただいまから日米防衛協

題が当事者の間で話し合いにより平和的に解決されることを強く希望しておる点でございます。

したがいまして、台湾の問題についてどのような考えるかということにつきましては、先ほど来しばしば申し上げておりますように、一般のガイ

てみたけれども、現在の法体系の中ではほとんど皆無に等しい、できない。だからこれは早急につくらなければならないということになって、新ガイドラインの中には周辺事態についてという項目が新しくつくられて、法律と同じぐらい詳細にガ

本の対応の仕方、後方支援というものがいかに重要かという立場に立つから私たちも議論に参加しているのであります。いつ起こるかもしれない、起こらないかもしれない、そういう漠然な問題の議論を私はすべきでない、こう思うんですよ。

が不十分であるのみならず、一番重要な地方自治体や民間には国会がチェックができないということとであります。

また、周辺事態の定義や政府の統一見解は拡大解釈の余地が大き過ぎて、自衛隊の活動領域が専

守衛を大きく超えて世界に広がっていく懸念が拭けない、そういうことであります。しかも、自衛隊の船舶検査を法案から削除いたしました。そして、改めて自民、自由、公明・改革、この三党で協議し、今国会にも別途法案を出して立法措置を行うというのであります。

とてもこうしたことでは、民主党は修正案八項目を出して努力いたしました、賛成できません。だから反対したのであります。そこで、これらの修正した問題を一つ一つ質問してまいります。

まず、削除された船舶検査について質問します。これは総理と自民党議員者に質問します。

政府は、この船舶検査の削除になぜ軽々しく応じたのですか。これは重要な三本柱の一つであります、自衛隊活動の。そして、民主党は、この船舶検査には、政府の原案どおり国連安保理事会の決議に基づいて実施するというには賛成し、そのとおりするように要求しています。

船舶検査が政府が必要がないというふうに考えられたのか、総理並びに自民党議員者の答弁を求めます。

○国務大臣(小淵恵三君) 確かに、本岡委員おっしゃるように、この政府の提案の中で一つの柱として船舶検査の規定がございました。ただ、この法律案につきましては衆議院におきまして御議論をいただいた中で、三党派でいろいろ御協議をされまして、最終的に協議が調わないということになりまして、今国会で別途立法措置を講ずるという前提で削除されたものと理解いたしております。

政府といたしましては、早期に三党派で協議を調え新たな立法措置が講じられることを期待いたしておりますが、本法案は、周辺事態に際して後方地域支援等の所要の対応措置によって我が国の平和と安全の確保に資することを目的としたものであるものであります、対応措置の一つとして想定されていた船舶検査活動に係る規定の削除のみによりましてこれが法案として欠陥ということにはならぬかと考えております。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、三党派で御協議を賜りまして、本船舶検査につきましても、十分な御議論の上、法律案として提出のできるような形を整えていただきたい、このように願っております。

○衆議院議員(大野功統君) 船舶検査の問題でございませうけれども、最後の最後の段階までございませうけれども、最後の最後の段階までございませうの調整を三党派、自由民主党、自由党並びに公明・改革クラブで行ったわけではございませんけれども、その必要性につきましてはどの会派も認めているところでございます。

ただし、文言、法文の書き方につきまして、その表現につきましてどうしても合意が得られないう、こういう事情がありました。したがって、削除するというところでとりあえず合意したわけでございます。

ただし、必要性につきましては認めておりますから、この問題につきましては三党派で今国会中にも別途法案をつくってやっていこう、こういうふうにご了解していただくところでございます。

○本岡昭次君 それでは、再度自民党の大野さんに質問をいたしますが、合意がでないから削除したと。こういうことがあっていいんですか。なぜそれでは合意できるまで努力してまゐらなかったんですか。

○衆議院議員(大野功統君) 本周辺事態安全確保法案につきましては、三年前のクリントン大統領並びに当時の橋本総理大臣の間で日米安保共同宣言がございまして、それが出発点でございます。それから、一年前にガイドライン法案ができたわけでございます。その法案の審議につきましては、衆議院の特別委員会におきましても九十三時間余の審議を行っております。

したがって、この問題だけでその結論を、法律を成立させないというわけには私はいかない。本岡先生は先ほど、いつ起こるかかわらないことで法律をつくるのはおかしいじゃないかという御発言もありました。いつ起こるかかわらないということでございますと、やっぱりいつ起こるかかわらないから備えておく、備えあれば憂いなし、こういうこともございます。したがって、できることは早くつくっておく、こういう観点が一つございます。

それからもう一つの観点は、船舶検査というのは周辺事態にだけ関連してやるものでなくともいいのではないかと、こういう問題でございませう。全体として船舶検査ということを考えていけばいいのではないかと。周辺事態法との関連で必ずしもやらなくてもいいじゃないかと。ちよつとそこは切り離して、この際、全体的に合意できないものから切り離して考えていこう、ただし、必要であるから早期にやりますよう、こういうことでございませう。

○本岡昭次君 そのほかのことはいつ起こるかかわらぬことだからつきりしておかなきゃいかぬと。そうすると、船舶検査の必要な周辺事態が起ったときには、法律にないからそれはできないということになるわけですね。

それでは、なぜ最初に政府の原案のときに、三つの自衛隊の活動の中の一柱として、しかも多くの人がその船舶検査はいかにやたらいいかというのをけんけんがくがく一番長く議論をした部分じゃないですか。それを審議の結果として削除するというのは、私はこんなことは認められない。だから欠陥法案だと思ふけれども、私はあえて言わなかった。総理がおっしゃったから欠陥法案と言わせたのだと思いますが、どうしても納得できないんです。そのことをずっと一遍質問いたします。

野呂田防衛庁長官は四月二十七日の記者会見で、「船舶検査が欠けてはガイドラインに基づく対米支援が不備な状態になるとの認識を示した」というふうに新聞の報道で私は見ましたが、法案の責任者である防衛庁長官がこのような認識を持っておられるのかかわらず、三党派が政党ベースでこの法案の修正を進めたということになると考えます。これは極めて重大なことなんです。

この記者会見での長官の認識、そしていま一つ、党ベースで進められて一体防衛庁はどうであったのかという問題について答弁願いたいと思います。

○国務大臣(野呂田考成君) 先ほど来段々と御議論のとおり、船舶検査活動につきましては、三党派間でぎりぎりまで協議されたが、最終的に協議が調わず、今国会中にも別途立法措置をとるもの前提で削除されることとなったと理解しております。

私どもとしては、今もお話がありましたとおり、この法案でお願い申し上げております三つの活動が円満に認められることが望みでありましたが、それが今のような理由でできなかったということでありまして、早期に三党派間の協議が調いまして新たな立法措置が講じられることを強く期待しております。

なお、周辺事態安全確保法案に規定されている活動は、いずれも我が国の平和と安全の確保のために重要なものであります。船舶検査活動に係る条項が削除されたということは大変遺憾でありますけれども、そのことをもって本法案の重要性が損なわれたとは考えていない次第でございます。

○本岡昭次君 率直に大変遺憾だということに表明されました。事ほどさように、やはり無理が私はこの修正にはあると思います。

しかし、今国会にもこの法律をつくって出す、こういうこともおっしゃっているわけで、今国会は六月十七日までだからあと一カ月余り。これは責任を持って三党派、まあ代表する自民党の方から伺った方がいいと思うんですが、それから防衛庁長官も、政府の立場から責任を持って今国会中にこの法案を提出させると。しかし、提出しただけではだめなわけで、これは成立させなきゃいかぬわけですね。そのことの自信、責任、それをはっきりさせてください。

○衆議院議員(大野功統君) 文章上は「今国会中にも」と書いてありますが、我々の気持ちは今国会中にごさいます。今国会中に成案を得よう最大限の努力を払ってまいります。

○国務大臣(野田芳成君) 三党の幹事長が署名した文書がありまして、「船舶検査活動に関する条項は削除し、今国会中にも別途立法措置をとることとし」とありまして、三党間ではこれが公約になっておりますので、私も政府としての立場から、この公約が実行されるように強く働きかけてまいりたい、こういうふうと考えております。

○本岡昭次君 それでは、その、今国会中に提出し成立を目指す新しい船舶検査の法律案であります。

その中には、新ガイドラインにも書いてあるように、船舶検査に国連安全保障理事会決議を条件とするということで、日米両国がこの段階では合意しておるんですね、新ガイドラインのところに。だから、私は新しい法案での船舶検査も国連安保理事会決議を要件としなければ一貫性に欠けるというふうに考えるんです。

それでは、防衛庁長官、自民党、自由党、公明党・改革クラブの各代表の皆さん、新しい法律の中に、原案にあったように国連安全保障理事会の決議を要件としますか、それをお答えください。

○国務大臣(野田芳成君) 私どもは、この船舶検査の実施に当たっては国連決議があることが理想的だと思っております。原案を出した次第でありますから、できるならばそういう線をお認めいただくということが正しいと思います。ただし、国連決議がなくとも、旗国の同意とかあるいは多国間の同意というものがあればこれは実施可能なわけでありますから、そういう表現も含めて今後三党間でひとつ早急に詰めていただきたいものだ、こういうふうに見込んでおります。

○衆議院議員(中谷元君) 船舶検査に類似する言葉として臨検という言葉がありますが、臨検というのは、公海上における海賊行為等の取り締まりに軍隊が当たる、また戦時臨検ということに敵対する国の船舶を検査するという行為でござい

ます。ここでいう船舶検査というのは、国連の安保理決議等による経済制裁においてその実効をあらしめるという決議に基づいた船舶検査ということであつて、当初、政府案で準備をいたしておたわけでありまして、議論の中で、そういう行為以外に、旗国主義という、旗国の同意があれば船舶検査も実施し得るという国連海洋法条約等の条文等も参考をいたしまして、自連立閣で、国連決議ではなくて、条約その他国際約束、確立された国際法に則り、旗国の同意を得てという内容で合意をいたしました。これにはもちろん国連決議ということが入っているわけでござい

ます。そういう中で、公明党等との話し合いの中で、国連決議に基づいた方がより国際的な理解をし得るという主張もございました。

しかし、もう一点、法案のつくり方においても、そもそも周辺事態安全確保法案は日米安保条約の効果的な運用に資するものであつて、この法律の中で国連安保理決議に言及することは無理な誤解を招きかねないという意見もございまして、最終的に決着をしなかつたわけでござい

ますが、早期にこの点についてきちつとした法律に基づいて船舶検査をし得るようにならに話し合いを続けていきたいというふうに思います。

○衆議院議員(東祥三君) お答えいたします。新法に關しては、これから三党間において議論していくことでござい

ますので、今、本岡委員のお話を踏まえた上で今後検討させていただきます。ただ、国連の決議が入った政府原案に關して、若干私たちの今までの経緯、これからのことではなくて経緯について説明させていただいた方が今後議論をしていく上においてもプラスになるのではないのかということで、お許しただければ説明させていただきます。

○本岡昭次君 ちよつと時間がないので。

○衆議院議員(東祥三君) それではやめさせていただきます。

○衆議院議員(遠藤乙彦君) 船舶検査の問題につ

きましては、私たち公明党・改革クラブは民主党と基本的立場を共通にしております。政府原案の維持ということをお願いいたしました。ただ、自由党等の意見もあり協議が不調に終わったために、改めて別途立法措置を講ずるということに合意をしたわけでござい

ます。私も基本的な考え方としては、日米協力は別だという考え方があるんですけど、力と国連協力は別だという考え方があるんですけど、やはり日米ガイドライン自体に国連決議を前提とした検査が書かれているように、日米協

力と国連協力が非常に重複すると。日米安保条約自体にも国連憲章が大前提としてあり、また国連が想定するような安全保障の事態と日米協力が想定する安全保障の事態は非常に重なり合うわけであつて、むしろそれが主要な部分を占めるのではないかと、むしろそれが第一の点だと思

います。また、一部の主張の中には、武器使用をさらにいふと国際的な慣行に従つてレベルアップしてもいいんじゃないかという議論もあります。したがつて、今の政府原案に批判的な意見もあるわけ

でござい

ますが、私は、確かに国際法あるいは国際慣行に基づいて、警告射撃の問題でござい

ますけれども、公海を一見違反なしに航行している船舶に対して警告射撃等を行うことは日本国憲法の精神からいくとちよつと問題があり得るんじゃないか、この点まだ十分検討され尽くして

おりませんが、法制局も今後検討を開始するということにございまして、まだ結論の出ない問題に踏み込むことは好ましくな

い、したがつて政府原案を維持すべきであるという立場でござい

ます。また、実際問題として、今まで船舶検査を行った例は四つのケースがありまして、イラクのケース、ユーゴのケース、ハイチのケースあるいは南ローデシアのケースがあつて、十萬隻以上の船舶が検査をされておりますけれども、すべて国連決議に基づくものであるという大きな事実があるわけであつて、これら等々を踏まえまして、やはり政府原案を維持すべきだという主張をしたわけ

でございます。

ただし、今後三党間でさらに協議をすべきだと考えております。

○本岡昭次君 今、遠藤さんの方から出ました警告射撃とかいうふうな武器使用の検討もされてい

るようでありまして、恐らくこれは先ほどの東さんですか、こういうことをおっしゃつたか

つたんですか、今度私は私が質問しますが、新しい船舶検査の法律の中には、武器使用につ

いて国際法あるいはまた国際慣行に基づいて、今出

ました警告射撃あるいは威嚇射撃、こうしたものを可能にするようなものの中に入れて

ようというお考えがあるのかどうか、これは自由党の

ひとつお考えをお聞かせください。

○衆議院議員(東祥三君) お答えいたします。

本岡委員に対しては釈法がわかりません

が、国連決議に基づく船舶検査活動、国連憲章第

四十一条でござい

ます。三十九条からの第七章、

いわゆるエンフォースメント、強制措置でござい

ます。したがつて、国連決議に基づく船舶検査活

動をやるとするならば、これはあくまでも積極

的、グローバルにやるべきである、したがつて国

連決議に基づく船舶検査活動は国連の加盟国すべ

てが同じ手続に基づいて同じ船舶検査活動を行う

必要があると私たちは主張いたしておりました。

しかしながら、政府原案を見る限りにおきまして

は、御案内のとおりそこに描かれていることは任

意の職務質問でござい

ます。

例えて言うならば、ベイスボルトという世界共

通の一つのスポーツでござい

ます。アメリカのベイスボールと日本のベイスボール、ルールにお

いて違うものがあるとするならば日米間における

ベイスボールはできないわけでござい

ます。したがつて、もし国連決議に基づく船舶検査活動を行

うとするならば、ちゃんと日本もそれに基

づいた形でできるようにする必要がありますのではない

わゆる当該目的とする船舶をとめようとしたときにそれができない場合はヘリコプターを使う、あるいはまたそれができない場合は当然シヨルダートリングあるいはまた航行を停止させる行動まで認められているわけでございます。その意味において、私も、もし国連決議を入れるとするならば当然国連決議に基づいて行われるインターナショナルスタンダードに基づいてやるべきである。

他方において、これは今までの議論しているところ、日米安保協力、防衛協力に基づくものである以上、そもそも思想において混乱があるのではないのか。

あるいはまた、国連決議というものを前提としている以上、もし国連決議が出ない場合が出てきた場合どうするのか。日米間において、とりわけアメリカにおいて国連決議が出ない場合でも経済制裁をやるという場合も出てくるかもしれない。国連決議が出ない以上、日本はそれに対して呼応することができない。あるいはまた、国連決議が出ない以上、日本の船舶検査すらできないという状況に落ち込んでしまう。そうであるとするならば、この周辺事態確保法案が目的としているところ、それ自体も達成することができないのではないのか。

一連の今申し上げました政策的な判断に基づいて、政府原案に関して私たちは種々問題点がある指摘させていただいてきたところで、新しい法案に関しては、先ほど申し上げているとおり、先生がおっしゃられる点も含めた上でちゃんとした法律を立てる必要がある、このように思います。

以上です。  
○本岡昭次君 法制局長官にちよとお知恵を拝借いたします。

武器使用と武力行使とは異なるというふうに私たちは政府の方からたびたび聞かされております。だから、船舶検査における武器使用というものと今出てきた警告射撃とかあるいはヘリコプター

ターを使っているような形で実力的に検査を行えるような状態にする、ある意味では臨検に近いような形に持っていく、そのことはこれは武器使用じゃなくて武力行使に私はなるのではないかと思えます。

このところ、なぜそれでは我々は武器使用と武力行使ということに一つの境界を置いて議論をしているかといいますと、それは憲法というものの、やはり日米安保の問題はみんな我が国の憲法に基づいてというのがあつたわけで、その憲法に言う専守防衛というものの内容の中から武器使用と武力行使というものを特に分ける。特に公海上に行われる問題においては、これはもう厳密にそここの仕切りがなければならぬと思えますが、新しくつくられるこの船舶検査の法律の中に威嚇射撃とかあるいは警告射撃とか、私は武力行使だと思ふんですが、そういうふうなもの等を入れることはいわゆる私たちが大事にしてきた憲法の立場というものの関係でどういうふうにかえたらいいんでしょうか。出てこないものに対してこういう質問はちよとまずいと思ふんですが、念のためにひとつお聞かせください。

○政府委員(大森政輔君) 委員のお言葉の中にも、削られてしまつて、しかも現実にはまだ提案されていないものについて質問することはまずいと、こういうお言葉があつたわけでございますけれども、まず、修正によりまして削られた船舶検査におきまして、いわゆる威嚇射撃あるいは警告射撃が予定されているのかどうかということが衆議院では御質問がございまして、その点につきましては、削られた政府案における検査に際しては威嚇射撃、警告射撃を行うことは、行うことはできないという前提になっておりますということとを答えたわけでございます。

その上で、仮定の議論、仮定の質問になつたわけでございますが、じゃ仮に警告射撃を行うことができるといふ規定を置いた場合にそれは問題がないのかという御質問がございまして、それに対

しましては次のように答えました。

すなわち、この警告射撃と申しますのは、単に警告射撃にとどまるものではなくて、これはひいては警告射撃が効果を生じなければ、スクリーン等船体への射撃あるいは船体への体当たり等の行為につながるという問題ではあろうと。したがって、単なる警告射撃ではなくて、警告射撃から体当たり等の航行不能措置までの一連の行為を念頭に置いてこれは検討する必要があるんだということでございます。

そこで、仮定の議論になるわけではございますけれども、政府原案、政府案の検討の過程におきましては、当初は一定の前提を置かず白紙で実は内部で非常に議論したわけでございます。その段階では、やはり憲法九条が禁ずる武力による威嚇または武力行使との関係について、明白に憲法に抵触しないという結論にはまだ達しておりませんでした。ところが、そういう議論を重ねていく間に、やはりそういう警告射撃等を行わないという検査を構築しようということになつたものでありますから、それ以上の詰めた議論を行うことはやめた。したがって、その点については確定的な結論には達しなかつたということが検討の実情でございます。

逆に申しますと、今回仮に、これはあくまで仮にの話でございますが、警告射撃をもセツとした案が検討されるということになりますと、中止、中断した検討を再開し、ぎりぎりまで検討を重ねなければならぬ。しかしながら、現在のところ明白に憲法に抵触しないという結論には達していない問題であるということをお願いしたいと思います。

○本岡昭次君 僕は、法制局というのはいや憲法というものを大事にしながら、ともすればそれを逸脱していかうとする力に対して大きな防波堤の役割を果たしてきつたというふうに評価しておつたんですが、今の長官の話を聞いておると、その防波堤も低くて、ざあつとそれはもうどんどん越えていきそうな感じがしたんです。

だから、やはり憲法九条の専守防衛という形で積み上げてきた平和主義に基づく日本の防衛というもののあり方をしっかりと厳守して、私はもしそういう法律が出たときにはまた果敢にこれに対して反論をしていかなきゃならぬと思ひますが、警告射撃だとか威嚇射撃だとか武力行使を伴うようなもの、それがたとえ国際的な慣習であり国際的なルールであつたとしても、日本国憲法が現に九条がきちつとあつて、その上に積み上げてきたものをやはり私は大事にすべきである、できなければ国民の合意は得られない、このことだけは、議論したら大変だから私の考えとして申し上げておきたい、こう思うのであります。

それで、この問題を衆議院で議論した特別委員会の委員長である山崎さんは、五月五日の新聞、ごらんになつたと思ふんですが、こういうふうにかいておられるんです。今議論している関連法案、これは衆議院を通過させるための苦肉の策として削除した。実は私もその案を緊急避難措置として提案したのだが、やっぱり反省している。目的と手段を取り違えたところがある。本国会で船舶検査部分を復活させるべきだが、新しい法案を準備するとすればとても間に合わない。だから参議院の特別委員会でも改めて再修正して処理する以外にないというふうなことを衆議院の委員会でも陣頭指揮をとられた山崎特別委員長がおっしゃっているんです。

私たちは物すごい激励を受けた気持ちになつておるんですが、参議院というのは、衆議院が行き過ぎたり、間違つた判断をされることもないと思ひますが、やはり好ましくないというふうになつた場合にはそれを是正修正していくのが参議院の院の任務でありまして、山崎特別委員長がおっしゃっているように、参議院ではこの船舶検査の削除という問題、要するに、総理また怒られるかもしれないけれども、総理の手土産としてどうしてもクリントンさんのところへこれは持つていかなきゃいかぬのやということ日程を決め

て、そして一気呵成にそこに持つていったところによりはやり私は無理があった、もう少し時間をかけてやれば削除しなくてもよかったんじゃないかという思いがあります。

だから、この参議院において、衆議院にできなかったことをひとつ参議院にやらせていただきたい、この船舶検査問題、参議院における修正というところできつとここに書き上げていく。参議院には自民党の皆さんもおられる、公明の皆さんも改革クラブの皆さんも自由党の皆さんも皆おられるわけでありまして、何も衆議院だけが政党内閣を軸にしてこの問題を解決していくということがあっても私は間違いでない、こう思うんです。

このことについて、委員長の決意もきつと聞かせていただきたいと思います、私の考えは政府として都合が悪いですが、どうですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 政府といたしましては、原案として提出をいたしておりましたが、衆議院の委員会における熱心な御審議の結果、修正という形でこれは衆議院を通過させていただいたわけでございます。

本岡委員の御発言は、まさにこれは二院制のもとにおける院のあり方あるいはその院における対応のことでございます、政府としてこれについてコメントを申し上げる立場にないと思っております、十分御審議をいただきます、ぜひ政府としてはこの法律案の趣旨が十分通りますように、御審議の上、成立を心からお願いたして、そして船舶検査につきましては三党のきりぎりの話し合いの結果まとまった結果でございますので、その点についての御質疑は今熱心にされておられるわけでございますが、この点につきましても参議院におきまして御審議いただくことは当然のことだろうと思っております。

○本岡昭次君 防衛庁長官、先ほど遺憾なことであつたという表明がございましたが、参議院でもとのとおりに戻すことについて何か御意見ございますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 既に先ほど来のお話のとおり、今三党間で協議中のところでございいますから、そのことについて私が口を差し挟むことは差し控えていただきたいと思います。

○本岡昭次君 国民が自分たちの生命、財産にかかわるいわゆる安全保障問題、国の平和と安全にかかわるこの問題に非常に関心を持ってこの審議を見守っていると思うんですが、どう考えても参議院における修正劇というのは国会の機能を十分私は発揮したと思えない。ああいうむちゃなことをやるから、国に対する不信感、防衛政策に対する国民の信頼というものを損なっていくんだと私は思うのであります。だから、そういう意味において、参議院が私はきつと対応しなければならぬ、こう思うんです。

この委員会を仕切っていた井上委員長のものもお考えを聞かせていただければならぬ、聞かせていただきたいと思います。

○委員長(井上吉夫君) 法案の内容について、きょう始まったばかりです。本岡議員の言われるような見解をお持ちの方もおられるでしょう。本委員会における審議を通して十分議論をしていただきたいと思います。

私が、これをどう取り仕切るということを委員長長の立場で言うことは適当でないと思っております。ただ、しっかりと審議を通して参議院らしい答えを出すことに全員で努力をしてまいりたい、委員長としてもやっぱりそういう立場で委員会を取り仕切つてまいりたい、このように申し上げておきます。(ほかにはないのか)と呼ぶ者あり

もうこれ以上のことを言われても答えようがない。

○本岡昭次君 委員長の立場からの御発言でございましたが、常々、参議院の立場としましては、衆議院で修正したからもう参議院は手をつけるなという、これは別にそれが法律なら私は黙って引き下がりますけれども、衆議院で修正した後、こちら側で議論する。その議論している中で、今いろいろおっしゃいましたが、なぜ削除したかという問題もこちらでも議論しているわけなんです。我々は審議することすら無意味になるわけですよ。法案が出てくるので待っておれと。そういうことは参議院の権威を冒瀆することになると思うんです。

だから、参議院でこの問題の議論をして、おっしゃったように削除の問題についてはこういうふうにするのが妥当じゃないか、それぞれ関係する党が皆いるんだから、そこで一つのことがまとまったと。それを修正することについて私は何ら問題はないと思う。そういう方向で議論してこそ初めて参議院の私は権威が出ると思うので、我々はそのような形でかわらなければならぬ。委員長もどうぞ積極的にそういう方向で陣頭指揮をしていただきたいと思います。

○委員長(井上吉夫君) 十分の審議を尽くしていただきたいと思います、質問の趣旨も含めて。

○本岡昭次君 次に、基本計画の国会承認問題の修正について議論いたします。

民主党は、あくまで事前の国会承認を基本として、緊急時の事後承認を認めつつ、周辺事態の認定、基本計画、自衛隊の出動すべてを含む基本計画の承認を求めてきました。しかし、総理は、衆議院の答弁を議事録で読む限りにおいては、武力行使は含まないんだ、国民の権利義務に直接関係はしないんだ、迅速な決定が必要なんだという三原則を強調して国会承認の必要はないと反対されています。

しかし、総理ができない三原則をここで修正させられているわけですね。なぜ総理は、あそこまでの修正に応じられたんですか。総理、その理由を明らかにしてください。

○国務大臣(小淵恵三君) 今般のこの法律案の修正におきましては、自衛隊が行う後方地域支援及び後方地域捜索救助活動の二つの活動については、原則国会の事前承認を、緊急時には事後承認を要することとされているところでございます。これらの二つの活動につきましては、我が国の

平和及び安全に重要な影響を与える事態である周辺事態に際し、実力組織たる自衛隊の部隊等が実施するものであること、かつ本法案により自衛隊の部隊等が新たに実施できるようになるものであることから、国民の十二分な理解を得ることが望ましいことにかんがみ、原則国会の事前承認、緊急時には事後承認の対象とするという枠組みを新たに設けることとされたものであり、私といたしましては、かかる三党の精力的な協議の結果を受け入れることが適当であると判断したところでございます。

○本岡昭次君 それでは、なぜ対米後方地域支援と捜索活動を行う自衛隊の出動だけに絞られたんですか。そのほか基本計画とか全体の承認事項について民主党はいろいろと申しました。それから自治体及び民間の協力についても。

そうすると、自衛隊の出動はい、国会承認でいい、しかし地方自治体、民間の協力についての関係は国会の承認を必要としない、それからまた基本計画そのものも承認事項にしないというふうに、国会承認事項の中で承認事項にするものではないものに分けられた理由を総理の方からひとつ御説明賜りたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) まず、地方自治体あるいは民間の協力要請の点についてであります、これは地方公共団体や民間の協力について現行法令の枠内で可能な協力を求め、または依頼するものであり、国会承認にかからしめる必要がないと判断されたものと理解をいたしております。政府としても同様の理解でございます。

いずれにいたしましても、これはたびたび委員御指摘でございますけれども、衆議院におきましての修正の自由党、自民党の与党と、そしてまた公明、改革との熱心な話し合いの結果でございます、政府といたしましては、そうしたことを了としてこの法律案の通過についてお願いをしたところでございます。

○本岡昭次君 三党の熱心な論議はいいんですけれども、参議院は参議院としてきょう初めて議論

しているんですから、あなたが衆議院でできない三原則を掲げて断固だめだと言ったものを、この二つだけ抜き出して、これはできませんと言つてこへ持つてこられたんでしょ。それを私は説明できないから三党の人に聞けと、こうおっしゃっているんですか。私はどうするんですか。三党がどう協議したかということはお聞きしたい。政府は知らないということですか。ちゃんと説明する責任があるんじゃないんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 政府といたしましては三原則によってこれをお願いしてきたわけでございますけれども、国会の衆議院においてそうした修正をされまして、その結果として、政府といたしましては、その修正されたものをもって参議院に今お願いいたしておるということでございます。参議院として十分な御審議を改めてお願いいたしたい、こういうことでございます。

○本岡昭次君 今のような総理の答弁では質問ができないじゃないですか。

それではお尋ねします。

今、総理の話を聞きますと、地方自治体とか民間の協力を求める場合は何れも国会の承認を改めて得なくとも別の法律によってできることだから必要ないということをおっしゃったと思えます。それならば、どのような法律でもって自治体やあるいは民間の協力を得ようとなさっているんですか。そのほかのところはこの法律でいくと。しかし、民間と地方自治体はこういう法律によって対米後方支援あるいは捜索救助の支援を行つていくんだ、民間が協力するんだ、自治体が協力するんだといって、どの法律に基づいて、全部その必要な法律を言つてください。

○国務大臣(野田毅君) 基本的には、本法案の第九条第一項に基づいて、関係行政機関の長が自治体の長に協力を求めるということで協力要請を行つた。

ただ、具体的にどの自治体のどういう施設についてどういう協力をしてもらうかということまで果たして基本計画の中で、あるいは国会承認を

求めるような内容になるのかどうかということについては、やはりそれぞれの具体的なケースによつて随分違うんじゃないか。そういう意味で、国会承認のマトリとはおのずから違うのではないかとこの趣旨で総理は発言されたとはお聞きをいたしております。

○本岡昭次君 いや、そうじゃないに、他の法律によつてそういうことができるからここに書かなくともいいんだということをおっしゃったんですよ、今は。

○国務大臣(小淵恵三君) 現行法令……

○本岡昭次君 現行法令といつたら、どの法令ですか。

○政府委員(伊藤康成君) 法案の第九条でございますが、「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。」というふうに書いてあるわけでござい

ましたが、これはこの法案におきまして新たな特別な義務というものを課すものではございませんで、それぞれ地方公共団体の長が持つております権限の適切な行使ということをお願いする趣旨でございます。したがって、先ほど総理からも新たなものをここで創設したわけではないという趣旨のことを御答弁申し上げた次第でございます。

なお、では具体的にどのような法令があるかということでございますが、個々の問題につきましても、例えばこれまで港灣の使用とかということとで幾つか御説明をいたしました。例えば港灣の使用でございますと当然港灣法ということとで、その規定に従ひまして関係行政機関の長から関係地方公共団体にお願いをする、こういうことになるわけでございます。そのほか、航空法の規定あるいは消防法等の規定による場合もあるというふうに存じます。

なお、民間の場合でございますが、これは協力をお願いするというところでございまして、一般的

には契約の関係になるわけでございますので、これは全く義務を課すものではございませんで、一般の私法契約によつて相手方と国あるいは米軍との間でそれぞれ契約関係が成り立つ、こういうことでございます。

○本岡昭次君 周辺事態というのは、戦時とは言いませぬけれども、いわゆる平時、何も起こつていない事態ではないわけでありまして。周辺事態である一つの事態が起こつて、それに対して米軍が行動する、それに対して自衛隊が協力する、自治体も民間も協力していこう、こういうことでありますから、今のような答弁ではぐあいが悪いわけです。

だから、これは私は資料要求します、委員長。例えば、自治体に対してはこのような現行の法律に基づいて協力を要請することになりますよと。それから民間の契約といたつて、その契約も法律に基づいて契約はされているんだろと思つたから、そのときにはこういう形で米軍との協力というものが来ますよ。断ることができま

力というのは簡単に言うけれども、なかなかそういうことじゃないと思うし、そんなのをあちこちで断られればこれは大変なことになります。

やっぱりこれは協力せよいかぬということが前提にあると思ひますから、丁寧に、どういう法律に基づいてそういうものが行われるのかという

こと、現在時点で想定できるものを可能な限り列挙して、そしてその中のどれがそういうものに該当するんだということを私に資料として提出して

いただきたい。委員長に要求します。

○委員長(井上吉夫君) 理事会で協議します。理事会で協議して、できるだけ必要な資料はお届けするようにします。

○本岡昭次君 それでは、もう時間がなくなりましてから、もう一点の周辺事態の問題についてひとつお尋ねをしておきたいと考えます。

まず、自由党の発議者に伺いますが、自由党の提案によつて、この周辺事態の定義として、その

おそれのある事態等が入つて、自由党としては自衛権の行使につながる事態というふうな意味合いも持つておられるやに聞きます。

私も民主党も、このところについては同じような形で修正も提案をしております。そういう意味で、自由党のお考えをちょっと簡潔にお願いいたします。

○衆議院議員(西村眞悟君) 自由党の修正案文を入れたことによつて、周辺事態の概念が縮んだり広がったりするわけではないということでござい

ます。

ただ、明確になったのは、これは衆議院の九十時間の審議の中で、まるで我が国と関係のない事態に対して我が国が関与するという質問が多々ありまして、それによって、これは我が国自身の平和と安全に関する事態であるということと、子供が読んでわかるようになったということとだと思ひを感じております。

○本岡昭次君 それでは、先ほどから、この法案の最初に意図したことと全然変わつていない、こういうふうに政府はおっしゃいましたけれども、今の話は変わつていくわけで、単なる例示ではないというふうに私は認識しますが、例示であれば、そのほかの幾つかのものがあつてそのうちのひとつであるということなんですよ、幾つかの例示があつて。だけれども、今おっしゃったように、このことによつて、その準日本有事というふうなことを一つの認定の重要な要素として取り上げるということになった、こういうふうにおつ

しやつたわけで、私はこの周辺事態の認識の問題として変わったというふうに思ひますが、それでよろしいですか、自由党。

○衆議院議員(西村眞悟君) 私の先ほどお答え申し上げたことがそのまゝ十分伝わっていないかなというふうな感じがして今お聞きしておりましたけれども、私も例示としてあれを入れておるわけでございます。例えば民主党の提案は例示ではないわけでございますから、我が国防衛出動

は自由党の発議者に伺いますが、自由党の提案によつて、この周辺事態の定義として、その

まず、自由党の発議者に伺いますが、自由党の提案によつて、この周辺事態の定義として、その

まず、自由党の発議者に伺いますが、自由党の提案によつて、この周辺事態の定義として、その

まず、自由党の発議者に伺いますが、自由党の提案によつて、この周辺事態の定義として、その

まず、自由党の発議者に伺いますが、自由党の提案によつて、この周辺事態の定義として、その

の発動の一手前まで来なければ周辺事態とは認定しないというふうな案だろと思ひます。

我々はそうではございませぬ。先ほど答弁したように、周辺事態という政府原案にある概念が、あの例示を入れたことによつて概念の外延といひますか、それが広がったり縮まったりするのではない、ただその内容がより明確になったといふふうに私は思つております。

○本岡昭次君 政府の出した「周辺事態について」という参考資料の中には、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態の意味するところを例示的に丁寧に説明したというだけの意味であつて、周辺事態の定義そのものは変更されないといふふうに言つてゐる。この言葉を文字どおり考えると、今自由党がおつしたことはかなり違ふんじゃないんですか。

○衆議院議員(西村眞悟君) 申し上げますと、例えば周辺事態という概念は、危機における概念であることは確かなんです。

したがつて、わかりやすい説明の仕方を、私はこう思うんですが、刑法三十六条の、急迫不正の侵害があるときにやむを得ざるに出行爲、こういう緊急時の表現の仕方があります。しかし、この中には例を挙げれば無限に例が出てくるわけなんです。したがつて、一つの例を挙げたことによつて急迫不正の侵害というものが確定的に決まるわけではないわけです。緊急事態はなぜ緊急事態だと、危機はなぜ危機だといふのかと。予測し得ないことが起こるから危機なんです。

したがつて、この法案の書き方としては、このような例示を挙げてより明確にしなから、事態としては起こり得るすべてのものを包含しておる表現が一番正しいんじゃないかと思ひます。

○本岡昭次君 よくわかりませぬ。

例示的に丁寧に説明したといふふうに政府に言われているんですよ。今あなたの言うような形で自由党が出されたこの修正そのものがある種の意味を持つてゐるのであれば私たちはそれなりに評

価したいと思つていたんですが、しかし、例示的に丁寧に説明したものであるということと同じだといふふうになれば余り意味がないなといふふうに思ひました。

それで、私は、法文の修正といふふうなことは非常に大事なことで思ふんですよ。これは政府も責任を持つてやっぱり提出したと思ふんですよ。責任を持つて国会に對し、国民に對して出したこの法案の条文が修正されるということは、修正しても何にも中身は変わらぬのやと、こうなるのだつたら、政府のでもいいやないかと。これはだれが聞いてもなるわけです。

だから、こういうふうな、例示的に丁寧に説明したものであると。何かこれはもう三党で合意をしなければならぬから無理やり入れて、そして言葉だけ入つたけれども何も変わつていないんですよといふふうな、そういう何かやつつけ仕事のような形の修正というのは私はよくない、このように思ふんです。

そこで、そういうふうな考へていくと、「事態等」といふふうなところでもたたくてあるわけでありまして、そうすると、この「事態等」の「等」の中の「等」が今、西村さんがおつしたやつたようなことであるとするならば、それではそのほか、どのようなそういう事態があるのか。

この問題は、先ほど自民党の同僚議員の質問の中で六つのいわゆる政府の統一見解を挙げられましたが、それは周辺事態の定義と全然違ふんだとおつしやうなから、「等」について説明を求めると、あの中の間接的民が大量に出てきたときといふこともこの「等」に含まれるんだといふことで、これは別の切り口だと言ひながら説明ではそれが一緒になつてしまつてゐるということに、この修正そのものも非常に無理がある修正をあえて三党合意をするためにやられたんだといふふうには思ひえて仕方がないんですよ。

防衛庁長官、どうですか、私の言つてゐることは無理がありますか。

○國務大臣(野呂田芳成君) 繰り返しになるかも知れませんが、この法案の第一条における「そのまゝ放置すれば我が国に對する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」との修正案は、先ほど来御答弁がありましたとおり、その文言からして、「重要な影響を与える事態」の意味するところを例示的に丁寧に説明するものと解されます。したがつて、この修正案により周辺事態の定義そのものは変更されないものと考へます。

御質問のように、それではここで言う「等」とはどういうことかといふことでございしますが、周辺事態が、そのまま放置すれば我が国に對する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態に限られるものではなく、我が国自身に對する武力攻撃に至る可能性までは明確には予見されないものの、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態があり得ることを示してゐるものと理解してあります。

いずれにしても、この修正案により周辺事態の定義自体が変わるわけではなく、周辺事態が無制限に拡大するのではないといふような御指摘は当たらないものと考へております。

○本岡昭次君 いや、私は無制限に広がると言つていないんですよ。これによつて制限されるだろうと思つてゐますから、この事態そのものが変更されないといふことがおかしいだろうといふふうに私は思つておるんですよ。

これはいつまでもたつても水かけ論みたいになりますので、最後に民主主義の修正案についてやはりここで申し上げておきたいと思ひます。参議院でもこの問題はこれから議論することになります。民主主義は、この周辺事態のところをこういふふうに定義し直すことが必要だと提案します。

それは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態で、どこまでは一緒なんですか、これを放置すれば我が国に對する武力攻撃に發展するおそれがある事態といふふうに切つたのであります。

先ほどのように、「等」といふふうなことを入ればなら、そして最後の締めくくりは、「我が国

周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」ということで締めくくりますから、我が国に對する直接の武力攻撃の要するに事態といふのはこの例示になるわけで、最後の方にこれを放置すれば云々を入れると、それが事態のダブルチェックのような形になつて制限をされてくるといふふうな考へたのであります。

それで、周辺事態を、日本有事に發展するおそれがあると我が国が判断する事態といふことで、単なる例示ではなく、法文中に明確にそれを定義して、あくまで周辺事態を憲法が示す日本防衛の基礎である専守防衛に關連づけて日本周辺の事態に限定しようといふふうに民主主義は考へたのであります。

というのは、国民が今心配してゐるのは何かといふと、自衛隊が米軍の要請を受けて際限なく世界じゅうに出ていかなきゃならぬのかと。そんなことありませんよと私も言つてゐるんですが、やはりその心配が消えないんですよ。だから、自衛隊が米軍の要請に基づいて世界じゅうに展開したり、我が国の安全保障に直接關係のない遠隔地における米軍活動のための自治体や民間の協力が強いられることがありませんよと言つたためには、民主主義のような修正でなければならぬと思ふんですよ。

しかし、先ほど西村さんがおつしたことに反論するんですが、私どものこの定義は、事態が日本の有事に近づいてくるというまで周辺事態について何ら手を打てないといふふうな考へ方は持つておりません。それが近い将来、日本への武力攻撃に發展するおそれがある、現在では非常に緊張度の低い状況であつても、やがて将来はそういうふうになるであらうと、これは政府が判断し、国会がそうであるといふふうな考へる場合は、初期の段階からこの周辺事態法は当然発動されるであらうといふ認識はもちろんなら私は持ちながらこういう修正を出してゐたのであります。

だから、でき得れば、この周辺事態の定義の問題は民主主義が考へたような形で修正されるというところが、国民に對してもいろんな不安感を取り

除いていくことになるのではないかと、いうふうには私どもは考えたのであります。

長々と申し上げましたが、民主党の考え方を理解してもらおうと思つて、一生懸命私は汗を流して話をしておるわけなんです。総理、ひとつ御感想をいただければ。

○国務大臣(小淵恵三君) 私の手元にも民主党案が届いておりますし、衆議院におきましても、民主党も含めまして各党ともいろいろと本法律案に對しての熱心な御討議のあったことは承知をいたしております。

ただ、衆議院におきまして、そうした熱心な御審議とともに、最終的にこの法案を衆議院を通過させるに当たりまして、これが三党の修正案になつておるわけでございます。その修正の上可決いたしましたのでございます。たびたび申し上げましたが、委員の御指摘の民主党案につきましても、今御指摘がありましたのでこれからこの審議を通じましていろいろと御議論あられると思ひますが、政府といたしましては、衆議院においてせつかく通過いたしておるこの法律案でございますので、これが御審議をいただき、通過願うことが今政府としてお願いをいたしておるところでございます。

○本岡昭次君 こういう安全保障問題というふうな、國際的に國連の活動、あるいはまた二國間の日米安保条約、また多國間のさまざまな信頼醸成を中心とする安全保障の仕組み、こういうものをこれから私たちは多様な形で持つていかなければならぬわけですね。そのときに一番大事なものは、こういう問題で、与野党が激突してどちらかが多数でやつたと、日本の國論は二つに分かれていゝんやという状態が私は一番好ましくないと思ひます。

本當の國益というのは、やはりこういう國際關係にかかわる問題は十分議論して、そしてできるだけ多くの政党の合意を得て成立させていく。そして、國際的に見て日本がやつてゐる安全保障にかかわる問題は広く國民の合意を得てゐるんだと

いう状態をつくつていかなければ國際的な信用も得られないんじゃないんですか。こういうものを出していったときに、多数でもつて、そしてまた多数を構成していくためにいろいろな工作をやらなければならぬというのを絶えずやつてゐたのは、本當に日本の安全保障はつくりたいと思ひます。

だから、そういう意味で、民主党は必死になつて、この法案を我々の立場から考えてよりよいものにしていくために、そして國民の合意をしていくためにということ、考えて考えてこういう形で今出している。これはかつての五五年体制と言われた形での國會の論議とは一味も二味も違つてきておるんですよ、このところは。そういうことを十分理解をしてこの法案を審議していかねばいけない。だから私は、最終段階で、何かかつて私たちがもう葬り去つたやうな國對政治が復活したのかなと思ふやうなことがあつて、非常に不愉快な思ひをいたしました。

だから、総理も今おっしゃつたやうに、参議院の審議は衆議院で決まつたことをそのままあなた方は早く通せばいいというものではないんだと、参議院は参議院なりの物の考え方があり、衆参合わせた政党がここにあつて、そして一体となつてよりよいものに仕上げていくとする努力に對して、政府も謙虚にそれにこたえていただかなければ、國會そのものが形骸化し、そして國民の政党政治そのものに対する不信感を増幅していくことになる、そう思ひますから、私は極めてこの問題は大事なことであります。

國內の法律であれば、違つた政党が出てきて変えればいいじゃないですか。ところが、こういう國際的な問題はそう次々と変えていく性格のものじゃないという立場であります。だから、そういうことで、我々は最終的にこの法案の修正案も出してやると思ひます。やります。

しかし、その修正案を出しても、その修正案と別のところで政党内の話し合いがあつてそこで詰まつてしまつたら、ここで私が何は声をからして

汗を流して物を言つてもそれはもうむなしの限りになるんです。

だから、この審議というのは、やはり委員長御指導のもとにそれぞれの政党がこの法案についてさまざまな考えを述べ合つて、そしてできれば理事を中心にしてそれをまとめていくという努力を時間にかけて、衆議院のときは総理の訪米という一つの大きな障害があつてぜひともということがあつたこと、私は納得できませんけれども、それはそれとしてあつたのなら、十分今度は参議院の段階では時間をかけてその問題について私は問題を解決したい、こう思つてゐるんです。だれに質問したいんですかね、これは。総理、何か言つていただけませんか。

○国務大臣(小淵恵三君) 先生も長きにわたつて國會に在職されて長い國會の御審議を見てこられて、また事実その先頭に立つておられます。私も三十六年おりました、こういった安全保障問題に對しましては従前、初めから成否が分かれまして、どうしてもそこで初めから賛否が明らかで國會の審議が進んできた経験も私自身も得ておりますが、今般は私も、修正というやうなことがあり得るということ自体も、國會が國會の權威において政府の提案した法律案に對して適切な対応をとらうとする、いわば國權の最高機關としての対応をされたわけでございます。

衆議院のことを申し上げましたが、私どもは衆議院で修正された以上は、その修正された案についてこれを通過をお願いしてゐるわけですが、重ねて申し上げますが、参議院は参議院として十分御審議をいただきまして、そして立派な法律案としてこれが成立することを心から念願しておるところでございます。

○本岡昭次君 今、総理の方から我々参議院に對する激励の意味を含めての発言をいただきました。衆議院で修正された、それはそれで當然我々は尊重せねばいけません。しかし、参議院は参議院として各政党間、衆議院でしたんだからもう文句を言わねと通せという、こういう強引なやり方

は私たちは納得できないからということでも重ね重ね申し上げてゐるわけです。何か新聞によつたら二十日ごろに成立させてしまふのだというふうな、私たちの神経を逆なでするやうなことがいろいろ報道に出てくるわけでありまして、だからといって物理的な抵抗をやるやうな御時世でもありませんし、しっかりと議論を尽くしながら皆さん方とその合意点を見出すように私は努力してまいりたい、このように思つてゐる決意を申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

○高野博爾君 公明党の高野でございます。

ガイドラインの関連で、まず最初に國際情勢と日米同盟關係、これについてお伺ひいたします。

なぜ今、日米同盟の強化なのか、そして新ガイドライン関連法案が必要なのか、より深いそして明確な理解が求められてゐると思ひます。そのためには、冷戦後の國際情勢の認識の上から、米國の國防政策は何か、あるいは東アジア戰略は何か、米中、日中關係、こういう關係の中での日米同盟の意義を理解する必要があると思ひますが、まず最初に國際情勢の認識について、コソボ問題等も念頭に入れながら、簡潔に総理の認識を伺ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 國際情勢というものは日々大きく展開をしてゐるんだらうと思ひます。しかしながら、戦後の大きな國際情勢の判断として存在したいわゆる冷戦構造が崩壊をいたしました、新しい秩序を求めて今國際社会は推進してゐるんだらうと思ひます。

そういう中におきまして、日米におきましては基本的な同盟關係のもとで相協力して双方の國の發展を祈念するとともに、國際社会に對する責任も負つていくやうなことだらうと思ひます。

日本といたしましては、特にアジアに存在するやうな意味合いから、中國あるいは韓國を初めアジア諸國とともに平和構築のために努力し、また現在、經濟的な環境が非常に厳しい状況ですから、それを乗り越えるために相協力しながらこの地域の平和と安定に努力をするやうなことが日本

としてならなければならない今の仕事と、こう考  
えております。  
○高野博師君 私が期待した答弁とは全然違うの  
であります。

冷戦後の世界というのが不安定な要因が非常に  
増している、多様な形態の紛争あるいは戦争が起  
きている。そして、冷戦時代のイデオロギーにか  
わって民族主義あるいはナショナリズム、そうい  
うものが戦争の、紛争の要因になっている。そし  
てテロの脅威もふえてくる。加えて、核とか生物  
化学兵器、大量破壊兵器の拡散あるいはミサイル  
の開発等が進んでいる。そしてまた、金融あるいは  
通貨の不安、あるいは麻薬の問題、環境問題、  
こういうものも国際社会の不安定な要因になっ  
ている。

しかし、紛争解決のシステムとしての国連の機  
能が低下している、あるいは国連を重視する傾向  
にあるのではない。また、軍事力による紛争の  
解決を求める傾向が強くなっているのではない  
か。要するに、冷戦後も依然としてパワーポリ  
ティクスあるいは力の論理が支配的である、冷  
戦時代の思考から一向に脱却していないという  
のが現実ではないか。NATOの新戦略概念はもう  
その最たるものではないかと私は思っております。

アメリカは、このような国際情勢をどのように  
認識しているかということ、そしてどのような役  
割を果たそうとしているのか。アメリカは、政  
治、経済あるいは軍事、すべての面で圧倒的な力  
を持っている、超大国の地位を占めている、国際  
社会の安全保障を確保するという点では決定的に  
重要な役割を果たしている、それがよい悪いは  
別にして、これが現実であるかと思えます。

アメリカは、世界の情勢の中で脅威、危険ある  
いは敵が多様化している、そういう認識をしてい  
る。アメリカの伝統的な、そして基本的な対外政  
策というのは、一貫してこの脅威にどう対応する  
か、脅威対応型であろうかと思えます。  
しかしながら、アメリカは、超大国とはいって

も、安全保障については単独で世界の警察官の役  
割を果たす能力、意思もない、国民の支持も得ら  
れない。そういう中で、むしろこれからは同盟国  
と協力して自衛団を率いる保安官の役割を果た  
すという方向にきている。

そこで、米国の国防政策の基本は何か、簡単に  
お伺いいたします。  
○国務大臣(小淵恵三君) 先ほど来、高野委員の  
国際情勢の御指摘について、前段の冷戦構造以降  
の世界の状況についての問題提起について、私も  
そのとおりと認識いたしております。

そして、その後の、今米国を中心にして国際的  
な安定を目指しての対応についてのお尋ねの中  
で、米国の国防政策についてお尋ねがありまし  
た。

従来より、予見し得る将来において、二つの大  
規模戦域戦争へのほぼ同時対応能力を維持するこ  
とにも、海外プレゼンスを維持していくことを重  
視しているのが米国の国防政策の基本ではないか  
というふうに認識をいたしております。

また、米国の東アジア戦略につきましましては、昨  
年十一月、米国防省が東アジア太平洋地域におけ  
る米国の安全保障戦略を公表いたしました。その  
中で、アジア太平洋地域における約十万人の軍事  
的プレゼンスを引き続き維持することにより、地  
域の平和と安定を維持するという米国のコミット  
メント維持が再確認されております。また、日米  
安保体制が引き続き米国のアジアにおける安全保  
障戦略のなめであることと承知をいたしてござい  
ます。

○高野博師君 東アジア戦略についてはまだ聞い  
ておりません。

基本的な国防政策は何かと。これは、新しい形  
態の脅威が増大している、冷戦時代のような連  
年の脅威というわかりやすい敵とか脅威がなくなっ  
た、目の前に存在しない、そのために安全保障政  
策が国民に理解されるというのは非常に難しく  
なっていると。そのためにアメリカとしては、国  
防報告の中で、新しい概念として国益重視主義、

これを出しております。

それは、米国的な理想の実現あるいは国際社会  
への拡大という国家目標ではなくて、国益を重視  
するという政策に転換をしている。もう一つは、  
これは軍事的な面でありまして、二正面対応能力  
と。湾岸戦争規模の戦争が世界で二つ同時に起  
こったときにこれに対応し得る能力を持つという  
意味で、総理が今おっしゃいましたような、東ア  
ジアに十万人の兵力を置こう、アジアにまた十萬  
人の兵力を確保すると。そしてまた、そのために  
NATO同盟として日米同盟の強化を図って、加  
えて核による抑止の戦略の維持が必要だと。これ  
が基本的なアメリカの国防政策だと私は思いま  
す。

そこで、国益重視主義をとるアメリカの国益と  
は何なのでしょうか。  
○国務大臣(高村正彦君) 今、指名がありました  
から、答弁いたします。

米国の国益は、具体的には、自由、民主主義、  
基本的人権の尊重という基本的価値を持つて、二  
十一世紀に向けて、平和で豊かな世界の構築、こ  
ういうことを首脳会談の中で、日本もまた同じよ  
うな考えを持っているわけでありまして、そうい  
うことが合意されたことと承知しております。

○高野博師君 そういう抽象的な話ではなくて、  
国益というのはアメリカは国防政策の中できちん  
と出しているんですね。これは四つありまして、  
一つは死活的な国益とは何か、二つ目は重要なも  
の、そして三つ目は人道上の問題、四つ目は軍事  
介入のコストとリスクとそれに見合う利益がある  
のかどうか、この四点を挙げておられるわけであ  
ります。

特に重要なものは死活的な国益、これは国防報告  
の中では明確に挙げております。一つは、国家主  
権と領土あるいは国民の保護、あるいは米本土  
に対する核その他の兵器による攻撃あるいはテロ  
の脅威から守る、これが一つ。二つ目は、敵対的  
な地域連合あるいは覇権国が出現すること。三つ

目は、海洋の自由、国際通商路、航空路、宇宙の  
安全確保。そして五つ目は、米国と同盟国及び友  
好国に対する侵略の抑止と必要な場合の撃破、こ  
ういうふうになっております。

(委員長退席、理事竹山裕君着席)

この同盟国に対する侵略、これもアメリカの死  
活的な国益だと、こう認識しているのが非常に重  
要だと私は思います。これはまた後で述べます。  
そこで、アメリカは、死活的な国益が危機に瀕  
したときにはどういう手段でこれを防ぐんでしょ  
うか。

○政府委員(竹内行夫君) 先ほど高野先生の御引  
用なされました一九九九年の米国防報告におき  
まして、国益との関係で次のような記述がござい  
ます。

すなわち、その趣旨をいたしまして、強力な軍  
隊を維持し、国益を守るためにこれを使用するこ  
ともいとわれないことは、エンゲージメント戦略、  
関与戦略でございますが、にとつて依然として必  
要不可欠であるということ、米軍の主たる目的  
は、米国及び米国の国益に対する組織的な暴力の  
脅威を抑止し撃退することであり、軍事力を使用  
すべきか否か、あるいはいつ使用するかの決定  
は、まず第一に米国の国益が危機に瀕している  
か、特定の軍事的関与の代償と危険がこれらの利  
益に見合うものか否かによって決定されるべきで  
あるということが挙げてございます。

ただし、先ほどまさに先生が御指摘されました  
とおり、米国の国益というところにはその同盟国  
の安全というものも入っているということと補足  
させていただきます。

○高野博師君 アメリカの場合は、その死活的な  
国益が危機に瀕した場合には、必要なら軍事力の  
一方的な単独による使用を含むあらゆる防衛手段  
を講じること。この軍事力の一方的な使用も辞さ  
ないというところにアメリカの国防政策の本質が私  
にはあるかと思えます。安保理決議等国際法上の法的  
根拠、これは考慮されておられません。これはスー  
ダンとかアフガニスタン、イラクあるいはコソボ

空爆等に見られるとおりであります。

もう一つ、先ほど言いましたが、同盟国に対する、あるいは友好国への侵略、これもアメリカにとつては死活的な国益だと、そういう認識をしている。日米同盟の存在理由の一つはここに私はあると思います。

そこで、我が国の国益とは何でしょうか、総理。

○国務大臣(小淵恵三君) 我が国の国益といいますが、国民の生命と財産を守ることが政府に課せられた最大の責務だと認識しております。

○高野博師君 そういう抽象的な話ではなくて、国益というのはかつての国家主義的なそれではなくて、国民の利益というところからいっていいと思うんですが、この国益というのは、周辺事態法案で言うところの周辺事態とは日本の平和と安全に重要な影響を与える事態という中の日本の平和と安全、この中身とも深くかかわってくると思うんです。

そこで、周辺事態そのものはどういうものか、これは六つの類型ができていますのでありますが、それに相応する日本の平和と安全、日本の国益とは何か、これはきちんと定義づけをすべきではないかと思うんですが、どうでしょうか、外務大臣。

○国務大臣(高村正彦君) 日本の国益といってもいろんな切り口があるんだろうと思うんです。先ほど委員が御紹介になった米国の国益も、一つの報告書の一つの切り口から言った米国の国益でありまして、日本の国益、言ってみれば総理もおっしゃったし貴委員もおっしゃった、やはり日本が平和で安全でそして国民が豊かである、そういうことであろうと思いますし、自由で民主主義で基本的人権が尊重される、そういうことが日本の国益だと思いますが、それはいろんな文脈の中で日本の国益と言った場合に、いろんな切り口があつて、いろんな定義の仕方があるだろうと思います。

○高野博師君 まさにそういう抽象的な表現が太

平洋戦争のときには国益を求めて外国にどんどん出ていったわけですね。そういう歴史を反省して、日本の国益は何かというところはきちんと明確に定義をしておく、そして枠をはめて歯止めをかける、ということが必要ではないかと思ひます。

国の外交防衛の第一義的な目的というのは国益を守ることに思ひます。この国益について各大臣に聞きたいところですが時間がないのでやめますが、日本にとつても死活的な国益というのは必ずあるはずだと思ひます。これはアメリカの例にも見られるように、国家主権あるいは領土の保護、国民の生命、財産の保護は当然であります。日本領域への軍事的侵略やテロから守るといふ、これはもう主権国家として当然だと思ひます。そして、平和があつてこそ日本の繁栄があるといふことから見れば、アジア太平洋の平和と安定あるいは世界の平和、そしてエネルギーとか食糧、これが途絶えたら日本はもう死活的に影響を受ける。例えば海上交通路、シーレーンの確保、国際航空路の安全確保、当然こういうのは入ると思ひます。そして、重要な市場を確保しておく、こういうことも死活的な国益に当たると思ひます。総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) いずれも日本の国益にかかわる重大な問題点であるといふふうに承知しております。

○高野博師君 それでは、その日本の国益が侵害されそうになったときにはどういふ手段でこれを防ぐのでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 日本国憲法のもと、日本として許される最大限の努力をすることによつて国益を守っていくことだと思ひます。

○高野博師君 もう少し深く考えてもらいたいんですが、この国益を守る手段としては、一つは脅威そのものをなくすために非軍事的な外交手段あるいは国際協力、まさに平和戦略をつくるべきだと我々が主張しているのはそこにあるわけですか。もう一つは脅威に対する自助努力、これはまさに自衛権の行使だと私は思ひますが、これは当然憲

法の範囲内でなければならぬと思ひます。

そして、自衛権あるいは自助努力で十分な場合かどうか。ここにまさに同盟国の支援を得るという意味があるわけですね。現在の多様な脅威に対処するには我が国の防衛力では十分だといふのが実態でありまして、当面は日米安保体制を選択せざるを得ないというのが現実ではないかと思ひます。将来的に日本のこの日米安保体制を見直すのかどうか、あるいは自主防衛政策はとるのか否か。これも日本の憲法あるいは非核三原則、アジア諸国との関係等々、さまざまな観点から国民的な十分な議論が必要であらうと思ひます。

そこで、我が国の国益とアメリカの国益が相反した場合はどうするのか、そういう事態が現実的に起こり得るのかどうか。先ほど議論がありましたが、日本がアメリカに対してノーと言へるのかどうかという議論がありますが、その判断の基準は、一つは周辺事態でノーという場合の国益はどうなんだと。事態の性質だけに着目したのではなくて、そればかりじゃなくて、日本の国益はどうなんだ、そういう判断があつてノーかイエスカという判断ができるのだと思ひますが、この点について総理の認識はどうでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 日本の国益を守り抜くといふことは当然であると思ひます。同時に、国際社会の中にあつて我が国の存在に対して理解が求められるということも必要なことでございまして、そうした観点に立ちまして、我が国の国益を守るためにあらゆる外国との関係を緊密にし、理解を求める努力をしながらいかなければならぬと思ひます。そのために、国益を守るために必要があることにつきましては、それはノーと申し上げるべきところはノーと申し上げることは、これは当然だろうと思ひます。

○高野博師君 それでは、具体的にお伺いいたします。アジアの平和と安定あるいは世界の平和のためには、中国との関係、日中関係が非常に重要だ

と、日中友好というのは不可欠であると私は認識をしておりますが、周辺事態の中に台湾が含まれるかどうか。否、その議論の以前の問題として、日中両国は過去の不幸な歴史を繰り返してはならない。日中友好、これこそがまさに日本の国益だと私は思ひますが、そこで念のため、日本は二度と中国と戦火を交えるようなことはしないという政治的な意思があるのかどうか、総理に確認をいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) 過去の反省の上に立つて両国は日中平和条約を締結いたしておることでありまして、その精神は委員が今御指摘の点に立脚して、これを永遠に両国間において二度と再び戦うというようなことのない不戦の気持が当然込められているものと思ひます。

○高野博師君 台湾問題で米中が対立するようなことが万一あつた場合に、日本は米中に対してノーと言ふことも当然あり得ると私は思ひます。それはまさに国益に反するからであらうと思ひます。周辺事態、この法律を持ち込む以前の政治的な判断が重要ではないかと思ひます。

もう一つ、尖閣諸島の問題ですが、この領域が侵犯された場合にアメリカは助けくれるのか、こういう議論がありますが、アメリカは日米安保条約は尖閣諸島にも適用されるという立場をとつていたんですが、最近はずっと変わつてきたような雰囲気もあります。アメリカがノーと言ふことも考えられるわけですね。そこで、この点の認識について外務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高村正彦君) 尖閣諸島に関する日本の立場というのは一貫してまして、日米安保条約は日本の施政のもとにある地域については適用されるということ、これは日米間が互いに了解していることでございまして。

○高野博師君 それでは、アメリカの東アジア戦略、これについてお伺いいたします。先ほど総理大臣もお話をされましたが、アメリカがアジアをどういふふうに見ているかといひますと、民主的な改革あるいは市場経済を率じて安

定した繁榮する東アジアを追求する、これがアメリカの大方針であります、そのために東アジアに十万人の兵力を展開する。その約半数が日本に駐留して、約四〇％が韓国に駐在している。短期的にはアメリカは北朝鮮が継続的かつ深刻な脅威である、そして長期的には、二〇一五年以降は中国が地域大国となつてアメリカのグローバルな競争相手になる潜在的な可能性がある、こういうとらえ方をしております。先ほどお話がありました仮想敵国という認識はここではないと思ひます。

そこで、日本との安全保障の同盟関係、これがアメリカにとつての東アジアのかねめである、グローバルな目的を達成するためのかぎとなる、そういう認識をしております。この考え方に立つて、日米同盟の強化拡大、これを目的としてつくられたのが九六年四月の日米安全保障共同宣言、そして九七年に策定された新ガイドラインだと、こういう位置づけができると思ひます。

そこで、日米同盟というのはそもそも何なのか。これは、小淵総理が訪米したときに、日米関係を二十一世紀において史上最強のものとする、こういう発言をされておりますが、日米同盟というのは軍事同盟なんでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今やアメリカ、日本は世界一位、二位の経済力を持つ国になつております。したがって、この二国間がかつてのような戦争に及ぶなどということはあり得ないと思ひます。この二つの国があらゆる面においての関係を深めていき、理解を深めていくということが、これは世界平和にとつても極めて重要なことだということでございます。

お尋ねからいへば、軍事同盟だけでなく、すべての面におきまして日米間が相協力していくということが日米同盟ということだろうと思ひます。○高野博郎君 これは昭和五十六年に当時の鈴木総理が、日米同盟は軍事的意味を持つものではないという答弁をされておりますが、今、総理のお話だと、軍事的な同盟の意味もあるという理解で

よろしいでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 例えば日米安保条約というものは極東の平和と安全に対して責任を持つということでございます、そういう意味で世界の安全保障に、世界といひますか両国の安全保障に對して責任を持つという意味では、両国の関係というものは、これは安全保障面においての極めて緊密な関係を持つということだろうと思ひます。

言葉として軍事同盟という言葉は、それは一般的には使われていない言葉で、いろいろ新聞その他では散見いたしておりますけれども、ともに安全保障に對して力を合わせてその責任を果たすという意味であるとすれば、それはそのとおりかと思ひますけれども、あえて申し上げれば、軍事同盟と言ふことは、かつてのいろいろの考え方も想起させられますので、やはりこれは安全保障に對する両国の責任ということの意味での同盟関係である、この認識をいたしております。

○高野博郎君 総理は衆議院の委員会での質疑の中で、日米同盟の中においてアメリカが何らかの行動をとつたときに日本は中立を保つことはあり得ないという発言をされておりますが、そのとおりでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) どういう場面かどうか御答弁をしたからと定かでないものですから今確かめておたのでありますが、いづれにいたしましても、日本とアメリカとの関係におきまして、米國が行う行動について日本としては当然のことながら日本の主体性を持つて対応するということをおし述べたというように記憶しておりますが、もし改めてお尋ねいただければ、そのことについて御答弁させていただきますと思ひます。

○高野博郎君 それでは、改めたいと思ひますが、同盟にはいろいろな形態があるわけで、防衛同盟もあるし攻撃同盟もある、攻守同盟もある。さまざまな関係があつて、対等なものもあるし、双務的なものもあり片務的なものもある。いずれも共通の利害、利益の同一性、あるいは補完性とい

うのがなくては同盟というのは成り立たない。しかし、日米同盟の中で何らかの行動をしたときに中立をとるといふことはあり得るんじゃないでしょうか。これは、先ほどの日本が周辺事態法でノーと言ふこともあり得るということ、中立と改めたいと思ひます。

○国務大臣(富村正彦君) 私が記憶している限りでは、小淵総理の衆議院における答弁は、多分、今提案者で出ておられる東議員の問いに對して、周辺事態におけるような場合に、違法な侵略を行つてゐる国と、それを防衛しようとして国連憲章に従つて行動している米軍との間で中立の立場をとることはあり得ない、こういう趣旨のことをおしやつたんだらうと思ひます。

ただ、ノーと言ふことがあるかどうかということとは、必ずしもそれは全くイコールではないわけでありまして、中立の立場をとらなくても、個々の行動について日本が主体的に何をやり何をやらなにか決めるということとは、それは当然のことでございます。

○高野博郎君 ということは、中立的な立場をとることもあり得るという理解でよろしいですね。それでは、日米安保共同宣言。

国際情勢が変化しつゝ、不安定、不確実な要素がいろいろあつてきたという中で、日米安保体制というものが、冷戦時代のソ連の脅威に對する敵対的な機能からアジア太平洋の平和と安全に寄与する警察的な機能に転換をした、そういうことも言われますが、日米安保体制の本質的な変質であれば、これは当然条約を結んで行ふべきである。そうでないことによつてこのガイドラインの本質というのが一般の国民にはわかりにくくなつてゐる、そういうことが指摘できると思ひます。

そこで、アメリカのねらいというのは、短期的には北朝鮮、長期的には中国を念頭に置いているということも明らかであります。北朝鮮の核ミサイル、こういう開発が我が国にとつて脅威になつてゐるということは事実であり

ますが、中国は、先ほど取り上げましたように、我が国にとつて将来とも脅威になるとは考えられない。そもそも、我が国の憲法の範囲内で、専守防衛の自衛隊の本来の役割からして、アジア太平洋の平和と安定に寄与するというのが米國以外の國から求められてゐるのかどうかという問題もあると思ひます。

アジア諸國には依然として我が國に對する不信が根強い。この日米安保体制、具体的にはガイドラインによる周辺事態関連法案等でありまして、あれば、これは平和にとつて有害ではないかと思ひますが、総理大臣に認識を伺ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 平成八年四月の日米安全保障共同宣言は、冷戦後も依然として不安定、不確実性が存在しているという認識のもとで、日米安保条約に基づく日米安保体制の重要な意義を改めて確認し、二十一世紀に向けた日米同盟関係のあり方について内外に對する意思を明らかにしたものであります。

したがつて、共同宣言を踏まえまして、平成九年九月に日米両國政府が公表いたしました新たな日米防衛協力のための指針は、冷戦終結後も日米安保体制のもとでの効果的かつ信頼性のある日米協力を進め、日米防衛協力のあり方に関する一般的な大枠及び方向性を示すことを目的としたものでございます。

現在、国会にお諮りしております周辺事態安全保障法案等は、このような新たな指針の実効性を確保するためのものであり、日米安保条約に基づく日米安保体制のより効果的な運用を確保し、我が國に對する武力攻撃の発生等を抑止することに資するものと考えております。

○高野博郎君 朝鮮半島の問題が解決したならば日米同盟というのは見直すことも必要ではないかと私は個人的には思つております。そして、地域の集約的な安全保障あるいは信頼醸成機構等を構築していく、そういうことも考える必要があるのではないかと思つておりますが、ガイドラインと

いうものが意味をなさなくなるような、そういうアジア太平洋の環境、これができればいいなと私は思っております。

○周遊事態関連法に具体的に記入の前に二、三の質問をいたします。

邦人の救出について、アメリカが先般、在韓自国民の避難訓練を実施しましたけれども、これは朝鮮半島の危機が高まっているという認識があるのは当然であります。なぜ我が方は実施しないのでしょうか。

○政府委員(竹内行夫君) 高野先生御指摘の米国の訓練というのは、たしか三回目だったと思っておりますけれども、このところ毎年やっているところでございます。したがって、ことし急に始まったということではございません。

それから、我が方の邦人との関係でございますけれども、これはちよつと担当の者がございますけれども、大使館、総領事館を中心といたしまして、いろいろ現地におきまして在留邦人との連絡、いざとなった場合の連絡網の整備といったものをやっているものと承知しております。

○高野博師君 アメリカは三回もやっているわけですよ。日本は一回もやっていない。連絡網の整備なんというだけでは危機管理としては僕はなっていないと思うんですね。どうでしょうか、総理。

○国務大臣(小淵恵三君) 先ほど最後のところがちよつと不明だったので答弁がおくれまして申しわけありません。

邦人救出についての我が国の対応について御指摘がありました。これにつきましては、政府部内で進めてまいった平成八年の緊急事態対応の検討結果を踏まえまして、在外邦人の輸送体制の強化が図られるとともに、新たな日米防衛協力のための指針におきまして、周遊事態における日米間の協力の一つとして非戦闘員を退避させる活動等が挙げられたことを受け、その実効性が確保されることとなるものと考えておりますが、高野委員御指摘のように、まさに日本人、邦人が万が一の

ときにどのように対応するかということとは、これは危機管理上最大の問題だろうと思っております。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕

そうした意味で、御指摘のように、アメリカ軍におきましてはかなり各地区からそうした民間人の移送その他につきましても訓練というようなことで安全を図っておられるわけでありまして、日本人自身も世界へ今たくさんの方々が出ておられますので、こうした方々の身の安全、財産の保護をするためにやっぱり国民的な理解も得つつ、また他国の理解もないと、それぞれの政治情勢についてそれぞれの国々自身も自信を持っておられるわけですから、そういったことも含めましてこれから邦人の身の安全についての対応については、委員御指摘の点については十分留意をいたしなかなきゃならぬと思っております。

○高野博師君 余り時間がないので、邦人救出についてもう一つだけ関連でお伺いいたします。周遊事態が起きたときに日本が後方地域支援をやる。あるいはさまざまな協力をする、そういう事態になったときに、対象となる国あるいはその周辺にいる在留邦人あるいは日本の船舶、こういうものに対していかなる方法で日本は周遊事態との認定をして行動を起こすぞということを通報するのか、あるいは避難させるのか、そのタイミング、これはどういうことになるんでしょうか。

もし、我が方の行為が第三国にとって敵対行為だとみなされたときには在留邦人が攻撃の対象になる、あるいは人質になるということは当然考えられるわけですね。その場合にはどうするのか。これを伺って終わります。

○政府委員(竹内行夫君) 在留邦人の避難にしましては、まさに時々刻々の状況に即して、周遊事態であるか否かという認定を待たずその安全に万全を期してタイミングよく措置をとっていく、こういうことだろうと思っております。

○高野博師君 若干時間がありませんので。

周遊事態が地理的概念ではないということは何も繰り返しているんですが、地理的要素が入っていないとは言っていない、これは外務大臣が答えられているんですが、日米安保共同宣言と新ガイドラインの経緯からしてアジア太平洋を越えることはなないと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 一定の地域を先に言つて、こを越えるか越えないかというのは一般的に言えませんが、アジア太平洋を越えるというようなことはこの周遊事態の定義からいって一般的に想定できないことだと思っております。

○高野博師君 終わります。(拍手)

○筆坂秀世君 私は、日本共産党を代表してガイドライン法案について質問いたします。

このガイドライン法案が総理の訪米の土産として衆議院で強行して可決された。このやり方自体は大変論外だと思っておりますけれども、同時に、この法案の重要な問題点というのが、衆議院の論戦を通じて肝心なところは明らかにされてい

ない。例えば、戦争を放棄した国の自衛隊が海外で憲法上許されるのか。あるいは法案の骨格である日本の周辺地域とは一体どこなのか。平和と安全に重要な影響を与える事態とは一体何なのか。自治体、民間協力はどこまでやるのか。肝心なところについては説得力ある、道理ある説明はまだなされていない。

私、そこです。最初、憲法との関係について伺いたいと思います。

憲法第九条第一項は「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」というところをうたっています。ところが、ガイドライン法案は、海外で武力行使を行っている米軍に対し、武装した自衛隊が公海上、海外にまで出ていく。武器弾薬、例えば爆弾であるとかミサイルであるとか、こういうものを輸送する。燃料を補給する。前線で作戦米兵を輸送する。一体これがなぜ武力行使ではないのか。武器弾薬なしにど

うやって武力行使をやるのか。兵隊なしに一体どうやって武力行使をやるのか。だれもが持つ疑問であります。ですから、これはテレビ朝日の世論調査でも五三%の国民が憲法上疑義ありという回答をしています。

そこで、私、総理に伺いたいと思っております。もう、こういうガイドライン法案で行おうとしていること、これはもう武力行使と不可分の構成部分を担う、文字どおり武力行使の一部、こう言わざるを得ない。そうならば、これは明らかに憲法違反、こういうことになります。これ全く武力行使の一部ではない、武力行使を担うものではない、こういう考えなのか、まず総理にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 武力と一体化しないということがすべての前提でございますが、憲法にかかわる解釈の問題もござりますので、法制局長官から答弁いたします。

○政府委員(大森政輔君) まず、この法案が予定している事柄はいかなることであるかということ御理解いただかなければならないわけでございますが、特に今回行おうとしております後方地域支援、ここでは周遊事態に際しまして安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する補給、輸送、修理及び整備、医療、通信等の支援措置を行うことを指しているわけでございます。したがって、このこと自体が憲法が禁止している武力行使のものに当たるといことは委員もお考えではないであらうと思っております。

しかも、したがって、いわゆる武力行使と一体化する行動じゃないかということも言われてい

るんであらうと思っておりますが、今までもたびたび申し上げておりますように、後方地域支援と申しますのは、後方地域、すなわち我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲において行うという制約をまず課しております。そしてしかも、現実はその行動を行う実施

区域の指定の変更あるいは活動の中断または一時休止についても制度を設けておいて、すなわち後方地域においてのみ後方地域支援活動が行われるということを実効的に確保するためのシステムを設けておきます。

このような後方地域支援の性格、内容にかんがみますと、この法案に基づいて実施することを予定している後方地域支援が米軍の武力の行使と一体化を生じることとはそもそも想定できないということでございます。

したがって、米軍が武力の行使をしている、それは言葉をかえますと軍事行動をしているということでございますが、それに一定の限度でかわることがすべて憲法に違反するというような議論というのは、飛躍した議論ではなからうかと思うわけでございます。

○筆坂秀世君 要するに、あなた方の議論というのは、一体化しているかどうかという基準なんです。そんなことを言っている国はどこにありますか。日本だけです。ガイドライン法案でやろうとしているのは兵たんでしょう。これは武力行使の一部だということなんです。一体化以前の話なんです。

あなた方の言うのは、日本がやろうという兵たんというのは、後ろの方でやる、戦闘区域外でやる、だから一体化していない、憲法違反じゃないということなんです。前の方でやれば、戦闘区域でやれば、一体化しているからこれは憲法違反になる、こんな解釈をやっているのは日本政府だけですよ。

例えば、九〇年十月号の文芸春秋。宮澤大蔵大臣は、「輸送や通信のようなロジスティックス（兵站）はダメです。それは戦争でないとはいえない。西貢元防衛庁事務次官「広い意味での戦争行為には、戦闘部隊も後方活動も全部含まれている」「ある意味では輸送とか通信というのは、前線で戦う歩兵より重要なくらい」だ。後藤田正晴さん、「後方兵站というのは、いわば槍の柄で、穂先と柄があつて槍になる」と。こんな

もの一体化も何も最初から一緒なんだと、これが常識ですよ。

だからこそ、これはあなた方が手を組もうというアメリカの海兵隊の教本に、兵たんなしに計画的で組織的な行動としての戦争は不可能だ。兵たんなしに戦争は不可能だ、当たり前です。兵たんなしには、兵器は弾薬なしになる、車両は燃料なしということであり、装備は故障し使用されないまゝとなる。兵たんは戦争の不可欠な分離できない一部である、こう明記しています。

総理、日本は一体化するかしら、できようもない区分ができるか。相手のアメリカはどうかといえ、兵たんは戦争の分離できない一部だと言っている。これはあなた方の組む、このガイドライン法案で後方地域支援なるものをやろうとしているアメリカと全く違うじゃないですか。今、長々と法制局長官が答えただけでも、そんなものはアメリカ自身がその主張のなさを証明しているじゃありませんか。

大蔵大臣に聞いちゃいけない、総理が答えてください。  
○国務大臣（宮澤喜一君） 私の名前が出たからお答えをします。  
私の言ったことは、湾岸戦争のときに、あそこに通信隊や輸送隊を送ったあの戦争に巻き込まれると言ったんだ。今の法案と何の関係もない。

○筆坂秀世君 だから、何ですか。何の反論にもなっていないじゃないですか。まさに戦争に巻き込まれるということじゃないですか、それは。  
総理、答えなさい、今の質問に。  
○委員長（井上吉夫君） 野呂田防衛庁長官。――委員長が指名した者が答えて。  
○国務大臣（野呂田芳成君） 所管大臣としてちよつと総理の答弁される前にお答えいたします。

一般に兵たんという言葉は、既に何度か衆議院で説明しておりますが、作戦部隊に対する装備品の補給、整備、改修、輸送等、あるいは人員の輸送等の維持運営及びこれに関連する役務の提供をするものでありまして、特に活動の区域を限定した概念ではございません。  
これに對しまして、委員が先ほど来挙げられたのはあくまでも兵たん行為であつて、これは後方支援という行為でございます。私どもは、後方支援とは全く一線を画して後方地域というものを設けて、この後方地域において日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対する輸送、補給といった物品役務の提供等の支援措置を実施することを指すものであります。だから、後方地域支援は、先ほど法制局長官からも答弁したとおり、それ自体は武力の行使に該当しないものであります。また、後方地域において行うこととされていることから、米軍の武力行使との一体化の問題を生じさせることは想定されておられません。

その上で、この法案に基づく後方地域支援が、他国から戦争への参加とみなされるのではないかと御懸念をしばしばいただきますが、まず国際法上の評価に関して申し上げますと、国連憲章及び日米安保条約に従つて行動する米軍に対して、しばしばそういう問題があるということを示し上げておる……

○筆坂秀世君 そんなこと聞いていないよ。そんなこと全く言っていない。  
○国務大臣（野呂田芳成君） それじゃ、答弁やめます。

○筆坂秀世君 だから、それが全く無意味だと言ふんですよ。やりの穂先と柄とどうやって分けるんですか。穂先はこつちにあつて柄だけあつちにある、そんなことあるわけじゃないですか。  
あなた方の言っている議論というのは、全く世界に通用しない議論だということを言っているんです。これはもう軍事の常識に反しているんです。国際的に見ても、後方であれ前方であれ、その兵たんがまさに武力行使を支える、文字どおりその一部、武力の威嚇、武力の行使そのものだというのは常識なんです。

そこで外務省に聞きますけれども、一九八六年のニカラガ事件での国際司法裁判所の判決は、「兵器又は兵站若しくはその他の支援の供与の形でなされる、反徒」、この場合はゲリラですけれども、「援助は武力による威嚇又は武力の行使とみなしうる」と、これは明確に述べています。ある武装集団への兵たんやその他の支援供与は、これは武力による威嚇、武力の行使に当たるといのが国際司法裁判所の一九八六年、ニカラガ事件での判決文じゃないですか。  
○国務大臣（宮村正彦君） 一九八六年のニカラガ事件に関する国際司法裁判所の判決は、ある国が他国内のゲリラ等の反政府勢力に対して行う支援等の論点について法的評価を行ったものであります。

政府としては、国際社会における主要な司法機関であるICJ、国際司法裁判所の判決は厳肅に受けとめておりますが、判決の具体的内容については、それぞれの論点につき、個別の事件の文脈に照らして理解すべきものであると考えております。

国際司法裁判所の判決におきましては、一般に、外国の反政府勢力に対する武器、兵たん、その他の支援の供与の形でなされる援助が、その外国に対する武力の行使や干渉とみなされることもあり得るとは述べられておりますが、同時に、この判決では、米国のニカラガの反政府勢力に対する支援のすべてが武力の行使等に該当するものではないと述べております。

いずれにいたしましても、国際司法裁判所の判決の具体的内容については、それぞれの論点について、個別の事件の文脈に照らして理解すべきものだと考えております。

それから、先ほど委員が、武力の行使あるいは武力の行使と一体となるということ、これは国際常識から反している、こつちにおつちましたけれども、集団的自衛権の行使を制限する憲法を持っている国というのは我が国ぐらゐいしかないわけでありまして、そして武力の行使と一体という

のは、まさにその憲法解釈の中から出てきた概念であり、戦争全体の中に、それとどういう関係があるかということとは必ずしも一致しないわけでありまして、まさに武力の行使と一体というのは我が国憲法の解釈の中で出てきた概念である、こういうことでございます。

○筆坂秀世君 それはそのとおりだと思います、今一番最後におっしゃったことは、だから、憲法九条違反じゃないと言ったために、言わなければならないという議論を組んでたんです。しかし、これはまさに解釈改憲の最たるもので、それは世界に通用しないですよということを言っているんです。

もう一つ、要するにニカラグア事件でゲリラに對するさまざまな兵隊支援というのが武力の威嚇あるいは武力の行使に当たる、そういうふうに見え得る場合があるということを書いてあるというところは、これは今、外務大臣がお答えになったとおりです。これが重要な点なんです。

このニカラグア事件というのは、大規模な戦争じゃないんです。もともと内戦なんです。しかも、判決文のこの部分というのはアメリカに對して出されたんじゃないんです。ニカラグアがホンジュラスやエルサルバドルに對してやっている援助について、これは本場に徴々たるものです。私は全部読みましたよ、資料を。それでもこれは武力の威嚇もしくは武力の行使に当たる、あるいは内政干渉に当たり得るという判定をこの国際司法裁判所は出しているということ、やっているというところ。

しかし、ガイドライン法案でやろうというのは違うでしょう。いわば世界最強の軍隊に自衛隊が大がかりな、あなたの方の言葉で言えば後方地域支援なるものをやろうというんです。これは世界の常識では兵隊なんですよ。あんな小規模なゲリラに對してさあ武力の威嚇、武力の行使に当たると国際司法裁判所が判決しているんです。

そして、もう一つおっしゃった。この判決は個別の事件だ。当たり前です。国内の裁判だってそれ

うでしょう。ある事件が刑事事件であれば、ある被告に對して下されるんです。国民全部に下されるわけじゃない。当たり前じゃないですか、そんなことは。

問題は、そういうところにあるんじゃないんです。この判決が一体何に基づいて行われたかということなんです。日本の裁判だって法律に基づいて行われるんですよ。この国際司法裁判所の判決というのは、これは冒頭に書いてあります。これを私は持つてきましたけれども、慣習国際法に基づいてやると。ですから、アメリカの例えは違法な武力行使、違法な内政干渉、こういう判決を下していますけれども、全部それは慣習国際法に基づいてこの判決は下しているというふうに判決文は述べているじゃないですか。

慣習国際法というのは、これは大事な国際法です。あなた方はそれを無視するということですか。慣習国際法に基づいて出されている判決だということは、少なくともお認めになるでしょう。

○国務大臣(高村正彦君) 国際司法裁判所判決の具体的内容については、それぞれの論点について個別の事件の文脈に照らして理解すべきものであります。

まさにここが大切なところであります。御指摘の国際司法裁判所判決は、ある国が他国国内のゲリラ等の反政府勢力に對して行う支援についての法的評価を行ったものであり、日本の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態に對して我々が国が行う支援と同列に論じることが全く適当ではないわけでございます。

我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態に對して、事態の拡大の抑制、收拾のために国連憲章及び日米安保条約に従って行動する米軍に對して我が国が後方地域支援を行うことは、国際法上何らの問題もないわけでありまして、さらに、周辺事態安全確保法案における後方地域支援は、それ自体武力の行使に該当せず、また米軍の武力の行使との一体化の問題が生ずること

もないというところは累次申し上げているとおりでございます。

日本国憲法の解釈の問題として、武力の行使というだけでなく武力の行使と一体化することも憲法違反である、むしろ憲法違反であるということとを私たちは広くするために一体化ということをやわざと言っているわけでありまして、それについて委員と反対側の人たちが逆に責められている点もたくさんあるわけでありまして、そういうことはよく御認識をいただきたい、こう思います。

○筆坂秀世君 言葉というのは便利なものだと思います。兵隊さんというのは武力行使の一部なんです。だから、あなた方はそれを一たん切り離すんです。切り離して一体化か一体化でないかという議論をするから今のような言葉になるんです。

しかし、ともかく国際司法裁判所のこの判決が慣習国際法に基づいて判断されたものだということとは、事実の問題としてこれはお認めになるでしょう。

○国務大臣(高村正彦君) 慣習国際法あるいは一般国際法、国際司法裁判所はそうした何らかの国際法によって認められたものであることは間違いないことであります。先ほどから累次申し上げているように、今の周辺事態安全確保法案でしているのは全く文脈の違う事態について判決が下されたものである、こういうふうにご覧になっておられます。

○筆坂秀世君 この判決が拘束しないのは当たり前前なんです。判決が拘束するのは当事国だけなんです。しかし、慣習国際法に基づいてそういう判断がされているということは、それは普遍性を持つということなんです。

ですから、これは国際法の権威ある解説書を読んだって、この判決というのが国際法の発展に寄与している、そして国際法として定着している、発展していくんだということが書いてありますよ。「国際司法裁判所 判例研究」、東大出版会が出したものにそう書いてある。つまり普遍性を

持つということなんです。

そして、大臣も答弁でお述べになったように、国際司法裁判所というのは国連の主要な機関だ、ここがそういう判決を下している。私は、この普遍性を認めないというのは世界に通用しないと思いますよ。

○政府委員(東郷和彦君) 委員長。

○筆坂秀世君 ちょっと待ってください。

そこで、私聞きますけれども、せっかく手を挙げたからあなたに聞きますよ。後方支援を戦場区域でやる場合と戦場区域でないところでやる場合、それによって武力行使に当たるか当たらないか、そういう基準が何らかの国際法や国際司法裁判所の判決あるいは国連の決議にそういうものが一つでもあったら示してください。

○政府委員(東郷和彦君) お答え申し上げます。ただいま委員御質問の点について申し上げる前に、ニカラグアの判決について一言だけ申し上げさせていただきます。

大臣から申し上げましたように、どのような場合に武力の行使とみなされるのかという点につきましてこの判決は非常に慎重な判断を示しております。いわゆる兵隊さん、いわゆる支援というものが必ず武力の行使になるというように示してはおりません。ましてや、ゲリラに對する支援という非常に特殊な事態ではない、我が国の平和と安全に重要な影響があるこの周辺事態における我が国の米軍に對する支援、こういうものが武力の行使になるということをICJの判決が言ったということには全くならないというふうに思います。

それから、慣習法との関係でございますけれども、委員はICJの判決が国際的に定着したというふうにおっしゃられました。

○筆坂秀世君 そんなことは一言も言っていない。

○政府委員(東郷和彦君) 失礼いたしました。しかし、私どもとしても国際社会における主要な司法機関であるICJの判決は厳密に受けとめ

るところでございますが、この判決につきまして、例えば一方の当事者である米国の参加がないままに判決が行われた、あるいは学説上この判決については種々の見解もあるというふうに御説明させていただきますと存じます。

それから、最後に委員の御質問でございますけれども、支援につきまして、後方地域とそうでないものとを分けて考えるということについて国際法的にどうかということでございますが、これは先ほど大臣が申し上げましたように、我が国憲法上の観点より出てきている議論というふうに承知しております。

○筆坂秀世君 結局ないということですよ、国際的にはそんなもの、あるわけがないんです。

そして、あなたいろいろおっしゃったけれども、本当にギリギリへのわずかな援助でも、だから厳密にやっただけですよ、ニカラガ判決は厳密に審査して、これは当たる、これは当たらないとやっただけです。しかし、そのいずれも全部小規模なものです。それでも武力の行使、武力の行使そのものだと、一体化だなんて言っていない、武力行使そのものだという判決を下しているということですよ。私はこれはもう全く世界に通用しない議論だと。

日本国憲法九条の値打ちというのは、本当に今考える必要がある。かつて高辻法制局長官はこうおっしゃっています。憲法九条の一項というのは、まさに国際紛争を武力で解決することはいけなということが極めて明瞭にあらわれている。したがって、国際紛争があればそれは平和的に解決しろ。国際裁判所に行くのもいいだろう、第三国の調停を得るのもよからう。いずれにしても、国家間の紛争というものは平和的に解決しろ。これはもう一点の疑いもない憲法の規定でありますというふうにかつて明瞭に述べられている。

しかし、今やろうとしているのは、まさに軍事的対応です。軍事的対応がいかに悪かかというの、例えば最近のアメリカを中心としたNATOによるユーゴ空爆、誤爆に次ぐ誤爆、中国大使館

まで誤爆する、この悪さを見たって明らかじゃないですか。私は、その一体化などという世界で通用しない議論でこの憲法九条をじゅうりんする、こういうことは絶対許されないとすることを指摘して、次の問題に移りたいと思います。

次に、ガイドライン法案の適用範囲が一体地理的にどこまでなのかという点についてであります。

法案第一条には、「我が国周辺の地域における」というふうに明瞭に書いてある。だれが考えたか、これは地理的概念です。ところが、どこまでかと聞くと、あらかじめ地理的に特定できないという意味で地理的概念ではない、こういう答弁を繰り返してこられた。だが同時に、現実の問題として地球の裏側において生起するようなことは想定されなからおのずと限界があるとか、中東とかインド洋とか、ましてや地球の裏側というようなことは考えられないということも皆さん答弁してこられた。

そこで、私、今までの政府の答弁を整理してきました。(図表掲示)この赤のところというのが現実の問題として生起するとは考えられない。どっちが裏か表か知りませんが、日本から見ればおおよそ裏側です。そして、中東、インド洋、これは黄色の部分です。これは想定されないというふうに皆さんおっしゃってこられた。

そうすると、残るのが青の部分なんです。これは東アジア太平洋地域です。この東アジア太平洋地域というのは想定されるのかされないのか、どちらなんですか。

○政府委員(竹内行夫君) これはもう何度もお答え申し上げているところでございます。

我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼす事態というのが生起する場所というのは、あらかじめ特定できないという意味におきまして地理的概念ではないということでございます。

○筆坂秀世君 だめですよ、そんな答弁じゃ。あなた方は地理的概念で答えているじゃないですか。地球の裏側は行かない、現実問題として考え

られないと言ってきたじゃないですか。中東、インド洋は想定されないと答えてきたじゃないですか。ちゃんと地理的概念と答えている。そして、地理的要素がないなどとは一度も言ったことがない、こうやって皆さん答弁してこられたでしょう。何で東アジア太平洋地域だけは答えることができるんですか。おかしいじゃないですか。だめです、そんな答弁じゃ。

○国務大臣(高村正彦君) 何度もお答えしておりますように、周辺事態というのは地理的概念ではないわけで、これは想定できるかこれは想定できないかと一々詰められてもすべてについてお答えできるわけではなくて、相当極端なところまで行くかどうかというところは実際想定できないだろうなと言つて答えることはできませんけれども、その一つ一つのところを言つておのずとどこかに線が浮かび上がっちゃうような、そういうようなお答えはできないわけでございます。

○筆坂秀世君 だめですよ。全部答えていないんだつたらわかりますよ。赤と黄色の地域、地球の裏側、中東、インド洋を含むところはあなた方は答えてきたじゃないですか。何で東アジア太平洋地域だけは答えられないんですか。道理がないじゃないですか。だめですよ、これ。

○国務大臣(高村正彦君) 私たちは、観念上、線を引くこと、あらかじめ特定できないということをおし申し上げておりますが、その周辺事態の定義が我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態と、こういうことでありますから、極端に遠いところでは、これは現実には想定できないだろうなというところはそれははっきり申し上げることはできませんけれども、すべてのところについて、これは想定できるのかこれは想定できないのかとすべての地点についてそういうことを一々申し上げることはできないし、そういうことは申し上げないことにしております。

○筆坂秀世君 それはおかしいですね。遠いところは現実には想定されないと云うんでしょ。だつたら近いところは想定するということじゃないですか。何で想定すると言わないんですか。それとも地球上全部想定しないと云うんですか。だつたら要らないじゃないですか、この法案。だめですよ、そんな答弁ばかり繰り返したら。時間のむだです。こんな同じ答弁ばかり繰り返してはだめですよ。

○国務大臣(高村正彦君) 何度も申し上げているように、私たちがこれは想定できないと言っているような極端に遠いところはありませんけれども、すべてのところについて、これを想定できるかできないかというところは、それは言いかねると。例えば、地理的に言えば、遠くに行けば行くほど少しずつ想定できる程度が少なくなっていくわけでございます。

○筆坂秀世君 そうすると、近くになればなるほど少しずつ想定される程度が高くなる、こういうことですか。

○国務大臣(高村正彦君) 日本の平和と安全に重要な影響を与える事態でありますから、これは距離的な観点だけから言えるわけではない、むしろそういう地理的要素というのは全然ないわけではないけれども、地理的要素がそんなに大きいものだと我々は思っていない、こういうことでございます。

○筆坂秀世君 これは、この法案がどこまで適用されるのかという根本問題ですよ。外に向かつている法案でしょう、これは。その法案が一体どこが適用範囲とも言えない。遠くなればだんだん可能性は少なくなる、こんなことしか言わない。こんな答弁を衆議院以来一体何回、何百回繰り返してきたんですか。

委員長、だめですよ、こんな答弁をやつて。じゃ、一体だれが答えられるんですか、この適用範囲は。だれも答えることができないじゃないですか。こんなばか話はないです。これを適用するのは諸外国でしよう。外国でどういふ事態が起るかわからないわけでしょう。だから、外国の間には、こんなものをつくられたら大変だという危機の声だつて上がっているんです。国際問題

です、これをどうするかは。絶対だめです、こんないいかげんな答弁じゃ。

○国務大臣(高村正彦君) 委員もおっしゃったように、何十回、何百回同じ答弁ばかりしてと言われますが、私たちは地理的概念ではないという設定のもとにこういうことをしているわけでありまして、同じことを聞かれれば同じ答弁にならざるを得ないわけでありまして。

衆議院ではこれが理解されて通過をさせていたのだ、大変ありがたいので、ぜひ委員にも御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○筆坂秀世君 全く御理解できないです。あなた方は地理的概念で答えてきたじゃないですか。地球の裏側は想定されない、まさか中東、インド洋までは、こう何度言ってきたんですか。地理でしようが、この言い方は。

委員長、こんないいかげんな答弁、私は納得できないです。私、一体どこまでが範囲なのか、さちつとした見解を出していただきたい。委員会として要求していただきたい。少なくとも理事会で協議していただきたい、そのことを。——こんな答弁ばかりじゃだめですよ。答弁になつていないですよ、それは。

○委員長(井上吉夫君) あらかじめ時間も設定しておりますので、質問を続けてください。

今の問題については協議をいたします。

○筆坂秀世君 私、ではちょっと質問を変えますけれども、中東、インド洋は想定されないというふうに言われました、そもそも想定されないだろうと。では、最初から排除されるということなんでしょうか。

○政府委員(竹内行夫君) また繰り返しの点がございまして、周辺事態とは我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であるということ、はたがたび申し上げているとおりでございます。したがって、いかなる事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与えるかということは、その事態の規模や態様や性質ということによって異なってくるわけでございまして、その点を総合

的に勘案して判断する必要があるということでございます。したがって、したがって、その生起する地域、発生する場所をあらかじめ地理的にここからここまでということ特定することはできないというところでございます。

ただし、周辺事態が我が国の平和と安全に、軍事的な観点を含めまして種々の観点から我が国の平和と安全に重要な影響を与えるという事態でございますので、現実の問題といたしましてはこのような事態が発生する場所という地域にはおのずと限界があるということを累次政府から申し上げているところでございまして、中東、インド洋等を例にとりまして御説明する際にも、現実の問題としてそういうところで我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態というのは起こりにくいであろうということ説明しているところでございます。

○筆坂秀世君 結局、東アジア太平洋地域については、中東やインド洋と違って想定されないというところをおっしゃらない。ということは、言いかえれば、想定している、にらんでいるということですよ。世界はそう見ます。そして、中東、インド洋についても、想定されないとは言うけれども、排除するとは言わないわけですか。ということ、は、想定されない事態が起これば、中東、インド洋もあり得る、これは論理的にそういうことになるわけですか。(発言する者あり) 今、自民党席からもそうだと声が上がっています。これはつまり、結局無限大だということなんです。

私、総理に、時間がなくなってきましたから、幾ら日本の平和と安全に重要な影響を与える事態だ、こう言ったところで、この法案が向いているのは外国ですよ、そしてそこへ自衛隊が出ていくんです。そして、米軍の戦争の手伝いをするんですよ。これはアジアの軍事的緊張を高めると思わないのかどうか。

最後に総理の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○国務大臣(小淵恵三君) 結論から言いますと、このガイドライン法案、御党からいえば戦争法案というところであると思いますが、我々としては、平和を確保し、そして我が国の平和と安全を守る法案である、ぜひ国民の皆さんにも御理解いただきたいと思っております。

○筆坂秀世君 何の説得力もない、このことを申し上げて、終わります。(拍手)

○山本正和君 けさほど来いろんな質問、また政府側の答弁がございました。先ほど切り口という話がありましたが、私は少し切り口を変えて、総理以下、小淵内閣が日本の国を一体どんな国にしようと考えておられるのか、国家像、その辺について私の見解も含めてひとつお考えを聞きたい、こう思うんです。

アメリカという国は私は大変好きな国です。尊敬もしております。しかし、アメリカという国と日本が戦争をしたというこの歴史は僅々五十年の間に非常に重たい歴史です。そこで、日本がなぜあの強大なアメリカ合衆国に戦争をしかけたのか。中国で戦争を随分長い間やっておったですね、十五年戦争と称しておった。最後に真珠湾に向かつて山本五十六連合艦隊司令官の命令のもとに突入した。

なぜアメリカと日本は戦争をしたんでしょうか。私はそこに日本の国家観があったと思うんです。やらなきゃいけないという国の使命としてやったと私は思うんですけれども、その辺について総理はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 日米開戦のよって来るゆえんについてであります。いわゆる太平洋戦争についての評価というのはいろいろとまだ歴史的に定まっておらない点があるかと思っております。しかし、いずれにしても当時の日本としてみずからの国の生存をかけて、米國を初めABC Dと言われる諸國に對しても宣戰を布告せざるを得なかつた状況というものを顧みますれば、今日なおそれを十分分析し、理解し、そして二度と再びこうしたことが起こらないようにということを考えてまいるのが我々の務めであると思っております。

まず、先般の日米首脳会談におきましても、一八五三年に黒船が参りまして以来、日米間にはいろいろの歴史的な關係がありまして、先生今御指摘のうちに、最悪の事態は日米が相戦い、最大の被害を双方とも受けたということでございます。そうしたことを考えますと、我が国としては改めて我が国の置かれた立場というものを、そして新しい憲法のもとで平和を追求していく考え方のもとに今後とも推移していかなくやならぬと思っております。

歴史的に若干顧みますれば、いわゆる日本とイギリスとの日英同盟という時代がありました。それがなくなりまして、今申し上げたような歴史的な最悪の事態に突入していったということに堪がみれば、今日、米國との關係を緊密にし、この關係を保つということが少なくとも我が国にとりまして最大の眼目でなきやならぬ、こう考えておりました。日米のいよゆる同盟關係というものをさらに強固にしながら二十一世紀に向けてこの關係をさらに立派なものにしていく、これが我が國の外交の大きな柱であるべきものと、こう考えております。

○山本正和君 これからの日米關係等についての総理のお考えはまた何うといたしまして、私はいゆる大日本帝國當時の男子はすべて徴兵検査を受けたという世代の最後の世代ですから、その世代の戦争の体験の中で思つたことをちよつと言いますけれども、あれは中國と戦争をして日本の國は本當にくたび果てておつたんです。しかし、どうしてもこの戦争は勝たなきやいけない。私どもは、天皇陛下は神の子であると信じ切つておつた。神様の宣戰した戦いは絶対に間違いないと思つておつた。みいづのもとに世界の平和をやりうと思つておつたんです、我々の世代は。

しかし、戦争で行き詰まつたときに、軍は知っているわけですが、なぜこんなに行き詰まるか。アメリカが後方へ、まさに後方支援ですよ、中國政府、當時の蔣介石の政府、毛沢東の政府、その二

つの政府にソ連とアメリカがほとんど兵たんを送るんです。どんなにやっても日本はこのまじやどうにもならない、負けるかもしれない、しかし最後は一発ぶつければアメリカも待てよと思うかもしれない。最後の、まさに日本のあらゆる物量、物資を注ぎ込んで開戦せざるを得なかったというふうに私は思うんです。恐らく太平洋戦史を見られた方はそういう評価をしておると私は思うんです。

ですから、戦争というものの一番の恐ろしさは、本当に世界情勢がわからない、情報がない、情報がない中に閉じ込められた者が何をやるかわからない、この恐ろしさだと私は思うんです。

今、世界各国でいろんな議論があります。北朝鮮の問題が議論されている。私は北朝鮮を見ると、あの大本帝国の末期の時代、私は心配で仕方がないんです。もしもその当時のような発想で北朝鮮が、アメリカ軍の兵たん基地としての日本がある、朝鮮戦争が起った、攻めてきた、やっているととなったら、私だったらひょっとしたら、私ももしも向こうの主席だったら日本にテポドンを撃つかもしれぬ。それぐらいの怖さを私は独裁国家、情報遮断された国家に対して危険感を持つています。

そういう意味で、国家というものについてどう考えるか。総理は、いわゆる「青い山脈」で歌われたとき高校生時代のその後の高校生時代を謳歌して、早稲田で都の西北を歌って、明るい人生を送ってきた。しかし、そうじゃない世代がある。その世代から見た場合に、北朝鮮は非常に恐ろしいんです。こんなことでいくと。どうして一体これを解決しようかというのを我々は考えなきゃいけないというふうに私は思います。このガイドラインというものはいろんな理屈がありますが、言葉は。国際法上の問題も法制局長官が言う。専門家だから恐らく詳しいでしょう。外務省も詳しいでしょう。しかし、実際の国際政治の第一線で自分の国をどうするかというのを考えるその指導

者は、国際法じゃないんです。戦わざるを得なくなる、それをどう抑止するかというのが二十一世紀における我が日本がやらなきゃいけない役割だというふうに思うんです。

そういうふうなことに、総理、だから今のそういうガイドラインで云々されるような事態が起らないために総理は全力を挙げるといふ決意があるかないか、まずそこを聞かせてください。

○国務大臣(小淵恵三君) 昭和十六年、戦争に入して、その前夜を考えれば、日本としても確かに国際情勢の認識について必ずしも正確に把握しておったかどうか。

先ほどお話がありました山本五十六大將にいたしましても、その昔にはアメリカの駐在武官としてその国の情勢も定かに把握しておったことを考えると、あれだけ物量的に大きな力を持つアメリカに戦争を挑んだということにつきましては、いろいろの経過はあるかと思えますけれども、大変大きなことであつたと思っております。

しかし、今のお話は若干、当時の状況の中で日本も、これは言葉はいかがかと思えますが、窮鼠猫をかむとも言いますが、さつき申し上げたようなすべての国々の中で孤立せざるを得なかったというところ。いわゆる国際連盟も我が国が脱退をして、国際社会の中で生き抜くということを放棄せざるを得なかった。こういう中で、日本として最後の戦いに臨んだというような経過があつた。そのころのことを一番御記憶あるのは先生であることとを今伺いました。私も政治家の一人として、過去の歴史を十分認識しながら過ちなきを期していかなきやならぬと思えます。

今、長くなりましたが、北朝鮮の状況についてそういう状況を看過し得ないという先生のお考えについては、これはやっぱり貴重な御意見として承らなきやならぬと思っております。しばしば申し上げておりますが、であればこそ対話と抑止というこの考え方を保持していかなきやならぬ。単に対話をするだけではなかなかこの道が開

けない。

かつての日本も世界の国から対話を求められたこともありませんけれども、大戦前夜のあの真珠湾攻撃の前夜におけるハル・ノートその他のことをいろいろ勉強してみますとなかなか難しい問題があらうと思っております。

したがって、我々としては、究極、きちんとしたみずから抑止する力というのを持つと同時に対話を進めていく、その抑止の力というものが総合すれば今般においてはやはりこのガイドラインの法案であるという認識でございます。それと同時に、申し上げたように、国際社会の中で孤立していくということであつてはならぬという貴重な体験を我が国はいたしたわけでありまして、したがって新憲法のもとにすべての国々によりよき関係を保つということが日本として生存をする最大の道であるという認識のもとに、政府として、また国民としても取り組んできたことではないかと思えます。

結論的に言えば、先生の御指摘について十分理解をしつつ、北朝鮮とは申し上げませんけれども、国際社会の中で孤立した形ではいけません。うようなことが起こるといふようなことがあつてはならぬというところで対処すべきものではないかと私は考えます。

○山本正和君 金大中大統領も私も同世代です。それから、それだけに戦争の恐ろしさを知っておられるから太陽政策というものをされたとは私は思うんです。随分今、北朝鮮と韓国の関係は変わってきておるようですね。

そんなことも含めて、私は、やっぱり日本こそ北朝鮮に対してさまざまな、金大中大統領を助けながらいろいろな対話への道を開くべきだ、こう思っておりますので、これはひとつ総理、ぜひともお取り組みをいただきたい、こう思っております。

そこで、私がちよつと申し上げたいのは、戦争というのとはもうとんでもないことが起こる。きょうは宮澤元総理お見えでございますけれども、ア

メリカという国はヒューマニズムの国なんです。私も子ども供のときにリンカーンとかワシントンとかいろいろな偉人の話を聞きながら育った。すばらしい国なんです。しかし、そのアメリカは、あの戦争が負けた年です、昭和二十年の七月末には日本国政府がポツダム宣言受諾の意思を知つておった、歴史に残っています、記録が。しかも、仲介にソ連政府が入つておった。知つておった。にもかかわらず、八月六日に、わずか十分間ですよ、三十万人の人を殺りくしたんです。年寄りも女の人も赤ちゃんも。そういうことが戦争は起こるんです。

我が国は侵略戦争をしたという反省をずつとやつてきました。しかし、そのことと、アメリカに対して、あなたたちはこういう非倫理的な行動をしたじゃないかということは言わないかぬと私は思うんです。東京大空襲しかりです。下町をぐるぐる包囲して焼夷弾で火をつけておいて、逃げられぬようにしてその上にさらに爆弾を落としていく。一晩で十万人死んだ。戦争というのはそういうことをするんです。アメリカがベトナムでナバームで物すごい殺りく行為をやつた。今なお奇形児が生まれる。アメリカの行った戦争行為の残虐に對しては、我が国はやっぱりきちんとと言わなきゃいけないと私は思うんです。我々がアメリカを尊敬するということは、同時にアメリカに対しておかしなことはおかしと私は言えなきやいけないと思う。

【委員長退席、理事竹山裕君着席】  
去年の段階で、宮澤大蔵大臣が大変な御苦労の中で金融問題がありました。アメリカの余りにもエゴな金融政策ではなかったかと私は思ったんです。宮澤大蔵大臣が基金構想を出されました。私はすばらしいと思うんです。しかし、それは数年前から日本は持つておつたんです。アメリカが押さえたんです、それは。

私が言いたいことは、日本という国はこれから何をしなきゃいけないかというときに、私はアメリカを大切にしたいと思う。友好同盟をしつかり

持っていきたいと思う。しかし、言うべきは言わなきゃいけないと私は思うんです。

今度のガイドライン問題で、率直に言います、私も去年の五月まで与党だった、今まで与党だったんですよ。ガイドラインの経過を知っています、私も。私も何か日米安保条約の枠内のガイドラインができないかと一生懸命苦勞したんです。しかし、アメリカ側の要求が余りにも過大でできないんですよ。自民党は大変な苦勞をした。その間に挟まって、我々はこれは安保条約の枠を超えるということで一緒になれぬということとで与党を解消したんです。

アメリカがちょっとこれはむちゃを言い過ぎなんです。ここに合衆国憲法がある。アメリカ合衆国は連邦議会に対して物すごい強大な権限を付与しておるんです。アメリカは憲法を非常に大切にしている国です。アメリカの青年もいつもそう言うんです。日本国憲法というものをアメリカ人は知っているんだ、政府は。日本国憲法の範囲内でしかできないことを一番よく知っているのはアメリカ人のはずなんです。

しかしながら、今度のガイドラインは、憲法の枠を言葉でだまして、法律用語をいろいろと駆使して、後方支援という言葉を使い、周辺事態という言葉を使って、アメリカへの軍事協力をするためのものになってしまったんじゃないですか。

私はそれが非常に残念なんです。やっぱり政府は国民に正直に言わなきゃいけないと私は思う。アメリカからこういう要求があります、これを拒否した場合には日米関係が大変困難なものになりますと、そう正直に言えはいんです。国民の中に十分に知られる中でのこのガイドライン、アメリカが今でも持っている危機感、北朝鮮で何が起ころうか、世界平和のために云々と言っている、どうしても日本に協力してほしいと言っている、どうして憲法に触れますよという中の話をきちっと出していただいてやるのなら、私はよくわかるんです。

しかし、その辺のことがどうしても不透明なもの

のが今度のガイドライン問題についての国民の間にある私はわだかまりだらうと思うんです。大人はみんな言うんですよ。日米関係を除いて日本の将来はあるか、だからまあ仕方ないじゃないかという話なんです。

私は、率直に申し上げますけれども、私は元高橋の教師ですから、日本国憲法とそれから周辺事態の後方地域支援の武器弾薬の供与との関係の子供にちゃんと説明するのは難しいですよ、これは。何は言っても、日本国憲法には国際紛争を解決する手段としては武力の行使または威嚇を行わないと書いてある。しかし、周辺事態法案で行うアメリカの行為は明らかに武力の行使もしくは威嚇なんです。それに我が方は兵士を補給するんです。いやでも応でも、日本国憲法に書いてある国際紛争の解決の手段として、また世界でみんなが生きていくために日本は武力は使いたしませんと言ったことと違うんですよ。どんなに法律論上いんなことを言っても、子供に教えるのは難しいんです。実はその辺が非常に残念で仕方がないんです。

ですから、このガイドライン問題で、きょう冒頭に、野党の方からは本岡さんから修正の論議がありました。修正の論議も結構です。しかし、論議をしていただくのならば、この事態に対して国民にどう説明するか、このガイドライン法案が提案された経過をきちっと小沢内閣は説明していた責任があると私は思うんです。

私は、総理がもとと政治家として出発されて以来のいろんなあちらこちらの言行等もお聞きしました。率直に言いますけれども、非常な民主主義者であり、アモクラシーを大切にされる人です。尊敬しています。また、大蔵大臣を私は本心に尊敬している。しかし、その内閣がこれをやらざるを得ないんですよと率直に国民に私は訴えるべきだと思う。

もう一つ申し上げます。  
私は、三重県におるときに、明野の自衛隊航空学校の校長先生、大変仲よしで、ゴルフも一緒に

したりお酒も飲んだ。彼が言ったことが今でも忘れられないんです。自衛隊の諸君は、いざとなったら、もしも外国からだれか攻めてきたら、武装集団がやってきたら命がけで戦うんですよと、こゝう言っている。しかし、その戦うのはなぜか、日本国を守るためですよと言っているんです。そゝうやって一生懸命教え込んでいます。

ほかの若い青年はもう勝手なことを言っていて酒飲んでぶらぶらして遊んでいるんです。必死になつて戦っているその自衛隊の諸君が、もしも今度の周辺事態法で命をかけて戦わなければならなくなつたときに、我々はきちっと説明しなきゃいけない。私も七十代の人間は戦争経験あります。ひよつとしたら我々が一番先に行つた方がいいのかも知れない、若い人より先に。それぐらいのもので、戦争というものは。その自衛隊の諸君が、このガイドライン法案を見て、わかりました、よろしい、国家の命令ならアメリカの武器弾薬補給のために行きましよう、こうなるでしょう、今のようならわかりにくい話の中で。

そして、衆議院で九十時間議論したと言っている。ところが、九十時間議論した一方で国会外で何十時間も議論しておられる。要するに、どうやって日本の国益を守るかです。日本とアメリカとの関係の中でこのガイドライン法案を処理しようかというところに追いやられたのがこの一月半の間のように私は見えてならないんです。もつと率直に言うべきだと私は思うんです。

だから、先ほどからいろんな話があります。しかし、国民に対してこのガイドラインの問題をこれからどういふように説明されようとしておられるのか、その辺のお考えがあったらひとつお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 山本先生のみずから御経験に基づいた切々たるお話につきましては大変感銘深いものを覚えるわけであります。特に、戦争の惨禍につきましても先生の世代はみずから体験されたことだろうと思いますが、私もやはりある意味では、先ほど「青い山脈」というお話がありま

したが、日本が戦後平和になって、物はなくともとか命は長らえらるるという、そういう世代に生きてきた者として、戦争の被害というものの、非常に認識を深くいたしております。

昨晩も夜遅く朝鮮戦争につきましても一時間以上の番組を改めて見まして、あのとき、昭和二十五年ですから、一九五〇年からのあの南北の朝鮮の悲劇というものが、そこに参加したいわゆる国連軍の被害、あるいはまた中国の参戦下に起こつた大悲劇を見ますと、二度と再びこういうことが起こつてはならぬという思いを深くいたしておるわけでございます。

そういう意味で、お話にありました点で申し上げますことは、一つだけ考え方が異なりますのは、私は、ガイドラインそのものが、単にアメリカの戦略とかアメリカだけのものでなくして、結論的に申し上げますと、最終的には我が国、我が国民の本当に平和と安定のためにアメリカと協力していくことが究極の目的となるべきもの、これがガイドラインの本旨であるという認識をいたしております。

ただ、御指摘のように、このことについて十分な説明があったかと言われますと、あるいはみずから省みて反省をいたしますけれども、国民の多くの皆さんには、やはりアメリカとの協力によりまして結論的に言えば我が国の安全を確保していけるという信頼感が根底にあればこそでありまして、そういう意味で我々としては、この法案の中でアメリカとともに力を合わせてこの地域の安全を守ると同時に我が国の平和を確保する手段としていくものだろうと思っております。

アメリカの建国以来の種々の行動についての御指摘を、一々私が申し上げるつもりもありませんけれども、我々から言えば、あの終戦時における広島、長崎の原爆投下というような問題についても、日本人の立場からいって看過し得ない大問題であります。アメリカはアメリカの論理があつたんでありましよう、早く戦争を終結させたいと

いろいろな点もあつたやに聞いておりますけれども。

そういう意味で、アメリカの行動すべてを是認するわけではありませんが、我々は戦後アメリカとともに力を合わせていくという選択をし、その安保条約に基づいて日本の発展、安全、こういうものを確保してきたということについては、これは私は確固たる自信を持って進んでまいりてよろしいかと思ひます。

ただ、先生御指摘のように、この問題について国民の皆さんに十分な御説明があつたかと言われると、なかなか説明が、安全保障の問題に關しまして具体的にどのようになすべきかということについては、難しい点も正直申し上げてあるかと思ひます。

先刻来、いろいろこの国を対象にするかというようなことを問われましても、それは答へ得ない問題でございまして、そういう意味で、今後のこの参議院の御審議を通じて精いっぱい国民の理解を求めるための努力をいたしていきたい、ぜひ御理解をお願いしたいと思ひます。

○山本正和君 私が一番懸念しておりますことは、日本では防衛問題についての論議が国会でも大変少なかった、この五十年間。これは主として私どもが属しておつた旧社会党の責任も相当あると思う。だけれども、本日に日本の国は防衛とは何かということの議論が国会で本氣になつてなされてきたかどうかという、私は自分自身の反省も含めて持つております。ですから、国民の間に日本の国を守るというのはどういうことなんだというところについての論議が少くないのは、これはやむを得ないかもしれないです。これは政治の責任かもしれない。しかし、これはやらなければいけない時期に来てゐるだろうと私は思ふんです。

しかし、ここで私申し上げたいことは、六〇年安保、大騒動でした。国会が取り囲まれて、私も実はそのデモ隊の中の一におつたんですけれども、権美智子さんという東大の女子学生が亡くな

られた大変な騒動があつた。そういうあの六〇年安保のとき。しかし、その六〇年安保のときにできたのが現在の安保条約で、これがまたその後改定されましたけれども、基本は根っこはそこなんです。

その安保条約を私どもはずっと長い間の中で、村山委員長のとときに、安保条約を私どもも認めるということ全体で言ひました。これは当然国際的に交わしたものであり、国会で承認された条約を認めないというふうなことを今まで言つておつた。これはおかしい。何は言つても国会で多数で決められたものに對して、しかも国際的に承認されたものを認めないとなつた場合には日本の国際的な立場はありせんからだめだと言つた、認めますと言つた。そのもとに、村山内閣は随分苦労していろいろな政策を出しました。

私どもはそのとき、こういうことを思つたんです。防衛という問題を議論するときに一番大切なのは何なのか。防衛庁の指揮監督下に自衛官がいます。自衛官の人たちに誇りが持てるような、そういう防衛政策を本来から言ひ出すべきだと私は思つた。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕  
しかしながら、私、率直に言ひますけれども、アメリカ軍には沖縄では三軍それぞれにゴルフ場がある、立派な兵舎があつて、本場にゆつたりとした暮らしをしてゐます、兵隊としては。日本の自衛隊の状況はどうですか。この自衛隊の皆さんが本氣になつて戦うときに、隣のアメリカの兵隊を見てどう思ひますか。

私は、国を守るという論議をするときに一番大切なことは、本日に命がけで戦うという人たちに對して自信を持たせることだと思ふ。その自信を持たせる背景は何かと言つたら、日本の国のあり方なんです。そのあり方は何かと言へば、私は日本国憲法だと思ふ。世界に誇る憲法があるんです。この憲法のもとで軍隊なんです、専守防衛の、すばらしい世界でたつた一つしかない軍隊なんです。その誇りを私は持たせてやりたいと思

う。

自衛隊と憲法とを矛盾なく今のこの二十一世紀の中できちつと位置づける政策を我が国は出す。そして、我が国の青年が外国へ行つたときに、何か知らぬけれども日本人、おまえさん何ですかと言われて恥ずかしいような顔をせぬでいいような国にする。そういう基本が二十一世紀での私ども日本の国の課題だと私は思ふ。

実は、このガイドラインというのは絶好の機会なんです、逆に言えば。徹底的に議論したらいいと私は思ふ。何か知らないけれども大変急いでおられますけれども、私は余り急がずにこのガイドライン問題をじっくりと議論しながら、国民の前で、僕は小淵総理の人柄で国民にわかりやすくしゃべる方法は幾らでもあると思ふ。もつと時間をかけてじっくり話すというひとつ総理の気持ちを開かせていただいて、私の質問を終わりたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 民主主義ですから、やっぱり国民の理解と協力なくしては事が進まないことは私も承知をいたしております。全力を尽くして国民の理解を求める努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○山本正和君 どうもありがとうございます。

○田村秀昭君 自由党の田村秀昭でございます。新ガイドライン関連法案はまさに我が国の平和と安全を確保するための法律であり、我が国の安全と安全保障政策の一端が構築されるという私は認識を持つております。

周辺事態とは、少なくとも日本周辺に何かが起こつていてという単なる事態ではなく、日本有事に近い事態と理解する必要があります。そういう事態に、日米安保に基づいて日本を含む地域の平和と安全を維持するために行動を開始してゐる米軍に對して日本は同盟国として主体的にどう協力するかということを決めるのがこのガイドライン関連法案であるというふうに理解し、武力紛争を大きく抑止していくために非常に役立つというふ

うに私は理解しておりますが、総理も同じ認識を共有されておられるかどうか、ちよつとお尋ねさせていただきます。

○国務大臣(小淵恵三君) 周辺事態安全確保法案は、言うまでもありませんが、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態である周辺事態、これに適切に対応する必要な措置を定め、安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とするものでありまして、我が国に對する武力攻撃の発生等を未然に防止することとするものでございます。

同法案に基づく対米協力は、日米安保体制のもと、周辺事態に對し、その拡大の抑制または収拾を図るための活動を行つておる同盟国たる米国の軍隊を支援し、もつて我が国の平和と安全の確保に資するため行われるものでありまして、このような対米協力はあくまでも我が国の平和と安全の確保に資するものであると我が国自身の主体的な政策判断に基づくものでありまして、同法案をいわば平和確保法案と言ひすべきものであるというところであります。田村委員の御指摘について理解をいたしておるところでございます。

○田村秀昭君 同じ認識と承りました。私ども自由党は、安全保障政策の根幹をなす安全保障基本法を制定し、そのもとで我が国に對する武力攻撃に對しての対処行動等にかかわる法律、すなわち有事の法制を整備し、次いで我が国の平和と安全に重要な影響を与える、今議題となつております新ガイドライン法を成立させ、そして最後に国連の平和維持活動に關する法律を整備すべきであるというふうに考えております。

そして、まず第一に、我が国自身の有事の際の法制が整備されていなければなりません。しかし、現実において有事の法制がまだ不十分であります。先進諸国、民主主義の国家の中で有事に對する法制が確立してゐない国は我が国のみであります。これは法治国家として実に恥ずかしいことだと言わなければなりません。総理は、この有事法制の、有事の際の法整備に



す。

防衛庁長官にもう一つお尋ねさせていただきますが、今度、自衛隊法が改正されまして船舶による邦人の救出ができるようになります。それで、海上自衛隊の艦艇が邦人救出のためにある港に行つた、それで邦人を乗せて帰ろうとした、そのときに武力攻撃を受けたときには武力行使はできますね。ちよつとお答えください。

○国務大臣(野呂田芳成君) 武力攻撃を受けた場合は、例えば九十五条による武器の防護その他の武器の使用ができるということになります。

○田村秀昭君 ちよつとそのときに、第三国の民間の船がその国の避難民を乗せて移動しようとしているときに、その海上自衛隊の船の前で敵方の攻撃を受けたときには、海上自衛隊の船はその民間の船を攻撃している艦艇に対して、あるいは魚雷艇に対して攻撃をすることはできますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) もうこれは釈迦に説法のためでございますが、私も、他国においても自国民の退避活動に際しては安全に万全を期するものと承知しており、敵対国からの攻撃が予期されるような状況で当該活動を実施することは想定されていなくてあります。

しかし、一般論として申し上げますと、自衛隊法の九十五条においては自衛隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から、これを防護するため極めて受動的かつ限定的で必要最小限度の武器使用について規定をしております。

御指摘のような状況においては、他国船舶に関する不測の事態が同時に自衛隊船舶を破壊、奪取しようとする行為であるような場合には、これが同条の要件を満たす限りにおいて同条の規定に基づく武器の使用は可能であると考えております。

なお、自衛隊法上、自衛隊による武力の行使は、我が国に対する武力攻撃に際して防衛出動が下令された場合に自衛権の発動として行われるものに限られておりますから、一般論として申し上げますと、御指摘のような事態は我が国に対する

武力攻撃に該当するとは判断されないものと考えます。

それから、襲撃を受けた他国船舶を守るために自衛隊が武器を使用したとしても、正当防衛または緊急避難に該当する場合には違法性が阻却されることまで否定したものではない、こういうふう

に考えております。

○田村秀昭君 時間がありますので、これで終わらせていただきますが、集団的自衛権を保有するが行使しないという内閣法制局の見解を受けて政府見解もそういうふうになっておりますけれども、我が国の憲法も国連憲章も、個別的自衛権にしろ集団的自衛権にしろ、自衛権を否定しているものでないわけでありまして、二十一世紀に向かつてきちつとした判断をされることを希望して、質問を終わります。(拍手)

○山崎力君 参議院の会の山崎でございます。今回の一連のガイドライン閣議決案の審議に際しまして、総括でございますから、まず私の総体的な感想を述べさせていただきます。質問に入らせていただきます。

まず、一番最初に感じたのは、やはり法体系の中でどういうふうに位置づけるかということが非常にぎくしゃくしている。例えて言えば、私は代表質問のときにも申し上げましたけれども、建物をつくるのに土台をつくらないうで、まず屋根からつくってそこから柱をおろして最後に土台をつくらうとしている、そういう感じが否めない。だから無用の調整といえますか、ロジックの技術でその場その場といいますが、そういうものを切り抜けていくんではないかという気がいたしております。

そういう点と、特に今回の問題で言えば、有事法制がどうしてもない。有事法制という表現がいいかどうかは別として、そういう中身を詰めてないから、無用の議論とは言いませんけれども、その際それを詰めておけば、今回改めてその議論をしなくてもいいようなことを今しなくては

いけない、そういうふうな印象を持っております。

す。

それから、今回の具体的な問題で言えば、やはり修正の問題というのをどうとらえるかという点で、私もいろいろ疑問を感じるところがございます。修正の問題については、今後それだけの集中的なもので審議することでございますので、きょうは表面的な感じがいたしますが、概括的なところから入らせていただきます。

まず、同僚議員からいろいろ質問されておりますけれども、あの修正を、ああいふ中身である時点になぜしたのか。どうせならば、三つの法案がそういう意味で大切ならば一つのいわゆる別法にする。船舶検査活動も、ある程度めどをつけてから参議院に、衆議院で可決されたのか、それから参議院に、衆議院で可決されたのかという点についてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君) 山崎先生お尋ねの、なぜ船舶検査、必要と感ずるならばそれを詰めてから衆議院で採決しなかつたかということでございます。

その点につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、第一に、我々は十分の審議をこのガイドライン法案にかけました。九十三時間以上の審議をかけておりますし、また理事会でもさまざまな協議を行いました。

その中で、必要性は認めつつも、どうしてもこの船舶検査につきましては法文の表現の問題につきましても合意できない、長くやりましたからもう潮どきじゃないか、こういう感じが一つあります。それからもう一つは、やはりガイドラインの中に入れるのではなくて、一般法としてもあつていいのかなという感覚もございました。

そういう意味で、やはり備えはできるものから早くやつていこうということで、この際、船舶検査を削除した上での採決に踏み切った次第でございます。

○山崎力君 まず、今の御説明ですと非常にひつかるものがあるわけですね。と申しますのは、大切なものだから国会中にもやりたいとおつ

しゃつていっているんですが、長い間詰めた議論をして

も詰まらなかったものがなぜこれからの短い時間で、今国会中にもできるというふうな合意をなさつたのか。できるものなら早くということは、これはいわゆる国連の結みだけでなくてということもできるかもしれないということもあつたのでとおつしやいましたけれども、これは国連の安保理決議等を入れるか入れないかというのは、法体系上極めて私は重要な意味を持つと思うんです。

ガイドラインの閣議の中で入るのか、それとも日本の対米協力の中の一部なのか、それとも国連協力の中の一部なのか。法律を考えた場合、この法律というのはどこに当てはまる、どの体系の中に入るんだらう。これは極めて理念的なことからいけば非常に難しいと思います。哲学部分も入ってくるような部分で、その辺が詰まらなかったからこれからやつていかなくちゃいかぬということであるならば、少なくとも相当程度これから議論を進めなければいけない。今国会中にこれがまとめられるような状況で、努力目標ならともかく、対外的にそういうふうなことでやるんですよというふうな表現をされるのはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大野功統君) 船舶検査の基本的な問題点というのは、第一に旗国の承認でございます。それはもうほとんど国際的な慣行あるいは国際法に基づくことでございますけれども、旗国の承認、これはもう絶対必要である。

それから、運用上実際に行われておりますのは船長の同意ということでございます。あと、威嚇射撃をどうするかという問題点であります。……

○山崎力君 質問に答えるように言つてくださ

い、委員長。

○衆議院議員(大野功統君) 旗国の同意という観点から見れば、国連決議といった場合には経済制裁に基づくものになりますので、国連憲章二十五条によりまして当然旗国の承認があるとみなされる。しかし、国連において例えば五大国の中の拒否

権がございますから……

○山崎力君 委員長、質問に答えるように御注意願えませんか。

○衆議院議員(大野功統君) 質問に答えているつもりでございます。

○委員長(井上吉夫君) できるだけ短くやつてください。

○衆議院議員(大野功統君) はい。

○山崎力君 では、質問の意味を言います。時間が足りませんので、申しわけないんですが、私は、そういったものを含めて考え方が違うんじゃないんですかと、三党どういいう形か知らないが、それで、そういった重要なことを持っているんだから、今国会中の残りですと、どういいうのが立たないままあいう表現をしたんじゃないんですかとお聞きしているんです。めどは立っているんですか、立っていないんですか。まず、そこからお答え願いたいんです。

○衆議院議員(大野功統君) ですから、ポイントが旗国の承認というところでございます。その承認というものをどういいうふうに考えるか。国連という事実にできなくなる可能性だってある。したがって、その表現より、ポイントがもう旗国の承認でございますから、それを国連という形であらわすのか、それとも旗国の承認という形であらわすのか、その表現上の問題ですから、私はこれは協議をすれば必ず合意できるもの、このように思っておりますので、今国会中にも法的措置をぜひととりたい、この努力をやっているつもりでございます。

○山崎力君 それでは、そのタイムスケジュールは今どういいうふうになっておりますでしょうか。○衆議院議員(大野功統君) まず、大枠を設定しなければなりません。我々、考えておりました船舶検査の場合には、例えば威嚇射撃のことは考えていなかった。そういうことについてきちんと大枠をつくって、そして我々が内閣提出法案を修正したわけでございますけれども、内閣提出法案と

するの、それとも議員立法とするのか、こういう点、大枠を詰めてやっていかないと、その大枠を詰めるようとしていく段階でございます。

○山崎力君 要するに、タイムスケジュールはできていないということですね。

ですから、そういう点で、今からの日程から考えて、できるものから早くやるというのならそれは一つの考え方なんです。その中で、すぐできる、だけれどもタイムスケジュールは立っていない、だけれども今国会中にはやる、そういうふうな、僕には、懸念の先送りのその場しのぎの問題じゃないかな、そんな表現上の問題だったかな。一週間程度延ばしてできなかったのかという疑問が残るわけでございます。この問題は後ほどまたやらせていただきます。

もう一つ、先ほど申し上げた問題からいけば、周辺事態よりも先に詰めておくべき大きな問題が今回の周辺事態で煮詰まってきたといえます。改めて浮かんできた部分があるかと思うわけでございます。

例えば、本当に日本有事の際、対アメリカといいますが、アメリカが安保条約第五条に基づいて共同対処する、こういうときに日本側はどういいうふうなことをアメリカに対して、今のガイドラインのような協力ができるのかできないのか、できるとすればどういいう法律に基づいてどの程度までできるような法律になっているのか、この辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(高村正彦君) 我が国に対する武力攻撃が行われる場合であります。日米安保条約第五条に基づき、我が国は米国と共同して共通の危険に対処するよう行動することになるわけでございます。

その具体的内容につきましては、新たな日米防衛協力のための指針において、整合のとれた共同対処行動のための基本的考え方、作戦構想、作戦に係る諸活動等が示されているわけであり、より具体的に申し上げますと、作戦に係る諸活動

及びそれに必要な事項として、後方支援活動の中で特に配慮すべき事項として、補給、輸送に加え整備、施設及び衛生の各分野が挙げられているわけでございます。

周辺事態安全確保法案との関係について申し上げますと、我が国に対する武力攻撃が行われる事態は本法案が想定している事態ではないわけであり、ますから、米軍に対する支援は別の法的枠組みで行われることになるわけでございます。

○山崎力君 安保条約第五条の場合、日本の国内であればそれはそれで一つの考え方だろうと思うんですが、国外においてはどのようになっておりますか。自由と国外においてもそのような対米協力ができるといふことになるんでしょうか。

○政府委員(竹内行夫君) 日本の国内、国外に分けてそういう場合の我が国の対米協力について定めた法律は現在のところないと思っております。

今、大臣から申されましたのは、そういう五条事態になった場合にはこの周辺事態安全確保法案の適用はないということ、そういうことです。既存の法律、すなわち自衛隊法とか、そういう法律に基づいた根拠のある協力ならばできる、こういうことでございます。

○山崎力君 ちょっと今、意味がいま一つ聞き取れなかったんですが、それではわかりやすく具体的ににお聞きしたいと思っております。

日本有事の際、日本の国外においてアメリカの船に対して、今度の周辺事態法にあるように、燃料あるいは水等、そういったものの補給はできるんでしょうか、できないんでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) 今おっしゃったこの周辺事態安全確保法で予定しているような公海上の米艦艇に対しては輸送するというようなことは、これは現行の自衛隊法ではそういった根拠はないと思います。

なつたと。そうしますと、その有事になったときにそれをやる根拠規定がないわけですから、補給をやめたいか、こういうことになるわけですね。こんなばか話はないので、これをやったらもうアメリカから見れば世界の物笑いになるわけですね。

だから、そこで考えられるのは、周辺事態法でもこれを許しているんだから、そこから考えて、それよりもシビアな状況の日本有事の際には当然これができるんだということで補給を続ける、これしか考えられないわけです。日本有事にこれだけのことをアメリカに協力しますよというのが出ていけば、周辺事態でそのうちどれだけやればということになるんですが、どちらをとるか、これは仮定の問題でお答えしにくいかもしれないんですけれども、そういう事態が法的には起こり得るということは、これは認められるんでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(野呂田秀成君) 先ほどから御答弁しているとおりであります。周辺事態が我が国に対する武力攻撃に発展した場合には、周辺事態安全確保法案により対応することはできないわけであり、また、我が国が有事に際しては、自衛隊法第七十六条に定められた防衛出動の枠組みなどにより対応することとなるわけであり、しかしながら、我が国が有事に際しての対米支援を含む米軍の行動に係る法制につきましては安全保障上の課題であると認識しており、その取り扱いについては今後真剣に検討してまいる必要がある、こういうふうにご考えております。

○山崎力君 ということで、真剣にやっていた課題だと思っちゃった。確かにそうなんです、それが日本有事になったらその協力はできません、こんなばか話が現実には想定できるわけですね、法的には。

これが明らかに、私の言った土台をつくら

で柱を立てようとするからこういうことになるんです。あるいは、そこから類推解釈をする、周辺事態でこれだけできるんだから、それよりもひどい厳しい日本有事にこのくらいの協力はしましよ、うよ、こういうことになると思うんです。

ですから、それはどちらをとるのがいいのか、日本のためになるのかどうかわかりませんけれども、少なくとも法治国家であるならば、法の順序立てからすればこういうやり方をしていたかなきゃ困るという気持ちをお伝えしたいと思えます。

もう一点、周辺有事じゃなくても、せんだつての北朝鮮と思われる不審船事件のときに、海上自衛隊が海上保安庁からの委嘱を受けて海上警備行動に移りました。

ところが、それはそれなりにいいんですけれども、普通そういう場合というのは警察行動なわけですね。司法警察権を持った者が、あるいはそれからの命令を受けた者がやる行動のはずなんです。海上自衛隊あるいは防衛庁に、これは内部の、警務隊の方は内部規則、あるいは艦長としての艦内の警察権はともかくとして、あるいは犯罪者、容疑者を取り締まるという警察権、特に司法警察権というのは付与されていないはずですが、その辺はどういうことになっておりますでしょうか。

○国務大臣(野田芳成君) 御指摘のとおり、自衛隊には司法警察職員としての職務を行う権限は与えられておりません。

そこで、海上における人命、財産の保護または治安の維持につきましては、第一義的には司法警察権を有する海上保安庁が担当すべき任務とされているから海上警備行動を発令し、自衛隊には海上における人命、財産の保護または治安の維持のために必要な権限を付与する場合においても、司法警察職員としての職務は海上保安庁において行うことが適切と考えられたためであると理解しております。

現在、防衛庁におきましては、このような法的

スキームのもとで、海上保安庁とより円滑かつ緊密な連携を行っていくため情報交換や海上警備行動時の連携のあり方、司法警察権を有する海上保安庁への引き継ぎ等について検討しているところであり、海上保安庁との間で共同対処マニュアルを作成することにも有効と考えており、近く両大臣で協議することになっていると思っております。

○山崎力君 これは海上保安庁と海上自衛隊のみならず、ある意味においては治安出動時における自衛隊、陸上自衛隊が中心になるとは思いますが、その警察権の問題も入ってくる問題だと思えます。

そういった意味で、有事どころか周辺事態どころか、平時においてのこういう危機管理の問題というものと整合性が全然とれていない。どこまで自衛隊に、そういったものにやらせるのか。ただ姿だけ、その対応だけつくって置いて、組み合わせたところの体系が全然できていない、こういうふうな言わざるを得ない私は思っています。下手をすれば、一生懸命やって、あのときの、いろいろなケースが考えられますけれども、相手方の対応いかんによつては、いわゆる司法警察権限のないものがあつたことをやったということが、海上自衛隊が罪に問われかねない、越権行為であるということでも罪に問われることにもなりかねない、そういうふうな恐ろしい法体系に今我々はあるんじゃないかという危機感を持っております。

時間でございますので、最後に一言。

そういった見解を持つ私がおかしいんでしょうか、それともそういった中で問題をどういうふうにとらえてくるか、総理の御感想を一言伺つて、私の質問を終わりたいと思えます。(拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 有事における立法の問題にも絡むことだろうと思えますけれども、今の山崎委員の御指摘について十分勉強させていただきたいと思えます。

○島袋宗康君 まず、二〇〇〇年のサミットについて我が沖縄県で開催することを決定していただきまして、また衆参両沖縄県出身の国会議員が要

請してきたところでありますその目標がかなえられたという点で、非常に喜びと感謝を申し上げておきたいと思えます。ありがとうございました。このサミットの、二〇〇〇年という節目の年、二十世紀を締めくくると二十一世紀の扉を開く年に開催されるという点と、第二次大戦の激戦地の一つで敵味方ともに多数のとうとい人命を犠牲にした沖縄の地で開催されるという点に着目するときに、このサミットこそは平和の発信のサミットという位置づけがふさわしいと私は考えるわけであります。

問題になっておりますこのガイドラインにつきましては、沖縄の基地の整理縮小に関する日米協議と橋本政権下で同時並行的に行われてきております。ところが、SACOで合意されたこの政府の基地の整理縮小、これは多くは県内の移設という条件づきになっているために遅々として進んでいない状況であります。普天間飛行場や那覇軍港の返還問題は、それこそ県民の多くの願いでありますけれども、これもかなえられていないわけであります。

そこで、私は、二〇〇〇年のサミットは平和発信のサミットとしての位置づけを強く打ち出すべきではないだろうか、まかり間違つても米軍基地容認のための沖縄県民懐柔策に堕してしまつてはいけないうふうなふうに思っております。

総理は、このサミットの問題について、どういうふうな位置づけをされて沖縄県に誘致されたのか、ひとつ御説明をよろしく願います。

○国務大臣(小淵恵三君) このたび、来年の二〇〇〇年サミットにつきまして、首脳会議の開催地として沖縄県にお願いすることになりました。大変大きな世界的な注目を浴びることでございますので、ぜひ県を挙げてと申し上げますが、県民の皆さんの御支援、御理解によりまして成功裏にこのサミットを終了したいと考えておりますので、先生を初め御協力を改めてお願いいたしますと思っております。

沖縄県が、今お話しのように、戦争中、戦後、

大変御苦労をされまして、今なお基地を抱えて大変御苦労は継続しているわけでございますけれども、この機会に、日本における最南端の地域、亜熱帯の地域、そしてまたアジアに向けての玄関口といえますが、そういう意味で広くこれから沖縄県が世界に注目を浴びつつ発展をしていただきたいという願いも込めて決定をさせていただいた次第でございます。

なお、基地問題につきましては、SACOの最終合意につきまして今御指摘をちょうだいいたしましたけれども、一つ一つ着実にこれを推進し、基地の整理、縮小、統合、こうしたことについてなお一層の努力をいたしていきたいと思っております。

そういう意味で、もろもろいろいろの問題につきまして、このサミットを契機に、沖縄県が発展をされることも含めて、すべての点においてプラスになることのできるようにこれから準備もいたしていきたいと思えますし、県民の御協力もぜひお願いをいたしたいと思っております次第でございます。

○島袋宗康君 二十一世紀の我が日本の外交姿勢及び安全保障政策はいかにあるべきかということをお尋ねしたいと思えます。

現在の日本は余りにも対米一辺倒ではないか、外交姿勢等、日米安保条約頼みの安全保障政策ではないかと思われまふ。その上さらに、今回のガイドライン関連法案によつて日本が対米傾斜を強めることは、将来の日本国民、つまり我々の子孫にとつて果たして得策であろうか。

言うまでもなく、日本はアジアの一国であります。そのアジアにおいて二十一世紀に中国が台頭してくることは、だれも疑う余地はないわけでありまふ。そのようなときに日本の対中外交が米国の追従でよいのかどうかという点について私なりの疑問を持っておりますので、総理の御見解を示していただきたいと思えます。

○国務大臣(小淵恵三君) 我が国の外交は、我が国及び国際社会全体の安全と繁栄のため、米国を



一線を画することはできず、同法案によつて日本はアメリカの交戦に巻き込まれる可能性があり、それは交戦権を放棄している日本国憲法に反する。

二、周辺事態の認定機関・認定手続に関する規定がない。

三、当該措置の実施と対応措置に関する基本計画は、国の根幹にかかわる重大事項であるにもかかわらず、閣議で決定され国会承認を経る必要がないとしている。

四、地方公共団体に協力を求めることができるとしながら、協力の中身を明記せず法令及び基本計画に従うとしている点は、白紙委任立法である。

### 第二三二号 平成十一年一月二十八日受理

沖縄米軍基地の縮小・撤去、新ガイドラインの廃棄、周辺事態法案等の廃案等に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町三ノ二ノ一 成瀬信外八名

紹介議員 田 英夫君

今国会で自民・自由両党連立政権の下で新ガイドライン(新日米防衛協力の指針)に基づく戦争協力の体制が一挙に加速されようとしている。継続審議になっている周辺事態法案(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案)などの新ガイドライン協力法案の成立がもくろまれているばかりではなく、新ガイドライン関連法案以後をもにらんだ形で、「国連決議」に基づく多国籍軍への自衛隊の参加やPKF参加凍結解除など、自衛隊の海外での武力行使を一挙に拡大する方向が切り開かれようとしている。また、アメリカの要請を背景にTMD(戦域ミサイル防衛)構想の共同研究への参加や軍事偵察衛星の開発も進められようとしている。こうした状況を背景に成立がもくろまれている新ガイドライン関連法案や自衛隊の海外での武力行使を一挙に拡大しようとする動き、また沖縄県内に普天間基地に代わる新たな海兵隊ヘリ基地を建設しようとする動きに對して、反対の声をあげないわけにはいかない。

ついては、沖縄の米軍基地の縮小・撤去及び新ガイドラインの廃棄を行い、周辺事態法案などの戦争協力法案を廃案するとともに、TMD共同研究、偵察衛星開発関係の新たな軍拡項目を予算に組み入れないようにされたい。

### 第二九一号 平成十一年二月一日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 長野県松本市入山辺五、四八四 中野かおる外百六十四名

紹介議員 吉川 春子君

政府は新ガイドライン(新日米防衛協力の指針)に基づき、周辺事態法(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律)を始め、自衛隊法改悪や日米物品役務相互提供協定の改定(有事版ACSA)などの立法化を進めようとしているが、これらは国会の承認もないまま、アメリカの引き起こす戦争に国を挙げて自動的に参戦・協力させるための「アメリカ有事参戦法」であり、この下で自衛隊が行う米軍への補給・輸送、機雷掃海、船舶臨検などは参戦行為そのものである。さらに、民間空港・港の優先使用などの米軍への協力を自治体及び民間に義務付けようとしている。これらは国民の生活と権利を脅かし、武力の行使・威嚇を禁じた憲法を蹂躪するとともに、アジアの平和を脅かすものである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、周辺事態法や自衛隊法の改悪、日米物品役務相互提供協定の改定など、新ガイドラインに基づく一切の法律・協定を制定しないこと。

第三三〇号 平成十一年二月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 千葉県柏市西柏台一ノ八ノ七 高

林廣治外四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

### 第三六三号 平成十一年二月四日受理

AWACS導入撤回、新ガイドライン廃棄に関する請願

請願者 静岡県浜松市天王町八〇三 竹内 康人外千名

紹介議員 田 英夫君

政府は平成十一年三月までに航空自衛隊浜松基地へ一機五百七十億円もするAWACS(空中警戒管制機)四機を配備しようとしている平成十一年三月に二機配備。AWACSは日米共同作戦のかなめとなる軍用機であり、また、現在国会で論議されている新ガイドライン(新日米防衛協力の指針)のための戦争法はAWACSを海外へ派兵するものでもある。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、AWACS導入を撤回し、平成十一年三月に配備した二機については飛行を中止すること。

二、新ガイドラインの廃棄を進めること。

### 第三六八号 平成十一年二月五日受理

AWACS導入撤回、新ガイドライン廃棄に関する請願

請願者 東京都国立市東四ノ六ノ一七ノ二 〇五 二上節子外千七百一十一名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

第四〇〇号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願

請願者 北海道江別市野幌美幸町一〇ノ一 三 田中浩貴外九百九十九名

兵隊員の民間バス使用など自衛隊演習場と民間施設、輸送手段がアメリカ軍の意のままに使われる事態が急速に進み、道民の不安が高まっている。この背景には新ガイドラインがあり、アメリカが世界各地で行う軍事行動に日本が自動的に参戦すること、そのために空港や港湾、病院などを管理している自治体や民間の動員を行うことが取り決められており、政府はそのための国内法改悪を有事法制化として準備している。これらの動きは日米安保条約の事実上の大改悪であり、日本をアメリカが行う戦争に自動的に巻き込む極めて危険なものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、新日米防衛協力のための指針(ガイドライン)とその具体化を直ちにやめること。

二、有事法制化の企てを直ちにやめること。

三、米軍基地の固定化を許さず、すべての米軍基地を撤去すること。

第四〇一号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願

請願者 北海道千歳市自由ヶ丘二ノ七ノ三 高尾美雪外九百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四〇二号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願

請願者 札幌市東区伏古四二ノ五 坪田 正子外九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四〇三号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願

請願者 北海道室蘭市市島町二ノ三ノ一九 千上憲二外九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四〇四号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインと有罪法制化反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市新栄町一三ノ一

六ノ二〇六 佐野利満外九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四〇五号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 北海道小樽市天神二ノ六ノ二二

白川順子外九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四〇六号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 茨城県新治郡霞ヶ浦町牛渡二、七

二七ノ二五 富岡大晃外九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四〇七号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 青森県八戸市根城八ノ六ノ一三

浦富蔵外九百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四〇八号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台南三ノ一

五ノ二二 木村芳昭外九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四〇九号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 熊本県菊池郡泗水町南田島一、六

六八 坂本浩一外九百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一〇号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 熊本県上益城郡矢部町北中島三、一六四

歌野靖雄外九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一一号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 群馬県勢多郡宮城市之関一、二

五八ノ四 梅沢年乃外九百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一二号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市昭和町二ノ九ノ一七

湯本勝己外九百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一三号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 北海道夕張郡栗山町松風二丁目

島倉幸一外九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一四号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 和歌山市築港一ノ一一 川嶋幸夫

外千三十二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一五号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 和歌山県橋本市隅田町山内一、〇

一七 中岡純子外九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一六号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 和歌山県新宮市三輪崎三ノ一ノ一

六 岸本芳明外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一七号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 和歌山県有田郡金屋町中井原六八

〇 垣内順子外九百九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一八号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 長野県栗田北中二七ノ一三四

樋口登美子外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四一九号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 宮城県多賀城市高橋二ノ一四ノ三

〇 小田島要外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四二〇号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三ノ一八

ノ八 三村誠外九百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四二二号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 栃木県小山市土塔二五〇ノ三

石 川留美子外九百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四二三号 平成十一年二月九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 茨城県古河市長谷町二ノ八

伊 藤歩美外九百九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四五九号 平成十一年二月十日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 埼玉県志木市柏町六ノ二五ノ一五  
大西和子外五十四名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第四九五号 平成十一年二月十五日受理

新ガイドラインと有事立法等反対に関する請願  
請願者 東京都中野区本町一ノ三二ノ四ノ  
五〇一 佐藤反為外七百四十九名

紹介議員 田 英夫君

平成九年九月に新日米防衛協力の指針(新ガイド  
ライン)が、日米両政府によって合意された。

これまで日本は「思いやり予算」等により米国の  
軍事行動に協力してきたが、新ガイドラインは、  
その軍事行動に一般市民を強制的に協力させ、日  
本の「戦争国家」化を一段と推し進める内容に  
なっている。また、政府は「周辺事態法」(周辺事  
態に際して我が国の平和及び安全を確保するため  
の措置に関する法律)の制定、自衛隊法の改定な  
どを準備している。これは新たな有事立法にはか  
ならない。

ついでには、次の事項について実現を図られた  
い。

一、新日米防衛協力の指針(新ガイドライン)を破  
棄すること。

二、「周辺事態法」の制定、自衛隊法の改定を行  
わないこと。

三、「思いやり予算」を撤廃すること。

四、沖縄を始め、日本全土の米軍基地の撤退日程  
を具体化し、それに向けた具体的プログラムの  
作成に着手すること。

五、不当に土地を奪われ、軍事基地被害を受けて  
きた沖縄の住民に土地を返還すること。住民が  
沖縄で生活できるよう住民主導の跡地利用・産  
業復興計画を支援すること。

第二十七部

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第三号 平成十一年五月十日

六、日本による戦争のために分断され、貧困と孤  
立の中に置かれている朝鮮民主主義人民共和国  
との関係を正常化し、相互の信頼関係と平和を  
醸成すること。

七、アジア太平洋非核地域を宣言し、地域レベル  
の多極間平和協定を締結するなど軍事によらな  
い地域安全保障を実現すること。

第五〇三号 平成十一年二月十五日受理

沖縄米軍基地の縮小・撤去、新ガイドラインの廃  
棄、周辺事態法案等の廃棄等に関する請願

請願者 千葉県八千代市米本三ノ二二ノ四  
〇一 栗原学外七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五〇四号 平成十一年二月十五日受理

沖縄米軍基地の縮小・撤去、新ガイドラインの廃  
棄、周辺事態法案等の廃棄等に関する請願

請願者 東京都文京区本郷三ノ三七ノ三ノ  
三〇三 井上弘外七名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五〇五号 平成十一年二月十五日受理

沖縄米軍基地の縮小・撤去、新ガイドラインの廃  
棄、周辺事態法案等の廃棄等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市船越町七ノ六〇  
宮崎徹外七名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五三〇号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 群馬県沼田市下川田町一九五 徳  
江清外二百二十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三二号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 山口県小野田市共和台四ノ二〇  
林徳重外二百二十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三三二号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 群馬県藤岡市立石五八四ノ二 菅  
井洋典外二百二十名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三三三三号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡神川町小浜五五六ノ  
一 山崎定平外二百二十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三四四号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 神戸市長田区久保町一ノ一ノ二  
森下拓哉外二百二十名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三五五号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 鳥取県米子市米原七ノ一四ノ二五  
三郎九幹雄外二百二十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三六六号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 群馬県利根郡月夜野町月夜野二、  
四〇〇ノ一 福井健智外二百二十  
名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三七七号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 福岡市西区大字千里四六三ノ六  
目健二外二百二十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三八八号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 群馬県沼田市上発知町五〇〇 林  
幹雄外二百二十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五三九九号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 山口市大字秋穂二島三、〇一九  
山本辰男外二百九十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四〇〇号 平成十一年二月十九日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 北海道静内郡静内町中野町三ノ四

紹介議員 須藤美也子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四一号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 山口県宇部市昭和町一ノ一  
二村上洋子外三百名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四二号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 北海道浦河郡浦河町常盤町五五ノ  
二 菊池吉弘外二百二十名  
紹介議員 富樫 練三君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四三号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 山口県徳山市江の宮町五ノ一六  
田崎浩司外二百二十名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四四号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 山口市大字吉田三、〇八三ノCノ  
五ノ二〇五 浦部直美外二百二十  
名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四五号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 滋賀県甲賀郡甲西町岩根三、三四  
三 山本龍馬外二百二十名  
紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四六号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市赤崎町六四二 増  
山サタヨ外二百二十名  
紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四七号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 長崎県北高来郡森山町唐比北名一  
八五 吉谷弘隆外二百二十名  
八田ひろ子君  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四八号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 東京都青梅市野上町三ノ一五ノ二  
梁瀬裕康外二百二十名  
紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五四九号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 長崎県大村市富の原一ノ二二ノ  
三 土屋真二外二百二十名  
三 土屋真二外二百二十名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 群馬県藤岡市藤岡一、九三〇ノ四  
高橋弘外二百二十名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五一号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 山口県宇部市野中三ノ一四ノ  
三 大野真外二百二十名  
三 大野真外二百二十名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五二号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 群馬県多野郡吉井町吉井川四九一  
吉田喜久枝外二百二十名  
吉田喜久枝外二百二十名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五三号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 川崎市宮前区有馬五ノ二三ノ二六  
藤澤敏江外九百九十九名  
藤澤敏江外九百九十九名  
紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五四号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 沖縄県浦添市宮城五ノ一三ノ二一  
島田貞子外二百八十九名  
島田貞子外二百八十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五五号 平成十一年二月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 沖縄県那覇市楚辺二ノ三〇ノ一  
永山盛秀外二百八十九名  
永山盛秀外二百八十九名  
紹介議員 富樫 練三君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五六号 平成十一年二月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 沖縄県糸満市武富三六七 仲村宏  
外二百八十九名  
外二百八十九名  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五七号 平成十一年二月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 沖縄県島尻郡豊見城村高嶺三九四  
金城正由外二百八十九名  
金城正由外二百八十九名  
紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五八号 平成十一年三月二日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 埼玉県川口市戸塚境町二八ノ八ノ  
二〇二 坂口正幸外五百名  
二〇二 坂口正幸外五百名  
紹介議員 阿部 幸代君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五五九号 平成十一年三月二日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 埼玉県川口市戸塚境町二八ノ八ノ  
二〇二 坂口正幸外五百名  
二〇二 坂口正幸外五百名  
紹介議員 阿部 幸代君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第五六〇号 平成十一年三月二日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願  
請願者 埼玉県川口市戸塚境町二八ノ八ノ  
二〇二 坂口正幸外五百名  
二〇二 坂口正幸外五百名  
紹介議員 阿部 幸代君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七二四号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 奈良県大和高田市池田二四三ノ五

紹介議員 井上 美代君  
平田千華外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七二五号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 奈良市高畑町一八四ノ三四二三

紹介議員 池田 幹幸君  
田由美子外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七二六号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 鳥取市紙子谷一〇ノ七 福田仲久

紹介議員 市田 忠義君  
外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七二七号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 静岡県藤枝市音羽町六ノ六ノ二

紹介議員 岩佐 恵美君  
猪熊修一外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七二八号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 愛知県半田市栄町四ノ一ノ一

紹介議員 緒方 靖夫君  
宇佐美伸外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七二九号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 名古屋市中村区大秋町二ノ六〇

紹介議員 大沢 辰美君  
光部利之外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三〇号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 山口県岩国市保津町二ノ二ノ八

紹介議員 笠井 亮君  
坂田幸美外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三二号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 広島市東区福田八ノ三ノ一四

紹介議員 小池 晃君  
樋口貴光外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三三号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 大分県津久見市千慈三、五六〇

紹介議員 小泉 親司君  
黒枝真一外五百二十三名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三三号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 大分県下毛郡本耶馬溪町大字折元

一、一七〇ノ一 吉崎浩二外五百

名

紹介議員 須藤美也子君  
この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三四号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 大分市若田町一ノ二ノ一ノ一〇

紹介議員 立木 洋君  
一 高野亜紀外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三五号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 岩手県盛岡市名須川町二三ノ一八

紹介議員 富樫 練三君  
吉田美千代外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三六号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡平泉町平泉字正法

紹介議員 西山登紀子君  
八七ノ四 小野寺美恵子外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三七号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 岩手県一関市舞川字穴倉八九 吉

川民治外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三八号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 千葉県船橋市坪井町七〇八ノ五八

紹介議員 宇井友美外五百名  
畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七三九号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 千葉市花見川区花園一ノ二ノ九

紹介議員 八田ひろ子君  
円城寺智賀子外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七四〇号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 千葉県館山市相浜二六六ノ一出

紹介議員 林 紀子君  
口光子外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七四一号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市成田東が丘五ノ八

紹介議員 筆坂 秀世君  
秋吉猛外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七四二号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 大阪府門真市大池町二ノ一ノ一

紹介議員 宮本 岳志君  
宮崎清隆外五百名

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七四三号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町東川面一、四五〇ノ五 藤岡康広外五百名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七四四号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 広島県福山市伊勢丘八ノ六ノ二八 椎崎正人外五百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第七四五号 平成十一年三月二日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 岡山市湊三三七ノ二 有永多恵子 外五百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第八〇九号 平成十一年三月四日受理

新ガイドライン・有事法制化反対に関する請願

請願者 東京都杉並区今川二ノ一ノ二六 津和慶子外五百五十二名

紹介議員 福島 瑞穂君

平成九年九月に日米両政府が合意した新日米防衛協力の指針(新ガイドライン)を有効なものにするための周辺事態関連法案は、有事、平時を問わずアメリカの軍事行動に協力する内容であり、「後方支援」の名の下に米軍の戦闘行動に参加する自衛隊の行動範囲が無制限に広がるおそれがある。このような日本の平和安全保障政策を根本から転換させる可能性のある法案には反対である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法に違反する集団的自衛権の行使や有事立法化につながるおそれのある新ガイドライン関

連周辺事態法の制定を行わないこと。

二、武力によらない、平和、安全保障の実現のために、憲法の理念に基づく自主的な外交、文化交流等あらゆる努力を尽くすこと。

第八一〇号 平成十一年三月四日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 福岡市中央区舞鶴一ノ三ノ三一 岡田千代子外六百三十三名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第九五二号 平成十一年三月十五日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市西小仙波町二ノ一五ノ四 吉田昭男外九百四十一名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第九五三号 平成十一年三月十五日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県日高市高萩二、六四七ノ八 四 清野明外九百三十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇四八号 平成十一年三月十七日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法案等の廃案に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ八 川戸れい子外四十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

日米防衛協力のための新たな指針(新ガイドライン)は、「日本の憲法上の制約の範囲内」にあり、従来の「専守防衛」、「非核三原則」を基本方針とするとしながら、「特定の地理的概念でない周辺

【参議院】

事態」での米軍の戦闘行為を日本が兵站基地となつて官民を挙げて支援し、平素から「メカニズム(組織・機構)」を構築しておくものといわれている。

ついては、新ガイドライン関連法案である「周辺事態法案」(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案)等は次の点で憲法で保障されている国民の主権と人権を侵すものとして、廃案にされたい。

一、新ガイドラインは国会の審議を経ておらず、関連国内法の根拠となる国際条約・国際法としての要件を備えていない。

二、後方地域と前線の境界は流動的であり明確な一線を画することはできず、同法案によつて日本はアメリカの戦争行為に加担する可能性が大きき、それは交戦権を放棄している日本国憲法に反する。

三、周辺事態の認定機関・認定手続に関する規定がない。

四、地方公共団体に協力を求めることができるとしながら、協力の内容を明記せず法令及び基本計画に従うとしている点は、白紙委任立法である。

第一〇四九号 平成十一年三月十七日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 大阪市鶴見区横堤一ノ一ノ一八 三島絹子外四百五十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇五〇号 平成十一年三月十七日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 和歌山市北出島一ノ二六ノ七 辻美穂外八百八十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇五五号 平成十一年三月十七日受理

周辺事態法案及び自衛隊法改正案の廃案等に関する請願

請願者 川崎市多摩区東生田一ノ二ノ一 〇ノ二〇一 野口博子外三千四百二十二名

紹介議員 島袋 宗康君

今国会で新日米防衛協力の指針(新ガイドライン)の実効性を確保するため、周辺事態法案(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案)と自衛隊法改正案が審議されている。また、昨年四月には日米物品役務相互提供協定(ACSA)の改定協定が調印された。新ガイドラインを具体化するためのこれらの法案は、米軍への後方支援、在外邦人救出などを口実に憲法が禁止している集団的自衛権の行使、武力行使を合法化するものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、周辺事態法案及び自衛隊法改正案を廃案にすること。

二、政府にACSA改定協定を破棄させること。

第一〇八六号 平成十一年三月二十四日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 山梨県都留市田原二ノ一ノ二〇 益子邦子外二千名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇八七号 平成十一年三月二十四日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 長野県中野市大字小田中二五三ノ一〇 市川豊外二千名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇八八号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日五ノ七ノ四 須  
田千里外二千名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇八九号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 広島県尾道市久山田町七四三ノ一  
荒田幸子外二千名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九〇号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 鳥取市本町四ノ一二 上田絃子  
外二千名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九一号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山七、九一五  
ノ一 大草伍市外二千名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九二号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 神戸市灘区箕岡通一ノ二ノ一四  
川崎悦子外二千名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九三三号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台西九ノ一  
八ノ一二 天野美外二千名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九四号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡春日町落合堀田  
三ノ三 樋口正外二千名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九五号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 北海道深川市あけぼの町八ノ一五  
斉藤郁子外二千名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九六号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 埼玉県川越市宮元町五六ノ二八  
島崎正一外二千名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九七号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 宮城県志田郡鹿島台町平渡字銭神  
一一ノ二 小関昌子外二千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九八号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市中福岡一〇 射田  
昭男外二千名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一〇九九号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 東京都八王子市高尾町一、八九一  
ノ七 新堀初美外二千名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇〇号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 兵庫県加古川市上荘町小野八八三  
芝恵子外二千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇一号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 横浜市青葉区あざみ野二ノ二七ノ  
九 山本浩外二千名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇二号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 名古屋市中区上飯田南町四ノ一ノ  
一

三 酒井豊外二千名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇三三号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 東京都江戸川区腰骨二ノ七ノ一〇  
仁平好則外二千名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇四号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 茨城県牛久市東大和田町三〇二ノ  
一 中村さち子外二千名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇五号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 滋賀県大津市本堅田一ノ三三ノ二  
六 勝間洋行外二千名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇六号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 奈良県生駒市あすか野南二ノ二  
ノ一 清水美智子外二千名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第一一〇七号 平成十一年三月二十四日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 広島市安佐北區上深川町九四七ノ

一〇 山田博正外二千名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第二一〇八号 平成十一年三月二十四日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 茨城県日立市諏訪町四ノ二九ノ四

内田純子外二千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第二二五二号 平成十一年三月二十六日受理

新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願

請願者 東京都板橋区向原三ノ五ノ一三ノ

一〇一 高柳俊男外六千八百三十三

二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第二二八六号 平成十一年三月三十日受理

新ガイドライン・有事法制化反対に関する請願

請願者 横浜市青葉区鴨志田町五六九ノ一

ノ二四ノ二〇二 橋口毅外四十一

名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第八〇九号と同じである。

第二三三八号 平成十一年四月一日受理

周辺事態法案の撤回に関する請願

請願者 京都市伏見区深草塚本町六七 林

昭外百十名

紹介議員 大沢 辰美君

周辺事態法案(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案)はアメリカの戦争に自治体や民間までも巻き込み、日本を再び戦争国家に変えるものである。

ついでに、周辺事態法案を撤回されたい。

第二三一九号 平成十一年四月一日受理

周辺事態法案の撤回に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平一ノ九ノ一

板垣葉子外百名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二三二〇号 平成十一年四月一日受理

周辺事態法案の撤回に関する請願

請願者 石川県金沢市太陽が丘一ノ一 小

南浩一外百名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二三二二号 平成十一年四月一日受理

周辺事態法案の撤回に関する請願

請願者 東京都千代田区九段南四ノ八ノ二

四 山本修一外百名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二三三二号 平成十一年四月一日受理

周辺事態法案の撤回に関する請願

請願者 山形市小白川町一ノ四ノ一二 堀

口健一外百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二三四〇号 平成十一年四月二日受理

新ガイドライン関連法案の慎重審議に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ三ノ一

八ノ二四 大津健一外九百七十五

名

紹介議員 田 英夫君

小淵内閣は新ガイドライン関連法案の早期成立を目指しており、野党にも一部修正・成立賛成の

動きがあるが、新ガイドライン(新日米防衛協力

の指針)は明らかに戦争マニュアルである。米国

が引き起こす軍事戦略に地方自治体や市民を巻き

込んで戦争に加担するような政府の動きを座視す

るわけにはいかない。国会が少数意見を切り捨て

ることなく、政府の政治姿勢を問い直す見識を示

すよう求める。

ついでに、次の事項について実現を図られた

い。

一、現憲法の平和主義は世界の規範となるもので

あり、これを改悪(明文改憲)しようとする憲法

調査委員会などの動きがあるが、現憲法を遵守

すること。

二、新ガイドラインとその関連法案は、自治体、

市民を米国主導の戦争に巻き込み、民主主義を

破壊する可能性があり、法案の内容、特に「後

方支援」について等、国民に重要な影響を与え

る法案であるので、市民の声を広く聞き、具体

的かつ慎重な議論を徹底的に行うこと。

三、周辺事態法案等により米国の要求を日本の自

治体の意思に優先させることは、日本国の代表

としての政府の取るべき姿勢ではなく、まず自

治体の意思、権利を尊重すること。

四、領域の明確でない「周辺事態」について、自

衛隊の派遣、補給等の活動を行うことを認める

ような立法を行わないこと。

第一四一〇号 平成十一年四月五日受理

新ガイドラインと有事立法反対に関する請願(四

通)

請願者 長崎県大村市富の原一ノ一、二〇

七ノ一四 安達太郎外七千九百九

十九名

紹介議員 田 英夫君

新ガイドライン(新日米防衛協力の指針)と有事

立法(周辺事態法案・自衛隊法改正案・日米物品

役務相互提供協定改正案)は安保条約や自衛隊法

を逸脱し、日本を戦争のできる国にしようとする

憲法違反の企てである。

ついでに、新ガイドラインの撤回と有事立法の

廃案を行われたい。

第一四二二号 平成十一年四月六日受理

周辺事態法等制定反対、在沖繩米軍基地の縮小・

撤去等に関する請願

請願者 名古屋市長緑区桃山一ノ一五四ノ一

六ノ二〇一 花房千歳外三百六十

三名

紹介議員 大脇 雅子君

「新日米防衛協力の指針」(新ガイドライン)を

実体化させるための法整備である周辺事態法案

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保

するための措置に関する法律案)や自衛隊法の

「改正」案などは、周辺事態(日本周辺の戦争)に

対してアメリカの軍事行動に日本が全面的に協力

しつつ、自衛隊が邦人救出などの名目で出動する

ことを「自衛隊の積極的役割」とし、この作戦を

展開するために国内法を整備し民間を巻き込んで

戦争に対応しようとするものである。しかも、「周

辺事態」の認定を国会にもかけず閣議決定で

対処しようとしており、憲法第九条を空洞化さ

せ、国民主権・民主主義を形骸化させるものであ

る。このことが端的に現れているのが沖繩であ

り、平成八年の県民投票、平成九年十二月の海上

ヘリポート基地新設の名義の住民投票で沖繩の基

地反対の姿勢が示されたが、政府は「普天間基地

返還凍結」の姿勢を打ち出す一方で振興策をてこ

に基地建設を推し進めようとしている。

ついでに、次の事項について実現を図られた

い。

一、周辺事態法を制定しないこと。自衛隊法「改

正」を行わないこと。ACSA(日米物品役務

相互提供協定)の改定を行わないこと。

二、沖繩名護の海上ヘリポート基地建設計画を断

念すること。

三、普天間基地を即時返還し、在沖繩米軍基地を

縮小・撤去すること。

第一四二二号 平成十一年四月六日受理  
周辺事態法案の撤回に関する請願

請願者 岡山市横井上五〇七ノ七九 野田  
隆三郎外五百十四名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第一四二三号 平成十一年四月六日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎県平戸市度島町二、三八九ノ  
一 原田彰一外千九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一四九九号 平成十一年四月十二日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎市小江町五〇五 東山義秋外  
千九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五〇〇号 平成十一年四月十二日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 東京都清瀬市下清戸一ノ二二二ノ  
六五ノ三 島山真外二百二十四名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第二九一〇号と同じである。

第一五二五号 平成十一年四月十四日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎市立山二ノ一ノ二 田川初枝  
外千九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五五一号 平成十一年四月十五日受理  
AWACS導入撤回、新ガイドライン廃案に関する  
請願

第二十七部 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第三号 平成十一年五月十日

請願者 千葉市若葉区大宮台六ノ一七ノ二  
嶋崎小夜子外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、新ガイドラインと有事立法反対に関する請  
願(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五六  
八号)(第一五六九号)

一、新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制  
定反対に関する請願(第一五七〇号)

一、新ガイドラインと有事立法反対に関する請  
願(第一六二七号)

一、新ガイドライン関連法案の廃案、有事法制  
化反対等に関する請願(第一六三八号)

一、新ガイドライン・有事法制化反対に関する  
請願(第一六三九号)

第一五六六号 平成十一年四月十九日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市山手町四ノ一三  
小塩政光外千四百九十九名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五六七号 平成十一年四月十九日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市大坪町乙一六五ノ  
二六 古川邦裕外千四百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五六八号 平成十一年四月十九日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎市若見町五五ノ一九 松林  
政雄外千四百九十九名

第一五六九号 平成十一年四月十九日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町樺島一、  
六四九 小川祥子外千四百九十九  
名

紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五七〇号 平成十一年四月十九日受理  
新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対  
に関する請願

請願者 茨城県下館市一本松一、三六六ノ  
五 加茂幸恵外二百二十名

紹介議員 小泉 親司君  
この請願の趣旨は、第二九一〇号と同じである。

第一六三七号 平成十一年四月二十二日受理  
新ガイドラインと有事立法反対に関する請願

請願者 長崎県島原市栄町八、六四六ノ五  
迎幸八外千九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一六三八号 平成十一年四月二十二日受理  
新ガイドライン関連法案の廃案、有事法制化反対  
等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市女布七九七ノ一 山  
口幸子外五十七名

紹介議員 清水 澄子君  
平成九年九月、日米両政府の合意によって成立  
した新ガイドライン(新日米防衛協力の指針)は、  
有事・平時を問わずアメリカの軍事行動に日本が  
全面的に協力する内容であり、この新ガイドライ  
ンを実効性のあるものにするために、政府は周辺  
事態法(周辺事態に際して我が国の平和及び安全  
を確保するための措置に関する法律)の制定や自  
衛隊法の改悪などを目指している。また、冷戦後  
も日本は米軍に対し、沖縄を始めとする基地を提

供し、駐留経費(思いやり予算)を負担し続けてい  
るが、日米安保条約を見直し、平和憲法に基づい  
た武力によらない安全保障の在り方を検討するよ  
う求める。

ついては、次の措置を採らねばならない。  
一、新ガイドラインに関連する周辺事態法案を廃  
案にし、自衛隊法改悪や有事法制化を行わない  
こと。

二、「思いやり予算」を始めとして、防衛予算の  
大幅縮小を図ること。

三、日米安保条約を見直し、米軍基地の縮小・撤  
去、武力によらない安全保障を実現すること。

第一六三九号 平成十一年四月二十二日受理  
新ガイドライン・有事法制化反対に関する請願

請願者 東京都練馬区田柄二ノ八ノ二 原  
アイ子外四十七名

紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第八〇九号と同じである。

【参議院】





平成十一年五月十八日印刷

平成十一年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局